

## 令和3年3月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 3月2日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の施政方針並びに提案理由説明	9
散会	24
◎会議録第2号 3月4日	
議事日程	27
出席欠席者名	27
開議	29
代表質問	29
6番 六政会 宮原雄一議員	29
1 震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」について	29
2 教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」について	30
3 産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」について	30
7番 宇土、みらい 嶋本圭人議員	36
1 教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」について	36
2 保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」について	36
3 産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」について	37
4 生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」について	37

5	住民協働・行財政運営について	37
3 番	宇土市政研「志」 今中真之助議員	41
1	震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」につ いて	42
2	教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」 について	43
3	産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり ～」について	43
4	生活環境・都市基盤分野の「“輝く” まち～安全のふるさ とづくり～」について	44
5	「地区別のまちづくり」について	44
	散会	50

◎会議録第3号 3月5日

	議事日程	53
	出席欠席者名	53
	開議	55
	質疑・一般質問	55
9 番	平江光輝議員	55
1	新庁舎建設工事について	55
2	職員人事について	57
10 番	檜崎政治議員	62
1	SDGs（持続可能な開発目標）について	62
2	新型コロナウイルス感染症対策について	64
3	介護を取り巻く問題について	66
11 番	野口修一議員	70
1	時代変化に合わせる都市計画	71
2	行政の費用対効果	80
13 番	藤井慶峰議員	82
1	新型コロナウイルス感染症による経済的悪影響による市民 生活の更なる支援について	82
2	「ポイ捨て禁止条例」を制定出来ないか	87
	散会	88

◎会議録第4号 3月8日

議事日程	91
出席欠席者名	91
開議	93
質疑・一般質問	93
1 4 番 芥川幸子議員	93
1 避難行動要支援者の個別計画について	93
2 ウィズコロナ時代に対応した、妊産婦へやさしいまちづく りについて	95
3 新しい時代の学びの環境の整備について	97
1 7 番 村田宣雄議員	99
1 温暖化防止に農業で貢献	99
2 水田リノベーション事業への対応	103
1 8 番 福田慧一議員	105
1 第3次臨時給付金でくらしと営業を守る支援策について	105
2 子育て世代の支援策について	109
3 後期高齢者医療保険の窓口2割負担に反対を	111
4 特別障害者手当制度について	114
4 番 西田和徳議員	115
1 住吉漁港について	116
2 網津地区の湛水防除事業について	117
常任委員会に付託（議案第4号から議案第34号）	118
常任委員会に付託（請願・陳情）	118
散会	119

◎会議録第5号 3月17日

議事日程	125
出席欠席者名	125
開議	127
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 （質疑・討論）	127
各常任委員長報告	128
1 総務市民常任委員長報告	129
2 経済建設常任委員長報告	132

3 文教厚生常任委員長報告	136
(質疑・討論・採決)	139
請願・陳情について	142
(質疑・討論・採決)	142
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について (採決)	142
(追加日程)	
発議第1号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について	143
閉会	144
署名	148

第 1 号

3 月 2 日 (火)

# 令和3年3月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第8号

令和3年3月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月2日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和3年3月2日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

### 1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
3月2日	火	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針並びに市長の提案理由説明
3月3日	水	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
3月4日	木	10:00	本会議	代表質問及び質疑・一般質問
3月5日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問
3月6日	土		休 会	(市の休日)
3月7日	日		休 会	(市の休日)
3月8日	月	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
3月9日	火	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
3月10日	水	10:00	委員会	総務市民常任委員会
3月11日	木	10:00	委員会	経済建設常任委員会
3月12日	金		休 会	議事整理
3月13日	土		休 会	(市の休日)
3月14日	日		休 会	(市の休日)
3月15日	月		休 会	議事整理
3月16日	火		休 会	議事整理
3月17日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

## 2. 議事日程

令和3年3月2日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の締結について

日程第 4 議案第 2号 宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について

日程第 5 議案第 3号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について

日程第 6 議案第 4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

日程第 7 議案第 5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第4号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について

日程第 8 議案第 6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第 9 議案第 7号 宇土市長の給料の減額に関する条例について

日程第10 議案第 8号 宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第10号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第11号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第12号 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

日程第15 議案第13号 宇土市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第14号 宇土市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例について

日程第17 議案第15号 宇土市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定支援基金条例について

日程第18 議案第16号 宇土市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第17号 武家屋敷（旧高月邸）条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第18号 宇土市道路線の廃止について

日程第21 議案第19号 宇土市道路線の認定について

日程第22 議案第20号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について

- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 2 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 2 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 2 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 2 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 2 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 3 年度宇土市一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 3 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 3 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 3 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和 3 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 3 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 鶴城中学校外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
- 報告第 1 号 令和元年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 専決第 3 号 損害賠償額の決定について

### 3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 4. 出席議員（18人）

1 番 佐美三 洋 君

2 番 小 崎 憲 一 君

3 番 今 中 真之助 君

4 番 西 田 和 徳 君

5番 園田 茂 君  
7番 嶋本 圭人 君  
9番 平江 光輝 君  
11番 野口 修一 君  
13番 藤井 慶峰 君  
15番 山村 保夫 君  
17番 村田 宣雄 君

6番 宮原 雄一 君  
8番 柴田 正樹 君  
10番 檜崎 政治 君  
12番 中口 俊宏 君  
14番 芥川 幸子 さん  
16番 杉本 信一 君  
18番 福田 慧一 君

#### 5. 欠席議員（なし）

#### 6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松 茂樹 君	副市長	谷崎 淳一 君
教育長	太田 耕幸 君	総務部長	杉本 裕治 君
企画部長	石本 尚志 君	市民環境部長	小山 郁郎 君
健康福祉部長	岡田 郁子 さん	経済部長	山口 裕一 君
建設部長	草野 一人 君	教育部長	宮田 裕三 君
総務課長	光井 正吾 君	危機管理課長	東 頭 君
財政課長	上木 淳司 君	企画課長	宮崎 英児 君
まちづくり推進課長	加藤 敬一郎 君		

#### 7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口 泰正 君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠 君
議事係参事	永守 未和 さん	庶務係参事	松本 浩典 君

午前10時42分開会

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和3年3月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 事務報告をいたします。

令和2年12月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として議席に配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番，西田和徳君，15番，山村保夫君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の締結について

日程第4 議案第2号 宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について

日程第5 議案第3号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について

日程第6 議案第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

日程第7 議案第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第4号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について

- 日程第 8 議案第 6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第5号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議案第 7号 宇土市長の給料の減額に関する条例について
- 日程第10 議案第 8号 宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 宇土市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 宇土市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例について
- 日程第17 議案第15号 宇土市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定支援基金条例について
- 日程第18 議案第16号 宇土市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 武家屋敷（旧高月邸）条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 宇土市道路線の廃止について
- 日程第21 議案第19号 宇土市道路線の認定について
- 日程第22 議案第20号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第23 議案第21号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第24 議案第22号 令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第23号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第24号 令和2年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第25号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第26号 令和3年度宇土市一般会計予算について
- 日程第29 議案第27号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 3 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 3 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 3 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和 3 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 3 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 鶴城中学校外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について
- 報告第 1 号 令和元年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 専決第 3 号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第 3，市長提出議案第 1 号から，日程第 3 7，議案第 3 5 号までの 3 5 件を一括して議題といたします。

市長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 本日ここに，令和 3 年 3 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき，誠にありがとうございます。また，本定例会におきましても，感染症対策として，代表質問並びに一般質問の時間短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。

まず，令和 3 年度施政方針の説明に先立ちまして，網田地区における地籍調査の誤りについて，市民の皆様，議員の皆様にお報告とお詫びを申し上げます。

この問題は，平成 1 9 年度から平成 2 5 年度にかけてまして地籍調査を実施しました長浜町，上網田町及び下網田町の一部の地域において，本市が国土調査法をはじめとする関係法令に基づかず，誤ったルールにより調査を実施してしまったものでございます。

これを受けまして，現在，令和 4 年度までにその修正作業を完了すべく，鋭意取り組んでおりますが，その事業費には多額の一般財源を要するなど，この問題は市政の信頼を著しく失墜させる極めて重大なものであると認識しております。

改めて，網田地区の土地所有者の皆様，市民の皆様，そして，議員の皆様には大変な御迷惑をお掛けし，心よりお詫びを申し上げます。

この問題の発覚後、私自身、まずは地籍調査の誤りによる修正作業を最優先に実施すべきであると考え、その作業に一定の目途がついた際には、私自身を含め、その責任の所在を明確にしたいという強い思いがございました。

この問題に関しましては、これまで、第三者の有識者等も交え、原因究明や責任の所在等について検証を行ってまいりましたが、やはり、組織としての業務管理やチェック体制が十分機能していなかったことなど、私自身を含め、当時の管理監督者に大きな責任があったものと考えております。

そこで、この問題の責任を取りまして、市政の責任者であります私の給料を10%減額いたします。期間は、本年4月から1年間を予定しております。

今後は、このようなことが二度と発生しないよう、私自身が先頭に立ち、徹底した再発防止策を実施するなど、職員一丸となって市政に対する信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、本年3月定例会の開会に当たり、令和3年度の市政運営における基本的な考え方と主な施策について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が中国で初めて確認され、早1年余りが経過しましたが、人類がこれまで経験したことのない、このウイルスによる急速な感染拡大は、世界中の人々の生活を一変させました。

日常生活ではマスク着用やソーシャルディスタンスの確保といった感染症対策がもはや常識となり、世界中での感染者数は累計で1億人を超えております。

一方、我が国においては、欧米ほどの感染者数や死者数はないものの、昨年秋から爆発的に感染者数が増加し、依然として大都市圏を中心に国の緊急事態宣言が継続される中、このウイルスと闘う医療現場の最前線では、逼迫した状況が続いております。

また、経済面においても外出自粛等の影響により、飲食業をはじめ幅広い分野に深刻な影響を及ぼしております。

現在、一部の国においては、感染症対策の切り札として、既にワクチンの接種が始まっており、我が国においても、医療従事者への先行接種を皮切りに、高齢者、そして、それ以外の方々へ順次対象者を拡大することとしております。

本市としましても、市民の皆様にごできるだけ早く接種いただけるよう、現在、市を挙げて鋭意準備を進めておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

いまだ収束の兆しが見えない、このウイルスと人類との闘いは、多くの方々がワクチンを接種し、集団免疫を獲得するまでは、しばらく続くものと思われ、今後も、このウイルスとの長期的な共存を見据えた生活スタイルを継続する必要があります。

市民の皆様や事業者の皆様におかれましては、気を緩めることなく、引き続きマスクの着用や手洗いの励行、室内の換気をはじめとする感染症対策の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

本市としましても、コロナ禍により疲弊した地域経済の立て直しと市民の皆様の暮らし、そして命を守るため、今後もスピード感を持って実効性のある施策を実施してまいります。

さて、昨年を振り返ってみますと、毎年のように全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が、熊本地震からの復興途上である本県を襲いました。

この令和2年7月豪雨は、本県を中心に九州、中部、東北地方など、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。

この豪雨災害により被災された方々は、今なお生活再建の見通しが立たず、応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされておられます。改めてお亡くなりになりました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

今回の豪雨災害による人吉球磨地域の惨状は目を覆うものがあり、あの身近で普段穏やかな球磨川が激流と化し、家々を飲み込む様を我々は目の当たりにし、自然災害の脅威と人間の無力さを思い知らされました。

本市におきましても、この災害を決して対岸の火事として受け止めるのではなく、同様の災害が発生することを想定した、防災・減災対策を早急に講じる必要があると考えております。

特に近年の激甚化する自然災害に対応するためには、何よりも市民の皆様の命を守ることが重要であり、市民自らがいち早くその行動をとれるよう、今後とも防災意識の向上に努めるとともに、避難勧告等を含めた緊急情報を迅速かつ分かりやすく提供してまいります。

一方で、本県にとって、とりわけ宇土市にとってコロナ禍の暗いムードを吹き飛ばすほどの大変うれしいニュースがありました。

大相撲秋場所にて、本市出身の正代関が、見事、県出身力士として初の幕内優勝と実に58年振りとなる大関昇進というダブルの偉業を成し遂げました。あの優勝の瞬間は、市民の誰もが熱いものが込み上げ、生涯忘れることのできない出来事になったのではないかと思います。

今年の1月場所では、2度目の優勝を惜しくも逃しましたが、近い将来、新型コロナウイルス感染症が収束し、再度の優勝を果たした暁には、是非とも、本市での祝賀パレードを実施したいと考えております。

また、同じく本市出身のサッカーの植田直通選手も、国際親善試合で日本代表として決勝点を決める活躍を見せてくれました。

そして、小中学生においても、新型コロナウイルス感染予防のため、スポーツ活動が自粛される中、様々な競技においてめざましい活躍があり、市民の皆様に夢や希望、そして感動を与えてくれました。

そのような中、いよいよ本年4月から、熊本地震からの創造的復興のシンボルとなる新庁舎の本体工事に着手いたします。令和5年5月の供用開始までの間、市民の皆様には、何かと御不便をおかけいたしますが、工事期間中は安全対策に万全を期してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年、新たな返礼品の追加や専用ポータルサイトの増設によりまして、大幅に寄附金額が増加しましたふるさと宇土応援寄附金につきましては、既に本年1月末時点で、寄附金額が昨年度実績の5倍強となる11億円を超えるなど、全国の皆様から多くの寄附をいただいております。

この応援寄附金は、本市の貴重な財源となることはもちろん、返礼品として本市の多くの特産品を全国にお送りすることから、地域経済の活性化になり、ひいては本市の全国に向けたPRにもつながる大変有益な施策であると考えております。

今後も、現状の寄附金額に甘んじることなく、引き続き市内の生産者や事業者と連携し、新たな返礼品の開発を推進するなど、自主財源の拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

さて、令和3年度は、「第6次宇土市総合計画」が3年目を迎えますが、これをより実効性のあるものにするためには、持続可能な財政基盤の強化と効率的な行政運営を推進することが重要となってまいります。

加えて、国のデジタル改革や働き方改革の推進、また、withコロナ時代を見据えた業務の在り方についても見直す必要があります。

これらを受けまして、令和3年度から5年間を計画期間とします第9次宇土市行財政改革大綱を先月策定いたしました。この大綱では、あのトヨタ自動車の生産性を飛躍的に向上させた「カイゼン」をキーワードに、「スマートな行政運営を目指すカイゼン」をはじめとする「四つのカイゼン方針」を掲げ、今後、行政運営の効率化と財政の健全化に向けて、積極的に取り組んでまいります。

また、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にテレワークなどの新しい働き方が浸透したこともあり、都市部を離れ自然豊かな地方で生活したいという機運が高まっております。

本市としましても、この機会を逃すことなく、コロナ禍のピンチをチャンスとして捉え、企業誘致や移住・定住の促進を図るため、あらゆる機会を通じて本市の魅力を発信し、新たな時代に対応した地方創生の実現に向け、様々な取組を加速させてまいります。

そのためにも、これまで以上に議員の皆様と連携し、市民の皆様の声を大切にして、市政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか皆様の御理解、そして御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和3年度予算案の概要について申し上げます。

予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の減少が見込まれ、熊本地震関連で借り入れた地方債の償還も一部始まる中、依然として社会保障費は増加し続けていることから、義務的経費が増加し、大変厳しい作業となりました。

そのような中にあっても、直面する新型コロナウイルス感染症への対応と、新しい生活様式の実現、また、復興から将来の発展に資する事業を確実に実施しなければなりません。

このため、国県の補助金や基金、市債等の活用により財源確保を図りながら、市民の皆様の目線に立った様々な施策について、その必要性・緊急性・優先度を踏まえた事業の選択と集中を行い、総額194億7,000万円の一般会計予算案を調製いたしました。

それでは、令和3年度一般会計予算案の主な施策の概要につきまして、宇土市総合計画の基本構想の内容に沿って、御説明申し上げます。

1点目は、震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」についてであります。

平成28年の熊本地震から、まもなく5年が経過しようとしております。これまで、災害からの早期復旧を目標に掲げ、市民の生活再建を最優先に、創造的復興に向けた取組を進めてまいりました。

その結果、多くの再建が進み、新庁舎の建設におきましても、今年度に設計業務が完了し、令和3年度から建設工事に取りかかる予定としております。また、併せまして、庁舎周辺道路の整備を行ってまいります。

次に、自然災害の防止や減災に向け、引き続き、防災対策・減災対策の充実に努めてまいります。

まず、消防団員の報酬額を改定し、その職責に見合った報酬額とし、団員の確保と防災力の向上を図ってまいります。

また、河川氾濫による浸水被害等を軽減するため、河川の浚渫工事を行ってまいります。

さらには、洪水に係る浸水想定区域の基準を見直した総合防災マップを作成し、全世帯に配布する予定としております。

そのほか、網田地区の交流・防災拠点施設として、令和6年度の供用開始を目指し、支所機能を併設した網田コミュニティセンターの建設事業を進めてまいります。

次に、2点目は、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてであります。

幼児教育につきましては、幼稚園の一時預かり事業、特別支援教育などについて、令和3

年度も継続して行ってまいります。

学校教育につきましては、市独自で行っております特別支援教育、適応指導教室、スクールサポーターなどの事業を令和3年度も継続して行ってまいります。

市立小中学校のICT整備につきましては、今年度末までに、各教室で学習用タブレットを使用できる環境を整備し、1人1台の学習用タブレットの配備が完了します。令和3年度からは、段階的に学校の授業だけでなく、家庭学習等においても学習用タブレットを活用できるように教員のICT指導力の向上などに努めてまいります。

学校の施設につきましては、花園小学校・緑川小学校・住吉中学校のプール塗装工事を行い、学習環境を整えるとともに、生徒が安心してスポーツ活動が行えるよう、鶴城中学校の防球ネット工事を行ってまいります。

そのほか、将来的な給食費会計の公会計化を目指し、まずは給食センターにおいて、学校が担っております給食費の滞納管理業務の引き継ぎを行ってまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、延期されております東京2020オリンピックの聖火リレー後のミニセレブレーションを開催する予定としております。

また、子どもたちのスポーツ活動を応援するため、スポーツ振興基金を活用した支援の拡大を行ってまいります。

文化遺産の保存・活用につきましては、復旧が完了しました船場橋のスポットライト改修工事を行うとともに、国内現役最古の上水道であります轟泉水道を保存していくため、国指定に向けて調査を進めてまいります。

そのほか、駐車場不足が長年の懸案事項でもありました、宇土市立図書館の駐車台数を20台増加し、利用者の増加、利便性の向上を図ってまいります。

次に、3点目は、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」についてであります。

子育て支援につきましては、これまで児童センターで行ってまいりました、つどいの広場事業を、浦田仮設団地跡のみんなの家を活用し、実施してまいります。

また、保育所及び放課後児童クラブにつきましては、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に沿って、引き続き施設の整備等を行ってまいります。

そのほか、これまで実施してまいりました中学生までを対象とした乳幼児・こども医療費の助成、多子世帯等を対象とした保育所等における副食費の補助などについて、令和3年度も継続して行ってまいります。

高齢者支援につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業であります、75歳以上の後期高齢者医療加入者等を対象とした、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでまいります。

また、成年後見支援センターの運営を外部に委託し、相談支援機能の強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、増加するニーズに対し、引き続き、市独自の補助であります在宅介護手当や紙おむつ助成、福祉タクシー券助成などの事業を行うとともに、宇城圏域の市や町、事業所と連携しながら、障がい者の日常生活、社会生活を支援してまいります。

次に、4点目は、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてであります。

まず、農林業の振興につきましては、拡大し続ける鳥獣被害に対し、先進的な取組をされている「くまもと☆農家ハンター」の協力を得ながら、地域住民へ鳥獣に関する正しい知識や防除対策などの習得について支援するとともに、農作地への侵入防止柵の設置補助や狩猟免許取得補助を継続して行ってまいります。

水産業の振興につきましては、長部田港の浚渫及び荷上場の嵩上げ等の事業に取り組むとともに、戸口地区の高潮対策工事を実施するに当たり、その効果等の分析を行い、効果的な減災対策を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、宇土マリーナにおける施設の防水工事及びクレーンの設備点検を行い、今後の維持管理について検討してまいります。

観光の振興につきましては、日本の渚百選、日本の夕陽百選に選定されております、御輿来海岸を望む島山の干潟景勝地に展望広場を整備するため、地質調査や概略設計を行ってまいります。

次に、5点目は、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてであります。

まず、道路・交通網の整備につきましては、今年度から都市計画道路北段原線の未整備区間の整備に着手しております。令和3年度は、用地買収を行い、令和6年度の完成に向けて整備を進めてまいります。これにより、市街地の環状道路が完成し、交通機能や防災機能面の向上が図られると考えております。

また、中央公園遊具の更新を行い、市民の憩いの場として、安全で快適な遊び場の整備を図ってまいります。

環境保全につきましては、ごみの量が増加する中、カラス等からの被害を最小限に防ぐため、ごみ集積場設置補助金の増額を行い、地域の負担軽減を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、令和3年度も引き続き、サテライト宇土からの寄附金などを活用し、カラー舗装、カーブミラー、防護柵などの整備を行ってまいります。

次に、6点目は、住民協働・行財政運営についてであります。

令和3年度は、先ほども申しあげましたように、社会保障費の増加に加え、熊本地震関連

で借り入れた地方債の償還が一部開始されます。また、宇城広域連合のごみ処理施設の改修などが予定されており、これまで以上に行財政改革を進め、行政運営の効率化・円滑化に取り組む必要があると考えております。

また、歳入面におきましては、先ほども申し上げましたが、今年度はふるさと宇土応援寄附金として、全国の皆様から多くの寄附をいただいております。令和3年度も、本市を全国にアピールしながら、引き続き、地方創生につながる取組を進めてまいります。

また、広告収入事業の展開など、その他の歳入につきましても積極的に取り組む必要があると考えております。

最後に、「地区別のまちづくり」についてであります。

本市の七つの地区は、地区ごとに歴史や文化などの地域資源、特性があり、抱えている課題も違います。令和3年度も、引き続き、分野ごとの各種施策と併せて、地区の特性を生かすためのまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

以上、市政運営における基本的な考え方と主な施策について申し上げましたが、復興から発展へ、さらには未来へと、現に直面する課題に向き合いながら、誰もが宇土市に住み続けたいと思われるような、未来につながるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決をいただきたい案件がございますので、議案書を三つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1の御説明を申し上げます。

議案第1号、宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の締結について。議案第2号、宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について。議案第3号、宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について。これら3件は、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本市としましては、新庁舎の令和5年5月の供用開始に向け、滞りなくこれらの工事が完了するよう、この後、速やかに落札業者との間で本契約を締結し、一日でも早く工事に着手したいと考えております。そのため、これらの議案につきましては、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案その2は、専決処分の報告承認関係が3件、条例関係が11件、予算関係が15件、その他が2件の31議案及び報告が3件であります。

まず、議案第4号から議案第6号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第4号、専決第2号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。補正額は9億3,444万9千円を増額するもので、補正後の総額は265億9,610万8千円です。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、ふるさと宇土応援基金経費及び新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）の増額を行っております。

民生費では、児童扶養手当経費の増額を行っております。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（農林水産課分）の増額を行っております。

議案第5号、専決第4号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について。補正額は5億4,108万1千円を増額するもので、補正後の総額は271億3,718万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、電子納品管理システム導入事業及び企画課分の増額を行っております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、PCR検査事業の計上及び同事業として、ファミリーサポートセンター事業の増額を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチン接種体制確保事業等を計上しております。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、農林漁業者事業継続対策費の計上及び同事業として、農林水産課分の増額を行っております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、小規模企業者事業継続対策費等の計上及び同事業として、商工観光課分の増額を行っております。

土木費では、国の3次補正分の事業として、社会資本整備総合交付金事業（修繕分）及び橋梁長寿命化事業経費等を計上しております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策学校教育活動継続支援事業（各小・中学校分）

の計上及び学校 I C T 環境整備事業（地方創生臨時交付金事業分）の増額を行っております。

そのほか、繰越明許費について、新型コロナウイルス感染症 P C R 検査事業ほか 2 3 件の追加及び電子納品管理システム導入事業（新型コロナウイルス対策分）の変更を行っております。

地方債については、急傾斜地崩壊防止対策事業（国の 3 次補正分）ほか 2 件を追加しております。

議案第 6 号、専決第 5 号、令和 2 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について。資本的支出における補正額は 2, 1 0 0 万円を増額するもので、補正後の総額は 4 億 9, 1 4 0 万 6 千円です。これは、ストックマネジメント改築工事における実施設計業務委託料の増額を行っております。

そのほか、地方債について、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第 7 号、宇土市長の給料の減額に関する条例について。これは、先ほど申し上げました、市長の給料の月額を令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間について減額するため、条例を制定するものであります。

議案第 8 号、宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団員の定員を変更するため、条例を改正するものであります。

議案第 9 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市消防団員の年額報酬を引き上げ及び機関員として業務に従事する団員の年額報酬を加算するため、条例を改正するものであります。

議案第 1 0 号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第 1 1 号、宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について。これは、第 8 期介護保険事業計画期間（令和 3 年度から令和 5 年度まで）の新たな介護保険料を定めるため、条例を改正するものであります。

議案第 1 2 号、宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係する四つの条例を改正するものであります。

議案第 1 3 号、宇土市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について。これは、本市における健康の増進及び食育に関する施策を一体的に推進するため、条例を改正するものであります。

議案第 1 4 号、宇土市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例について。これは、新

型コロナウイルス感染症の影響による経営安定貸付に対する利子補給金の交付に要する経費の財源を確保するため、基金条例を制定するものであります。

議案第15号、宇土市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定支援基金条例について。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業者が農林漁業経営安定資金を活用した場合に実施する、利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源を確保するため、基金条例を制定するものであります。

議案第16号、宇土市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について。これは、本基金を財源とし、ジュニアスポーツに対する応援を行うため、条例を改正するものであります。

議案第17号、武家屋敷（旧高月邸）条例の一部を改正する条例について。これは、武家屋敷（旧高月邸）の円滑な運営を行うため、条例を改正するものであります。

議案第18号、宇土市道路線の廃止について。これは、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について。補正額は7億7,153万6千円を減額するもので、補正後の総額は263億6,565万3千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議会一般経費等の減額を行っております。

総務費では、震災対策事業（総務課派遣職員分）、一般管理一般経費等の減額等を行っております。

民生費では、国保会計繰出金経費、乳幼児等医療費助成事業経費、特別定額給付金事業（新型コロナウイルス対策分）等の減額等を行っております。

衛生費では、浄化槽設置事業経費、風しん対策事業（追加対策分）等の減額を行っております。

農林水産業費では、果樹園芸振興一般経費、担い手育成支援経費等の減額等を行っております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工観光課分）の増額等を行っております。

土木費では、準用河川改修事業経費、社会資本整備総合交付金事業（修繕分）、公営住宅外壁耐震化事業等の減額等を行っております。

消防費では、消防団経費等の減額を行っております。

教育費では、中学校外壁等改修事業、給食センター施設管理費等の減額等を行っております。

災害復旧費では、震災対策事業（市営住宅被災排水管設備復旧事業）の減額を行っております。

公債費では、公債費利子等の減額を行っております。

そのほか、継続費については、庁舎建設事業の設定年度及び年割額の変更を行っております。

繰越明許費については、光ブロードバンド基盤整備事業（新型コロナウイルス対策分）ほか11件の追加を行っております。

地方債については、漁業用施設単独災害復旧事業及び減収補てん債の追加並びに交通安全施設整備事業ほか12件の限度額の変更を行っております。

議案第21号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。補正額は1,999万2千円を減額するもので、補正後の総額は44億5,245万6千円です。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第22号、令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は6,868万6千円を増額するもので、補正後の総額は38億9,438万8千円です。これは、事業の実績見込みによる減額及び介護保険基金積立金の増額を行っております。

議案第23号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。補正額は376万円を減額するもので、補正後の総額は4億8,593万円です。これは、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の確定及び保険料収納見込みによる減額を行っております。

議案第24号、令和2年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は45万1千円を減額するもので、補正後の総額は87万1千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第25号、令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は400万円を減額するもので、補正後の総額は6億5,879万9千円です。これは、消費税及び地方消費税の増額並びに基盤強化支援業務委託料の減額を行っております。

議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。歳入歳出総額は194億7,000万円であります。前年度当初予算に比べマイナス0.1%、金額にして1,000万円の減額予算となっております。

歳入につきましては、市税は39億3,008万1千円で前年度比マイナス2.5%、金額

にして9,960万6千円の減額としております。地方交付税は38億6,660万円で前年度比プラス0.2%,660万円の増額,国庫支出金は28億8,429万4千円で前年度比マイナス4.8%,1億4,573万1千円の減額,県支出金は15億8,586万2千円で前年度比マイナス4.9%,8,190万5千円の減額としております。また,地方債は,34億50万円で前年度比マイナス12.8%,4億9,950万円の減額となっております。

次に歳出につきましては,目的別の総額,前年度比及び大きなポイントのみ説明させていただきます。

まず,議会費は,1億7,639万5千円で前年度比マイナス3.1%,565万7千円の減額となっております。これは,議長車購入費の減額等によるものです。

総務費は,49億9,231万5千円で前年度比プラス34.5%,12億8,144万3千円の増額となっております。これは,庁舎建設事業経費やふるさと宇土応援基金経費の増額等によるものです。

民生費は,70億3,572万5千円で前年度比プラス2.3%,1億5,712万5千円の増額となっております。これは,障害者福祉サービス事業経費,障害児施設給付サービス事業経費,児童扶養手当経費の増額等によるものです。

衛生費は,9億3,928万円で前年度比プラス2.4%,2,220万4千円の増額となっております。これは,資源ごみ収集・処理業務等の廃棄物減量化対策経費の増額等によるものです。

農林水産業費は,9億9,427万6千円で前年度比マイナス4.9%,5,086万円の減額となっております。これは,緊急自然災害防止対策事業の減額等によるものです。

商工費は,1億5,891万円で前年度比マイナス4.7%,790万3千円の減額となっております。これは,マリーナ施設整備事業の減額等によるものです。

土木費は,12億4,360万円で前年度比マイナス3.0%,3,836万3千円の減額となっております。これは,公営住宅外壁耐震化事業の減額等によるものです。

消防費は,6億3,984万8千円で前年度比マイナス42.2%,4億6,624万8千円の減額となっております。これは,消防本部・北消防署建設事業の減額等によるものです。

教育費は,13億4,771万7千円で前年度比マイナス40.7%,9億2,687万3千円の減額となっております。これは,小中学校外壁等改修事業や小中学校及び幼稚園トイレ改修事業の減額等によるものです。

災害復旧費は,2,895万3千円で前年度比マイナス81.2%,1億2,484万1千円の減額となっております。これは,平成28年熊本地震に係る過年度災害復旧事業の減額等によるものです。

以上で,一般会計の説明を終わりますが,議案第27号から議案第34号までの令和3年

度特別会計及び水道事業会計、公共下水道事業会計につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第1号、令和元年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度財政の健全化判断比率の確定値を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第2号、専決第1号、損害賠償額の決定について。報告第3号、専決第3号、損害賠償額の決定について。これら2件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

次に、議案その3の御説明を申し上げます。

議案第35号、鶴城中学校外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について。これは、鶴城中学校外壁等改修工事請負契約に係る改修工事の実施について、設計の一部を変更して実施する必要性が生じたことにより、変更することによる契約の金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この議案につきましては、工期の都合上、閉会日であります本月16日の議決では間に合いませんので、議案その1と同様に、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号から議案第3号及び議案第35号の4件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第1号から議案第3号及び議案第35号の4件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第1号から議案第3号及び議案第35号の4件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第3号及び議案第35号の4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日3日水曜日午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次の本会議は、4日木曜日に関き、代表質問及び質疑・一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時38分散会

第 2 号

3 月 4 日 (木)

# 令和3年3月宇土市議会定例会会議録 第2号

3月4日(木) 午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 代表質問

### 1. 六政会 宮原雄一議員

- 1 震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」について
- 2 教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」について
- 3 産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり～」について

### 2. 宇土、みらい 嶋本圭人議員

- 1 教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」について
- 2 保健・福祉・医療分野の「“輝く” 絆～安心のふるさとづくり～」について
- 3 産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり～」について
- 4 生活環境・都市基盤分野の「“輝く” まち～安全のふるさとづくり～」について
- 5 住民協働・行財政運営について

### 3. 宇土市政研「志」 今中真之助議員

- 1 震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」について
- 2 教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」について
- 3 産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり～」について
- 4 生活環境・都市基盤分野の「“輝く” まち～安全のふるさとづくり～」について
- 5 「地区別のまちづくり」について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員(18人)

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君

13番 藤井慶峰君  
15番 山村保夫君  
17番 村田宣雄君

14番 芥川幸子さん  
16番 杉本信一君  
18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東  顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君	環境交通課長	北谷太示君
網田支所長	山崎恵一君	子育て支援課長	中山好美さん
農林水産課長	湯野淳也君	商工観光課長	淵上真行君
土木課長	渡邊  聡君	学校教育課長	田尻清孝君
指導主事	太田黒保宏君	生涯活動推進課長兼中央公民館長	内田雅之君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本  誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、市長から発言の申出がっておりますのでこれを許可します。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

冒頭に発言の訂正をさせていただきます。3月2日開会日でございますが、私が申し述べました提出議案の説明におきまして、議案第35号、鶴城中学校外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結についての説明の中での文言でございますが、私が発言として閉会日の期日を今月16日と発言をしております。正しくは議会閉会日17日でございますので、お詫びをして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（中口俊宏君） ただいま市長から訂正の申出がありまして、発言がありました。会期の日程につきましては、議会運営委員会で決定し、前々から皆様に通知をしております。3月2日から3月17日まで16日間と通知をしておりますので、ここの日程の間違ひというのは、大きな基本的なミスではないかと私は思っております。提案者、それぞれ検討する決裁者、全ての責任ではないかというふうに考えておりますので、今後こういうことがないようによろしくお願ひを申し上げます。

-----○-----

#### 日程第1 代表質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1、代表質問を行います。発言通告がっておりますので、順次これを許可します。

六政会を代表いたしまして、6番、宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原でございます。

代表質問ということで機会をいただき、誠にありがとうございます。令和3年第1回定例会におきまして、会派を代表して元松市長の施政方針について質問させていただきます。代表質問は一括質問となっておりますので、まとめて質問させていただきます。

まず、「“輝く”未来～震災からの復興～」についてであります。平成28年は、本市において4月には熊本地震、6月には豪雨災害が発生して、これまで誰も経験したことがないような大きな災害に見舞われました。あれから5年、復旧・復興が順調に進んで、今年4月からいよいよ宇土市庁舎建設工事が始まり、復興の仕上げの段階に踏み出そうとしています。これからの復興に当たり、災害に備えた防災対策・減災対策について質問します。

昨年7月、県南部を中心に67名の犠牲者を出すなど、想定を越す甚大な被害が出た熊本豪雨。私も宇土市議団のボランティア活動に参加して、八代市坂本町と人吉市に行きました。

これまで見たことのない豪雨災害の被害状況を見て、驚きと怖さを強く感じました。改めて防災・減災の重要性を身に染みて感じたところでもあります。その中で感じた主な4点について質問します。

まず、1点目が大規模災害が発生した場合、自主防災組織の存在、活動が極めて重要ではないかと思います。本市の自主防災組織の育成及び活動状況についてお尋ねします。

2点目が、熊本豪雨で犠牲者の85%が高齢者であり、またその中高齢者施設が被害を受けて、16名が犠牲になっておられます。本市の要支援者等支援計画及び高齢者福祉施設などの避難計画についてお尋ねします。

3点目が、被害を最小限に食い止めるには、市民の防災意識、備えが重要かと思います。市民に向けての防災教育についてお尋ねします。

4点目が、国・県が管理している河川の重要水防箇所、県が急傾斜地の崩壊について、土砂災害警戒区域等を指定した区域があるかと思います。国・県の事業も含め、本市の河川の治水対策及び急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況についてお尋ねします。

次に、「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてであります。広報うとの縮刷版の中から、昭和39年9月20日発行の広報うとの一面に、「聖なるオリンピックの火は、市の純真な若人46名の走者によって、歓迎陣にわく市内を無事通過、一路東京を目指して北上して行った」など、内容と写真が掲載されており、当時の市民の歓迎と感動の様子がよく思い伺えます。あれから57年ぶりの東京オリンピック、市民は夢と感動に大きな期待を寄せているのではないかと思います。市長のオリンピックの聖火リレーと、後のミニセレブレーションに対しての思いをお聞かせください。

また、スポーツクラブなどで、オリンピック出場やアスリートを目指して頑張っている子どもたちがいます。9月議会で園田議員が宇土市のジュニアスポーツ応援委員会設立について一般質問されましたが、その後の進捗状況をお尋ねします。

最後に、「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてであります。コロナ禍による影響は広範囲で、あらゆる面に出ています。本市においても各産業において多大な被害が出ている状況であり、早急な支援体制の整備が急務となっております。今回は、農林水産業への対応の中で、各種支援事業についてお尋ねします。

次に、農林業の振興についてお尋ねします。農業従事者の高齢化や担い手不足などで、農地の荒廃化が心配されています。ほ場整備済みの平坦地はほとんど荒れているところはなく、今後も担い手などに農地を集約、集落営農組織の設立促進など、これまでの政策を進めていけば心配はないかと思います。しかし、中山間地域での田畑、樹園地、森林の荒廃地が年々増えています。さらにイノシシの頭数も年々増えて被害も増加して、農家の生産意欲の低下を招いています。また、森林の荒廃化は水害や土砂災害を助長します。中山間地域での振興

と森林の保全について、またイノシシの対策についてお尋ねします。

以上、3項目について質問をいたします。市長に御答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 六政会，宮原議員の代表質問にお答えいたします。

最初に，災害に備えた防災対策・減災対策についてです。

まず，自主防災組織の活動状況につきましては，先月末現在で，全157行政区中138行政区で，自主防災組織を結成しており，世帯カバー率は91.51%となっております。例年，防災訓練や安否確認訓練，さらに危機管理アドバイザーを派遣した防災講話等を行っております。

また，今年度，地域の防災力強化のため，また避難所における役割やルールを事前に検討し，地域の方々が中心となった，共助によるスムーズな避難所運営を目指して作成した避難所運営マニュアルを基に，各地区自主防災組織協議会及び避難所運営委員会の立ち上げを予定しておりました。

しかしながら，コロナ禍の影響によりまして，自主防災訓練の実施や各地区自主防災組織協議会の立ち上げ準備を見合わせている状況となっております。今後，感染症の収束状況を見ながら，活動を再開してまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思えます。

続きまして，避難確保計画につきましてはです。

平成29年6月に改正された水防法によりまして，要配慮者利用施設には，避難確保計画の作成が義務づけられております。

本市における施設ごとの計画作成状況は，先月末現在でございますが，洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設83施設ございますが，このうちの約94%，正確には93.97%に当たります78施設が策定済みでございます。また，未策定の残り5施設につきましても，早期に策定していただくよう依頼しているところでございます。

今後は，各施設において，避難確保計画を基に避難訓練を実施していただき，本市としましても，県が要配慮者利用施設を対象に実施を予定しております避難訓練研修等を通じ，計画内容の見直しや避難訓練を支援してまいりたいと考えております。

最後に，総合防災マップを活用した防災教育につきましてはです。

最初にお答えしました自主防災組織に対する防災講話等の中で活用しているところです。特に，広島県を中心に大きな被害がありました，平成30年7月豪雨災害の検証結果において，亡くなられた方々の約9割が土砂災害警戒区域内に居住していたという事実を伝え，今一度御自分の住まいや周辺について御確認いただくよう説明しております。

また，昨年度は走潟小学校，今年度は緑川小学校において，5年生を対象に社会，理科の

中で、熊本河川国道事務所の協力のもと、緑川を題材とした防災教育を実施しており、子どもに対する防災意識の向上にも努めているところでございます。

なお、本市の総合防災マップにつきましては、平成29年5月に国土交通省が公表している、緑川流域に1000年に一度の大雨、これは12時間の総雨量595ミリ想定でございますが、これに対する最大想定規模の浸水想定区域を掲載したものを、平成31年2月に作成し、全戸配布したところでございます。

その後、平成31年3月に、県が管理しております潤川、さらに昨年3月には同じく県が管理しております網津川の最大想定規模の浸水想定区域を、県により作成され公表されたところでございます。これを受けまして、本市の総合防災マップにつきましても、来年度、部分修正を行い、改めて全戸配布させていただきたいと考えております。

続きまして、河川の治水対策及び急傾斜地崩壊対策についてお答えをいたします。

河川の治水対策につきましては、まず、国が管理します緑川・浜戸川において、平成22年度から、緑川・浜戸川高潮対策事業における緊急対策特定区間として位置づけられ、平成11年に発生しました台風18号規模の高潮に耐え得るT.P.4.5メートルという堤防の整備が進められてきました。それが昨年の5月に完成をしております。その後、引き続き次の段階でありますT.P.6.0メートルの堤防整備、これは今の堤防高よりもさらに1.5メートル上乘せという意味でございますが、その堤防整備に緑川下流域から取り組まれているところでございます。

次に、熊本県が管理します河川におきましては、潤川では、越水の頻度が高い三拾町の中橋区付近で、河道拡幅工事や流れを改善するためのバイパス工事が行われているところで。また、網津川・網田川についても、改修に向けて関係者と協議を行い、対策の検討が進められております。

また、本市が管理する河川においては、準用河川29河川及び普通河川で改修が必要な箇所から順次、整備を行っているところでございます。

これらの河川整備については、国の交付金事業や単独事業により整備を行ってききましたが、国において防災インフラの整備を推進する、緊急自然災害防止対策事業債が令和元年度から2か年の期間で創設されました。この事業債は、昨年12月21日の閣議決定により、令和3年度から5か年の令和7年度まで延長されたことから、さらにスピード感をもって整備を行っていくこととしております。

しかしながら、河川整備には多額の費用を要し、整備が進まないのが現状でございます。このようなことから、現在、河川付近の住民に対し、自主的避難の判断材料として活用できるよう、市独自で氾濫の可能性が高い河川に監視カメラを設置しております。なお、これまで飯塚川に3基、網津川に2基の設置が完了し、現在、市のホームページから国や熊本県の

管理河川と併せ、河川の状況を確認できるようにしております。さらに、今年の出水期前までには、潤川、船場川、曾畑川、伊無田川に新たに4基を設置するようにしております。

そのほか、日頃から護岸の補修や堆積土砂の浚渫を行い、被害軽減に努めているところですが、令和3年度からは、今年度に創設された緊急浚渫事業債を活用し、広範囲にわたり浚渫工事を行う予定としております。

次に、急傾斜地崩壊対策についてですが、本市におきましては、熊本県が指定する急傾斜地崩壊危険箇所の要対策箇所として62か所が指定されており、そのうち18か所の整備が完了しております。

今後も、地域からの要望箇所を取りまとめ、地元負担金や用地の寄附承諾が整った箇所から随時、熊本県に対して整備の要望を行ってまいります。

また、対策工事ができていない箇所も多く存在するため、昨年度、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域にお住まいの全ての住民に対し、土砂災害から命を守るためのお知らせ等の周知を行っており、今後も広報紙等を活用しながら注意喚起を行っていきたいと考えております。

続きまして、オリンピックの聖火リレーとその後のミニセレブレーションの実施による効果についてでございます。

本市におけるオリンピックの聖火リレーは、昨年5月6日に実施を予定しておりましたが、東京2020オリンピックの開催延期の決定に伴い、本年5月5日に延期し、実施する予定となっております。

聖火リレーは、今月25日に福島県を出発し、熊本県においては、13の市町村を2日間かけて実施されるもので、本市が開催地として選ばれたことは、非常にありがたく、名誉なことであると考えております。

本市における聖火リレーは、市仮設庁舎玄関前からスタートし、ecowin宇土アリーナをゴールとするもので、その後のミニセレブレーションでは、ゴール地点であるecowin宇土アリーナにおいて、市独自で聖火リレーを盛り上げるステージイベントを開催する予定としております。最新の情報によりますと、先日報道がございましたが、本市のリレーランナーとして予定をされていた正代関が、相撲協会のコロナウイルス感染症のガイドラインによって出場できないということが報道されました。協会からもその旨御連絡を受けたところでございます。宇土市にとっては一番大きな目玉でございましたが、これができないということは非常に残念でなりません。ただ、現状のこのコロナの状況の中、相撲協会も大変な状況で頑張っておられます。これも仕方がないことだと思っております。

そういうマイナス部分もあるんですけども、議員の皆様方も御存じのとおり本市は、熊本地震とその後の大雨災害により大きな被害を受け、全国の方々、企業や自治体からの多く

の物的支援、人的支援をいただき復興に向け進むことができいております。この聖火リレーの実施によって、熊本地震からの復興に御支援いただいた全国の方々に、復興に向け着実に前進している元気な宇土市の姿を見ていただき、感謝を伝える絶好の機会と捉えております。この思いを市民の皆様と共に、全国に発信することができる意義のあるイベントであると考えているところです。

続きまして、子どもたちのスポーツ活動応援についてお答えいたします。

まず、その後の取組ということでございますが、昨年11月に、ジュニアスポーツ応援委員会を設立し、これまで2回の会議を開催しております。要望書にありました協議事項を実現するためには、財源確保が大きな課題であり、その財源としまして宇土市スポーツ振興基金を活用したいと考えております。

このため、この基金におけるジュニアスポーツの応援に対する支援を明確にするため、本定例会に宇土市スポーツ振興基金条例の一部改正案を上程させていただいているところでございます。

支援の具体的取組としましては、令和3年度から小学生及び中学生のジュニア世代が、全国大会や九州大会等へ出場する際に交付しております、宇土市民スポーツ大会出場補助金の増額を予定しております。

市といたしましては、子どもたちへのスポーツ活動に対する応援を拡充することにより、子どもたちが持つ自身の夢や目標に挑戦する可能性を広げ、さらに努力し活躍してくれることを願っているところです。

子どもたちの頑張りが、本市の熊本地震からの復興、新型コロナウイルス感染症により先の見えない不安な状況から抜け出すための大きな力となり、市民の皆様にも元気と活力、そして感動を与えてくれることを期待しているところでございます。

続きまして、コロナ禍が及ぼす農林水産業への影響に対する対応についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産業の経営に対する支援として、国の補正予算をはじめ様々な対策が講じられています。本市としても、影響を受けた生産者に寄り添いながら、経営をしっかりと支えていく必要があると考えております。

まず、農林漁業者を対象とした国の支援策は、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象とした持続化給付金、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を支援する経営継続補助金の二つがあります。また、農業者のみを対象とした国の支援策として、野菜や果樹等の高収益作物の売上げ等が減収した農業者を対象に、次期作に向けた意欲的な取組に対して支援する高収益作物次期作支援交付金がございます。

次に、県の支援策でございますが、経営安定のために資金を活用した農林漁業者に対し、

利子補給及び保証料を助成する金融支援制度があります。

最後に、市独自の支援策でございます。国の持続化給付金の支給額が上限に達している者を対象として、20万円を限度に支援します宇土市農林漁業支援給付金、国の経営継続補助金の交付申請を行い、不採択となった者を対象とし、10万円を限度に支援する宇土市経営継続補助金の二つがあります。また今回新たな事業継続支援策として、令和2年度中の売上高が令和元年中の売上高と比較して、25%以上減収した者を対象として、60万円を限度に支援する宇土市農林漁業者事業継続対策給付金を創設したところでございます。

最後の御質問であります。中山間地域の振興策及び森林の保全、今後の有害鳥獣被害対策についてお答えします。

まず、農業生産条件の不利な中山間地域等の振興策として、平成12年度から集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って5年間農業生産活動等を行う場合、面積に応じて補助を行う中山間地域等直接支払制度に取り組んでおります。

現在、この制度を活用して、石橋、飯塚、城塚、猪白、小舟、長浜、田平、引の花の8集落が取り組んでおり、取組総面積は約58ヘクタールとなっております。

次に、森林保全の取組としては、平成31年度からスタートしました森林経営管理制度により、森林の適切な経営や管理を進めているところです。現在、森林所有者等に対して今後の経営管理についての意向調査を実施しておりますが、この調査を令和8年度までに完了し、その後、調査結果に基づき、立木の伐採や造林、木材の販売等の経営管理内容を記載した本市独自の経営管理権集積計画を策定することとしています。

最後に、今後の有害鳥獣被害対策につきましては、議員御指摘のとおり捕獲駆除数の増加に伴い、対策に関する支出負担も年々増加傾向にあります。今後は、行政主体のパトロールによる状況把握を徹底するとともに、猟友会及び地域住民等と連携を図りながら、くまもと☆農家ハンターなどを活用した被害防止策や、効果的な捕獲駆除に努めていきたいと考えております。

本市としましても、今後懸念される中山間地域での耕作放棄地や管理不十分な森林の増加等による公益的機能の低下は、下流域に広範な影響を及ぼす恐れがあると認識しております。今後は、農地と森林が混在していることから、保全が必要な農地及び森林の一体的な整備について検討する必要があると考えているところでございます。

農林水産業の支援の部分です。新たに創設した制度の説明を申し上げましたが、少し私の言い方が間違っておりました。新たに創設した制度が令和2年中の売上高が、令和元年中の売上高と比較して25%以上減収した者を対象として、60万円を限度に支援するという制度、宇土市農林漁業者事業継続対策給付金を創設したということです。発言の中で、令和2年度中と令和元年中という、年度と年が混在しておりました。年度ではございません。1月

から12月までがベースでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 御答弁ありがとうございました。震災からの復興、またコロナ禍の対応など、課題も多く本当に御苦労かと思いますが、市民のためにも一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ここで、議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午前10時35分から会議を開きますので、よろしくをお願いいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時27分休憩

午前10時34分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を続行いたします。

宇土、みらいを代表いたしまして、7番、嶋本圭人君。

○7番（嶋本圭人君） おはようございます。宇土、みらいの嶋本でございます。

今回は、宇土、みらいを代表いたしまして、元松市長の施政方針に対しまして質問をいたします。質問につきましては、5項目一括して質問をいたしますので、一括して答弁をお願いいたします。

1点目、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」について質問いたします。本市におきましては、近年、相撲、サッカー、野球やバレーボール、ラグビーなど、オリンピックやプロスポーツの世界での素晴らしい成績や実績を積む本市出身の選手が多く活躍しております。地域でのスポーツ活動の充実や競技スポーツの推進、スポーツ施設の環境整備等、本市としましても様々な事業を通して、スポーツの推進・振興に取り組んでいると思います。今後も市民の皆様をはじめ、体力や運動能力の発達が高い傾向にある小中学生がスポーツに親しみ、興味関心を高め、参加する機会を増やし、今以上にスポーツを通じて活躍する方が増えることを期待いたします。そのような中で、スポーツ振興基金を活用した支援の拡大の具体的な取組についてお尋ねいたします。

2点目、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」について質問いたします。子どもや子育てを巡る環境は厳しく、子育ての不安や希望する保育園が満員で入園できない待機児童の発生や、仕事と子育てを両立することが難しいと考える親世代の相談を多く受けます。多様な子育て家庭のニーズに対応した支援により、安心して子どもを産

み育てることができるまちづくりを目指すため、本市は、仕事と子育ての両立支援や保育環境の充実、子育て支援体制の負担の軽減、ひとり親家庭などへの支援など、様々な事業に取り組んでおられます。そのような中で、第1期計画の基本理念を継承し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画を策定されました。現計画での事業経過と課題についてお尋ねいたします。

3点目、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」について、2項目について質問いたします。

まず、水産業の振興について。アサリの漁獲量が激減し、厳しい状況が続く中、様々な事業に取り組んできましたが、今後の資源管理の考え方、漁場の生産性の向上や環境保全を図るための今後の取組について質問いたします。

次に、企業誘致について質問いたします。企業誘致は、地元の雇用環境の改善、周辺事業の発展、また税収を増やすなど地域の活性化につながります。企業誘致を実行に移すための取組方や、他の自治体が行った成功事例を生かしたり、本市独自の優遇制度など、今まで様々な事業に取り組んでおられます。そのような中で、企業誘致について促進を図るための具体的な今後の取組についてお尋ねいたします。

4点目、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」について質問いたします。

交通安全対策について、本市は令和3年度も寄附金等を活用し、ハード面を整備していきますが、市民の皆さんや特に児童生徒等の交通事故を防止するためには、交通安全に対して意識・啓発・ルールやマナーなど、ソフト面の重要性を理解することで、ハード面の整備と合わせて交通事故のリスクを軽減することができると思います。交通安全についてのソフト面の今後の取組についてお尋ねいたします。

5点目、最後に、住民協働・行財政運営について質問いたします。本市におきましては、厳しい行財政運営の中にあり、市民に必要とされる施策を積極的に取り組み、市政に対する市民の信頼を保っていくためには、これまで以上に効果的、効率的な行政運営と安定した財政基盤の確立が不可欠です。しかしながら、5年前の熊本地震関連の借り入れた地方債の償還、宇城広域連合の負担金、新型コロナウイルスでの影響など、より厳しい行財政運営に取り組んでいかなければなりません。今後、大規模な事業が予定されている中、行財政運営の効率化、円滑化の具体的な取組についてお尋ねいたします。

以上5項目について、元松市長に一括して御質問いたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 宇土、みらい、嶋本議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、スポーツ振興基金を活用した支援拡大の具体的な取組についてでございます。

この宇土市スポーツ振興基金は、本市におけるスポーツの普及振興及び健康の増進に要する経費の財源に充てるために設置された基金でございます。

先ほどの宮原議員の代表質問に対する答弁と重複いたしますが、ジュニアスポーツの応援に対する支援の財源として、この基金を活用すべく、本定例会に宇土市スポーツ振興基金条例の一部改正案を上程しているところでございます。

支援の具体的な取組につきましては、令和3年度から小学生及び中学生のジュニア世代が、全国大会や九州大会等へ出場する際に交付します、宇土市民スポーツ大会出場補助金の増額を予定しているところでございます。

ただ、限られた財源でございます。持続可能な財源の確保に向けて、市としても取り組んでまいりますので、議員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

続きまして、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に基づく事業経過と課題についてお答えをいたします。

本市では、昨年3月に、今年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

この事業計画は、「宇土っ子のゆたかな心と元気な体を育む」を理念としまして、一つ目に、元気な心と体を育み、自立を支えること、二つ目に、子育て家庭をみんなで支えること、三つ目に、ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくることを基本目標としております。

第2期の計画期間の初年度でございます今年度の各種事業は、おおむね計画どおりに進捗しておりますが、大きな課題として、保育所の待機児童の解消が挙げられます。年度当初でございますが、4月1日時点の待機児童数は6人、10月1日時点では22人となっております。年度途中での育児休業からの復帰や転入等による申込者数が多く、慢性的に待機児童が発生している状況でございます。

このため、この計画は、今年度からの5年間で、認可保育所の定員を139人分増やすことを目標としております。年度当初4月には2園において各10人、計20人の定員増を行いました。また、今年4月には保育所施設整備等によりさらに2園で各10人、計20人の定員を増やす予定となっております。

保育所や放課後児童クラブの施設整備につきましては、今後も、事業計画と実際の出生数や申込児童数を照らし合わせながら、計画的に整備を行い、課題を解決してまいりたいと考えております。

次に、水産業の振興についてお答えいたします。

最初に、平成27年度から今年度までの網田・住吉両漁協の共販実績に基づくアサリの漁獲量について申し上げます。平成27年度は22トン、平成28年度は86トン、平成29年度は154トン、これがピークでございます。平成30年度は125トンと少し減少して、

令和元年度は56トンと明らかな減少に転じているところでございます。今年度は、両漁協共に共販実績としてはゼロという厳しい状況となっております。

次に、アサリに関する両漁協の過去5年間の取組としましては、平成27年度から平成29年度の3か年で資源回復実証試験を実施しております。この事業は、網袋に牡蠣殻加工固形物や砂利等を入れ、それらを漁場に設置し、アサリ貝の着底状況や生育を調査するものでございます。

実証試験の結果、網田地区が採苗場所に適していることが判明しております。そのため、網田地区においては、現在も網袋を設置し、資源回復等に努めておられるところでございます。

そのほかの取組としまして、食害生物の駆除等を行う漁場資源回復事業や、アサリの生残率を高めるために干潟の耕うん等を行う、水産多面的機能発揮対策事業などの補助事業を活用しながら、漁場環境の保全に努めているところでございます。

また、県においても毎年、漁場環境の調査を実施し、その結果を基に資源回復の手法等についても対策を講じ、生息環境保全に大きく寄与しているところでございます。本市としても県が年3回程度実施しております稚貝分布量把握調査に同行し、サンプルの回収等を行っているところでございます。

今後の取組としましては、県の水産業振興基本構想を基に、各漁協や県水産研究センター等と引き続き連携し、資源回復の成功事例等の情報を収集しながら、より効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の促進を図るための具体的な今後の取組についてお答えをいたします。

本市の企業誘致の取組としましては、新たに施設等を設置する場合や増設する場合に、固定資産税の減免や、研修経費の補助、雇用促進奨励金など、企業の皆様を力強くサポートする優遇制度を充実させているところでございます。

これまで、第1期市長マニフェストにも掲げていました企業誘致アドバイザーを平成22年から任用し、きめ細やかな企業支援や企業進出の動向などの情報収集、加えてトップセールス等による企業への働き掛けなどにより、本市への企業誘致を積極的に行ってきたところでございます。

本市には、宇土・花園・緑川地区に3か所の工業団地がございます。このうち宇土・緑川工業団地におきましては完売をし、花園工業団地におきましても1社が操業しております。工業団地全体で24社、約350人の雇用が創出されているところでございます。しかしながら、花園工業団地の2区画につきましては、いまだ操業開始に至っておりません。まずは、この2区画への企業誘致を進めることが重要だと考えています。このうち、民間企業が所有する区画については、市としても情報収集等を行い、現在も操業開始に向けた働き掛けを行

っているところがございます。残る宇土市土地開発公社所有の1区画についても、現在、企業からの問い合わせが来ていますので、誘致に向けて協議を進めているところがございます。

次に、交通安全対策のソフト面についてお答えいたします。

ソフト面の交通安全対策の現在の取組としましては、交通安全教室、街頭での啓発活動、街路での交通指導の三つがあります。

まず、交通安全教室としましては、市内小中学校、幼稚園、保育園の児童生徒や園児に向けた交通安全教室を、警察及び宇城地区交通安全協会の協力を得て開催しているところがございます。また例年10月頃には各地区公民館と共同で、地区の住民に向けた交通安全教室も開催しております。

次に、街頭での啓発活動について御説明をいたします。例年、春と秋に実施される全国交通安全運動の際、運動期間の初日に、宇城地区2市1町における合同での出発式を実施し、交通安全意識の向上を図っております。

また、期間中には警察など関係団体の協力のもと、交通安全啓発のためのチラシ及びグッズ等を配布しております。さらに、宇土市交通指導員と協力し、ドライバーに向けて、啓発用ハンドプレート掲げる街路での啓発活動を行うことで、安全運転の励行などを呼び掛けております。このほか、年末年始等に県下で一斉に開催される交通安全運動期間中にも、啓発用のチラシ及びグッズ等の配布を行い、交通安全意識の向上を図っているところです。

最後に、街路での交通指導としましては、宇土市交通指導員が毎月1日、10日、20日に通学路において、児童生徒が登校する午前7時30分から8時30分に道路横断時の交通指導などを実施しているところです。

今後は、現在の三つの取組を継続しますとともに、他自治体の情報も収集しながら、より効果的な取組を調査研究してまいりたいと思っております。

最後になりますが、行財政運営の効率化、円滑化の具体的な取組についてお答えします。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の大幅な減収が懸念されております。また、感染拡大防止への取組や、大きな打撃を受けている地域経済への追加支援なども想定されることです。このことが本市の財政運営に及ぼす影響は、国や県からの財政支援を差し引いても、かなり大きなものとなり、かつ長期間となると考えております。

このような中、令和3年度から庁舎建設工事に着手し、宇城広域連合の大型事業の実施に伴う負担金の増加、さらには、熊本地震の災害復旧事業により借り入れた地方債の償還等により多くの支出が見込まれております。そのようなことから、今後はより一層、効率的で効果的な財政運営を意識していく必要があると考えております。

具体的には、歳入面につきましては、これまで同様に、国・県の補助金など、有利な財源

を最大限に活用してまいりたいと考えております。

また、今年度大幅な伸びとなっております、ふるさと宇土応援寄附金につきましても、新たな返礼品の開発やふるさと納税サイトの活用推進を図ることで、その傾向を維持して、宇土市を全国にPRしながら、地域の物産振興につなげていきたいと考えております。

歳出面につきましては、個々の事業について、その必要性・緊急性・優先度・費用対効果等を十分精査し、既存の制度の見直しや事業の選択と集中を推し進めながら、健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 嶋本圭人君。

○7番（嶋本圭人君） 答弁をいただきありがとうございます。昨年からの新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしが激変し、新しい生活スタイルを取り入れなければならず、地域の経済活動に大きな影響を与えております。今後withコロナの時代にどのようになるか分かりませんが、今現在は感染拡大の防止と社会経済活動を両立していくため、一人一人ができることを継続していかなければならないと思います。厳しい財政状況の中にありますが、市民が求める地域の実情に応じ、今後取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、宇土、みらいの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ここで議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時から会議を開きます。議場の換気をしますので、御協力お願いいたします。

-----○-----

午前10時54分休憩

午前11時00分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を続行いたします。

宇土市政研「志」を代表しまして、3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） コロナウイルスが猛威を振るい、1年以上が経ちました。本市でも8月3日に初めての発症者があられて以降、45名の方が感染されましたが無事に全員が退院をされ、回復されているようです。クラスターも発生せず、1月23日以降新たな感染者がないというのは、現状医療従事者、本市対策本部関係者、市職員、飲食店並びに市民の努力のたまものだというふうに思います。今後も感染拡大防止に努めながら、市民の暮らし、経済再生に寄り添ってほしいというふうに考えます。

さて、我々宇土市政研「志」は宇土市発展のために、次世代を担う子どもたちのために、

本気で学びながら行動する，そして研究しながら実践する，そういった志のもとに定例会のみならず，来年度も活動していく所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。今回代表質問に当たり，会派を代表して市長が施政方針で言及されている細かな部分，そこに特化しまして一括にて質問させていただきます。

まず，1点目の震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」についてです。市長は，消防団員の報酬増額について言及されておりまして，他自治体と比べて低額な報酬は長年の懸念でありましたから，この増額自体は団員にとって大変ありがたく，活動のモチベーションにつながることを期待されるわけでございますけれども，実は同時に，その団員への報酬金が，これまでの分団スタイルから団員への直接振込に移行するというところでございます。これまで，宇土市消防団の多くの班で，活動維持のために行われてきた活動運営費の大半を占めるその資金が，これから直接支払われると，直接支払われた報酬を班が吸い上げたりするようなことが行われては，分団のコミュニティや人間関係は崩れるのではないかとということが推察され，班活動も減退し，年々厳しくなっている新たな団員確保にも影響することは想像に難くないのでございます。来年度55名の定員減でスタートする見込みでございますけれども，新たな団員確保のためにも班活動を奨励する待遇が必要であるというふうに考えます。断っておきますが，報酬額アップと団員の報酬が直接本人に支払われること自体に，反対しているわけではございません。分団や班の活動が維持できているのは，コミュニティ，コミュニケーションがあるからです。それが置き去りにになっていることに強い懸念を抱いているわけでございます。市民の安全安心を担保することに消防団の分団・班活動は一翼を担っております。分団・班の活動を奨励する費用が今後は必要だと思っておりますが，いかがお考えかお尋ねいたします。

次に，総合防災マップの作成について言及されております。洪水に係る浸水想定区域の基準を見直した総合防災マップを作成し，全世帯に配布する予定としておられますが，2年前に作成された総合防災マップとどう違うのか，またその防災マップがどう活用されてきたのか，どこに改良点があるのかをまずは検証すべきではないかというふうに考えますが，いかがでしょうか。

次に，網田コミュニティセンターの建設についてでございます。網田コミュニティセンターの建設は，地元にとって大変喜ばしいことでございます。防災機能も兼ね備えた網津防災センターと同規模の予定だというふうに伺っております。災害は起きないことに越したことはございませんが，コミュニティセンターでございますから，今後50年，100年と活用され続けたいと思いません。これまで，地元の有識者で土地の選定などを要望して，知恵を出してまいりました。その一翼を担われた方々の尽力無しには，今回のコミュニティセンター建設は恐らくなかったことでしょうか。改めて地元網田の先輩方に感謝するところでござい

ます。

さて、その思いの詰まったコミュニティセンター、どういうふうにご利用されていくかはこれからの議論になっていくかと思えます。

網田地区のこれからの担い手は今の若者でございます。どのように活用していくのか、どのような内装、備品、装飾品があったらよいかなどは、若者、女性の意見を取り入れていくべきだと思います。その協議に入ることで、地域への愛情も思いも一段とアップすると思えます。土地の買収や設計などひと段落したのちに、検討してほしいと思えますが、どうお考えかお尋ねいたします。

続いて、2点目の教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてでございます。市独自で行っている特別支援教育やスクールサポーターの事業はとても重要でございますが、宇土市独自で採用している指導者の数は足りていないと現場からよく聞きます。この事業の継続は大変喜ばしいことではありますが、来年度はもっと力を入れ、何かが無いと教員指導者の確保はできないのではないかという懸念をいたしております。人材の確保と質の向上についてどうお考えかお尋ねいたします。

次に、ICT環境の整備についてでございます。コロナウイルスの到来により、遠隔での教育の推進が急速に高まる中、ようやくICT教育の環境が整いつつあります。私自身も平成29年第3回定例会で発言し、翌年予算を計上していただき、徐々に環境が整いつつありますが、今回国からの支援があり、学校教育が非常時に活用できることは大変喜ばしいことでもありますし、慣れるまで初期の頃は大変でしょうが、必ずや教師の負担軽減、子どもの学力、教養の幅を深めることにつながると期待するところではございますが、これもまた活用できないと無駄になってしまいます。私自身の子どもが通う関係で、授業を参観する機会がありますが、その担任の先生は若いということもあり、よく活用されております。しかしながら、ほかの学校も含め、児童生徒に何うと活用されていないということも耳にします。活用する教師への指導もまた肝心であるというふうに感じています。

また、端末トラブルも授業の妨害になり、教師や学校全体のストレスになっていくことでしょう。教師への指導、端末トラブルにどう対応していくのかをお尋ねいたします。

3点目の産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてでございます。御興来海岸干潟景勝地付近に整備予定の展望広場でございますが、震災が起きた平成28年に小川地区の避難場所の一つとして、島山の高台に焦点が当たり、地元からも強い要望があったというふうに思えます。それから5年が経とうとしております。ようやく地質調査と概略設計です。昨年の南部豪雨災害をはじめ、未曾有の大水害が夏場の日常茶飯事となりました。1点目の震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」についてでも触れられたように、市民の安心安全のためにスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

ます。また、その展望広場までのアクセス道路、震災以前から狭い道路が課題で、私自身も7年前の初登壇した平成26年12月議会一般質問でも取り上げさせていただいておりましたが、展望広場の整備とともにスピード感をもって取り組むべきだと思いますが、市長の方針を伺いたいと思います。

次に、4点目の生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてでございます。ごみの集積場について補助金制度の創設があります。ありがたい取組だとは思いますが。生ごみ委託業者の廃業に伴い、生ごみ処理が燃えるごみ扱いに逆戻りして2年が経ちます。その間、生ごみ処理機補助金などの創設など努力は見えますが、その効果をどれくらい考えておられるのか。また、「ごみの量が増加する中で」と、施政方針にありました。増えることばかり方針に見えますが、全国的にごみの減量に成功し、歳出を削減されている自治体もでございます。水俣市や徳島県上勝町です。45分類の分別、ごみ収集車が1台も無い、模範にすべき素晴らしい取組でございます。時間の関係で今回は具体的に触れることはしませんが、生ごみ処理機以外でのごみの減量に対しての考えはないのかお尋ねしたいと思います。

最後、「地区別のまちづくり」についてでございます。11年前元松市長が就任されて真っ先に取り組みされたのが、まちづくり座談会でございます。市住民から地域の課題や思いを直接吸い上げられ、課題に向き合われ努力されておられます。素晴らしい取組だと思います。これまでの座談会において成果のあった取組をお尋ねしたいと思います。

また、来年度は市長の3期目最後の年、いわゆる集大成になります。この11年間7地区の人口は様変わりしました。このことはタブレットに資料があると思います。花園地区、轟地区のみ人口が増え、西部の3地区では軒並み減少というふうになっております。特に私の地元網田は、3,020人になっておりますが、既に3,000人を切ったようでございます。人口は活力の源です。平成26年10月から6年半の間、議員として活動している私にも責任の一端はあるというふうに思っております。今後佐美三議員とも連携をしながら、網田地区の活力向上に尽力していく所存ではありますが、人口だけで図れないのもまちづくりです。全国的なもう日本、国難でございますし、少子化の傾向はこのコロナ禍において一段と加速しているようでございます。しかしながら、そこに立ち向かっていかなければ次世代に引き継げないと思います。本市網田地区のまちづくりにおいて、市長に集大成のこの1年の方針、思いをお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 宇土市政研「志」、今中議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、消防団員報酬の改定と支給方法、また分団や班の運営についてでございます。

まず、消防団員報酬改定の件につきましては、平成23年10月28日付消防庁長官からの通知「消防団の充実強化について」の中で、消防団員の処遇改善及び確保のために、報酬の引上げを求められております。

また、令和2年9月定例会一般質問においても、宮原議員から消防団員の処遇改善について御提案いただき、本市が県内14市中低いほうから2番目という現状を踏まえ、日々の消防団活動に対し、少しでも団員の皆様の処遇等の改善、さらには新たな団員の確保につながるものと期待し、今回、消防団員報酬の増額改定を行うものでございます。

次に、消防団員報酬等の支給方法についてですが、この件につきましては、ただいま答弁しました団員報酬増額の条例改定とは別の問題であると認識しております。

団員報酬等の支給方法については、先ほども申し上げました消防庁長官からの通知「消防団の充実強化について」のほか、以前から再三にわたり、団員本人へ直接支給すべきとの通知があっているほか、本市の監査委員からも、団員報酬が個人へ直接支給されていない現状について、早急に支給方法を改めるよう指摘がっております。

現在、団員報酬等は、正副分団長以上の消防団本部及び幹部の方々には、直接支給しておりますが、その他の団員につきましては、各分団に一括して支給しております。そこで、来年度以降は、全ての団員に対し、直接本人へ支給するよう支給方法を改めるものでございます。また、併せまして、個人に直接支給することから、各分団に不活動団員を精査していただいております。団員定数を620名から565名に変更する、宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を本議会に上程させていただいたところでございます。

議員御発言の分団や班のコミュニケーションが崩れるのではと、心配しておられる点につきましては、私も十分に理解しております。分団内の運営につきましては、御迷惑をお掛けする場合もあるかと思えます。しかし、運営事情は各分団及び各班で各々違いますので、まずは、それぞれ運営方法を御検討いただきたいと考えております。

また、運営上支障がある場合は、当然、市としましても改善策を提案し、分団の運営に支障を来さないよう速やかに対応してまいります。

次に、総合防災マップの見直しについてお答えします。

本市では、平成19年に、国が管理する緑川流域が200年に一度の大雨、これは量で言いますと、12時間の総雨量279ミリという量でございます。この200年に一度の大雨に遭遇した際に想定される浸水区域を掲載した宇土市ハザードマップを作成しました。

しかし、近年の異常気象に対応するため、平成29年5月に国土交通省が緑川流域に、1000年に一度の大雨、こちらは12時間の総雨量595ミリという量でございますが、この大雨に対する最大想定規模の浸水想定区域を公表しております。それを受けまして、宇土

市地域防災計画の大幅な見直しと合わせ、緑川流域の最大想定規模の浸水想定区域を掲載した総合防災マップを平成31年2月に作成し、全戸配布したところでございます。

その総合防災マップを作成した後になりますが、平成31年3月に、県が管理します潤川、さらに昨年3月に同じく県が管理します網津川の最大想定規模の浸水想定区域を、県が作成して公表をされました。

同時に市におきましても、市ホームページにおいて追加掲載し、市民の皆様にお知らせしたところでございます。

昨年の令和2年7月豪雨では、人吉市をはじめとします県南部が大きな被害を受けました。ハザードマップでいけば、1000年に一度の大雨とこれが合致したということも記憶に新しいところでございますが、本市におきましても、これまで経験したことのないような大雨による大規模な災害が、いつ起きてもおかしくない状況です。

そこで、前回の作成から2年しか経過しておりませんが、市民の皆様の生命を守るため、来年度、新たな最大想定規模の浸水想定区域図を掲載した総合防災マップの作成、今のマップを私も見ましても、課題は相当あって見にくいというところが非常に問題としてありましたので、この見やすさも改善をしたところで作成をして、改めて全戸配布を計画しております。併せまして、先ほど六政会宮原議員の代表質問でも答弁しましたとおり、防災教育などにも活用して、市民の防災意識の向上に役立てていきたいと考えております。何とぞ、御理解のほどお願いをいたします。

続きまして、網田コミュニティセンターの建設についてお答えいたします。

今年度より網田コミュニティセンター建設事業に本格的に着手し、支所機能を併設した網田地区の交流・防災拠点施設として、令和6年度の供用開始を目指し、事業を推進しているところでございます。事業の推進に当たりましては、網田地区の重要な施設となるであろうことから、地元の網田地区行政区長会や網田地区振興会の方々からの意見を拝聴し、事業を進めているところです。

これから土地造成や建物設計を進めてまいります。市民サービスや災害時の防災拠点としての支所機能の充実を図りつつ、市民交流や子育てなど、様々な場面において身近に活用できる施設とする必要があります。そのため、これからの網田地区を担っていかれる若者をはじめとする、幅広い年齢の方々からの御意見や御要望について、できる限り可能な範囲で設計や今後の利活用等に反映させたいと考えているところです。

今後はそのような意見交換の場を設けることも検討しながら、網田地区住民にとって親しみがあり利活用しやすい、よりよい網田コミュニティセンターの建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、市独自で雇用しております特別支援教育・複数指導講師の確保と支援の質の向上に

ついてお答えいたします。

小中学校の教職員配置については、本来は県費職員の配置で対応すべきものであります。しかし、現在本市では、独自に特別支援教育・複数指導講師28人を支援員として配置し、きめ細かな学習サポート体制の充実を図っているところでございます。この支援員の配置は、県内他市と比べた場合でも決して少ないほうではありません。学校からの要望どおりとはいきませんが、現状できる限りの人員配置を行っていると考えています。

また、支援の質の向上についてですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせましたが、例年、支援員全員を対象として研修会を実施し、支援の質の向上を図っているところです。研修会では、専門的な知識を有する講師を招き、支援員が具体的な支援方法などを習得する場となっており、学校での実践に役立てているところです。

今後も研修会等を通じて、支援の質の向上に向けた取組を行ってまいります。

続きまして、学校でのICT環境の活用と運用についてお答えいたします。

国が示しますGIGAスクール構想に基づき、今年度に市内の全ての小中学校の体育館や、特別教室を含む児童生徒が学習で使用する全ての教室について、無線LAN環境の整備が完了し、児童生徒1人1台のタブレット端末及び授業を行う教員へのタブレット端末の整備が完了いたします。

令和3年度からの本格的稼働を前に、熊本県教育委員会が昨年12月から本年1月にかけて実施した、本市が導入を行うマイクロソフト社のマイクロソフト365エデュケーションの活用方法や、先進事例の取組等についてのウェブ研修を、管理職を含む多くの教職員が受講されたところでございます。

今後は、授業を行う教員のスキルアップが不可欠であると思います。市教育委員会では、GIGAスクールサポーターやICT支援員を活用し、市独自の研修会を実施した上で、活用方法やトラブル対応のマニュアルを作成するなど、学校現場と一体となったICT教育の充実を図ってまいります。また、学習で活用する際のソフトウェアの使用方法等の相談やトラブルへの対応を一元的に行える仕組みづくりを検討しているところでございます。

続きまして、御輿来海岸干潟景勝地展望広場及びそれに伴うアクセス道路の今後の行程についてお答えいたします。

まず、展望広場につきましては、令和7年度の竣工を目標として取り組んでおります。具体的には、令和3年度に、展望広場候補地の不動産鑑定評価業務及び地質調査業務並びに概略設計を行い、令和4年度に実施設計及び用地買収、令和5年度から展望広場本体の工事に着手し、その後、3か年かけ令和7年度末の竣工を予定しております。

次に、国道57号から展望広場までのアクセス道路についてですが、国道57号との接続部には家屋等が建ち並び制約も多いことから、まずは、国土交通省や熊本県公安委員会との

協議も含め接続可能な箇所を見出し、その後、整備に向け順次測量設計から進めていきたいと考えております。

なお、両事業につきましては、多くの公共用地が必要となり、隣接する地権者の皆様や周辺地域の皆様の御理解や御協力が必要不可欠となります。事業実施の際には、十分な説明を行いながら早期に完成するよう取り組みたいと考えております。

次に、ごみの減量化に向けた対策についてでございます。

まず、本市の廃棄物処理に対する基本的な考え方としましては、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を目指しております。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生抑制、次に資源の循環的な利用、最後に廃棄物の適正な処分を確保することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会のことでございます。

この循環型社会形成のための本市の現在の取組としましては、資源ごみの分別収集やプラスチック製容器包装リサイクル、生ごみ処理機購入補助金やフードドライブなどを実施しているところです。

議員御質問の廃棄物の発生抑制についてですが、昨年実施されました、レジ袋の有料化などの小売業者や製造業者への規制が最も効果的だと考えます。しかし、これは国レベルの施策であり、市町村でできる対策としましては、ごみ問題や環境美化に関する市民意識の向上を図ることが重要であると考えております。

住民一人一人がごみを出さないことやリサイクルを強く意識し、行動することがごみの発生抑制につながるため、毎年、小学校や婦人会などに対して、環境学習を開催しているところでございます。この取組を継続するとともに、さらに対象範囲を拡大していきたいと考えております。

また、これは別の取組になりますが、熊本連携中枢都市圏で策定予定の地球温暖化対策実行計画において、海洋プラスチックごみ問題を踏まえたプラスチックの排出削減への取組や、市民が気軽にリユース・リサイクルに取り組めるような環境を整えること、また再生可能エネルギーの最大活用など、循環型社会を構築するための具体的な施策が検討されています。年度内に策定される予定でございますが、計画策定後は連携中枢都市圏で協力しながら、一体となって推進してまいりたいと考えております。

次に、これまでのまちづくり座談会において成果のあった取組と、来年度一年の方針、思いについてお答えします。

本市おきましては、総合計画や復興計画等の策定時に、7地区ごとにまちづくり座談会を開催しております。その中でいただいた様々な意見も反映させながら、市の方向性を位置づける各種計画を策定してきたところでございます。

その中で特に成果があった取組としては、まず、宇土駅東口側のにぎわいの場づくりだと

思います。平成25年には大型商業施設クロス21がオープンし、平成29年には大型ホームセンターカインズが熊本県に初出店するなど、宇土駅東口周辺に商業施設が集積をし、現在市内外から多くの誘客を図ることができています。

また、多くの地区からいただいた御意見としまして、地域交通の整備がありました。平成24年から、コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」の運行を始め、これまでルート改正や時刻表の見直しを行いながら、市民の皆様の移動手段の一つとして多くの方に御利用いただいているところでございます。

さらに、これも数地区からいただいた意見でございますが、ふるさと納税返礼品の拡充がございました。11年前の平成22年当時は、10種類程度の返礼品しかありませんでしたが、今では市内事業者の皆様の御協力によりまして、400種類を超える返礼品を用意することができております。寄附金額も11年前の130万円程度から、令和2年度におきましては、現時点で11億円を超える寄附をいただいているところでございます。

これらのほかにも、まちづくり座談会でいただいた御意見の中で、成果があったと思われる取組は多々あります。市長就任当時、市長のトップダウンによりまちづくりを行うのではなく、住民みんなでまちづくりを行うという思いで、まちづくり座談会を実施しました。

しかし現状としましては、特に最近は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、住民の皆様は制限を受けた生活を余儀なくされているところでございます。地域の人口等の比較もございましたが、各地域が抱える課題がたくさんあります。網田の課題、花園の課題ももちろん違います。そういう中でどう対応していくかということですが、今一番重要なことは、まずは、この新型コロナを乗り切ることだと思っております。新年度になります。全市民に対するワクチン接種を何とかして成功させること。それとwithコロナからアフターコロナの時代に、間違いなくこれは変わってまいります。アフターコロナの時代になっても、市内の全ての産業に生き残ってもらうこと。これが今の一番の課題だと思っております。国の政策、県の政策もございまして、宇土市としてもできる限りの経済支援、経済対策をしっかりと実行して、ここを支えていく。これが来年度の大きな目標だと思っております。

私の任期がちょうど来年が最終年度4年目になるんですけれども、未来を見据えたまちづくりに関しては、これは今中議員がおっしゃいますとおり、もちろん大事でございまして、無視できるものではございません。なかなか基本住民の皆さんの意見を私は吸い上げたいというか、いろんな意見を聞きたいという思いを持っておりますが、なかなかこれができないでいるわけなんですけれども、未来を見据えたまちづくりに、住民の皆様の意見は絶対に欠かせないという思いを持っておりますので、こちらも再開をして、住民一人一人がまちづくりに参加できるようなまち、そういった体制につなげていけるようにまた工夫をしてみたいと思います。

議員の皆様におかれましても、是非ともその旨御理解をいただき、御協力いただければと思うところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。最後、コロナに対する市民に寄り添うこと、熱い思いを伺ったわけでございます。消防団の件、コミュニティセンター、ごみの件などは、委員会で引き続き協議をしていきたいと思っております。

それからちょっと時間があるので、少し話をさせていただきたいんですけども、今回取り上げさせていただきました御輿来海岸についてでございます。今となつては、宇土市の一番のシンボル御輿来海岸でございますけれども、昨日、絶景ということで私も現場に行きました。熊日新聞、西日本新聞にも取り上げていただいたようでございますが、300人ほどの方が来訪されて、感動されておりました。また、本日ゴールデンタイムで全国放送されている某番組の撮影もあるようでございます。ますますこれからも注目されていくことと思っております。

しかしながら、残念なことがあったのも事実でございます。帰るときに救急車とすれ違いました。何事かが起きたんだろうということで、後でお伺いしたんですけども、来訪者の方が暗くなって夜道を帰るときに、足をくじかれてもう動けない状態になったということで、救急車を呼ばれたわけでございました。その道というのは本当に真っ暗で、ライトも無いところでございまして、これはかねてより言っているんですけど、いろんな地域の立場とかですね、いろいろあると思うのですが、やはりこういった環境整備、先ほどアクセス道路についても言及していましたが、早くできることは早くやってほしいなというふうに思います。

時間が来ましたので、最後になりますけど、本日会議の冒頭にも発言の訂正がございました。最近様々なミスが浮き彫りになってきております。市職員の公務中の事故もなかなか無くなりません。我々の会派は、市長を信頼しております。今後もなお一層の緊張感、危機感をもって市政運営に取り組んでいただきたいということを強くお願いしまして、代表質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の代表質問を終わります。

次の本会議は、明日5日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時33分散会

第 3 号

3 月 5 日 (金)

# 令和3年3月宇土市議会定例会会議録 第3号

3月5日（金）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 平江光輝議員

- 1 新庁舎建設工事について
- 2 職員人事について

### 2. 檜崎政治議員

- 1 SDGs（持続可能な開発目標）について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
- 3 介護を取り巻く問題について

### 3. 野口修一議員

- 1 時代変化に合わせる都市計画
- 2 行政の費用対効果

### 4. 藤井慶峰議員

- 1 新型コロナウイルス感染症による経済的悪影響による市民生活の更なる支援について
- 2 「ポイ捨て禁止条例」を制定出来ないか

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
企画課技術総括	甲斐裕美さん	まちづくり推進課長	加藤敬一郎君
市民保険課長	山口るみさん	税務課長	深田 徹君
環境交通課長	北谷太示君	福祉課長	松下修也君
高齢者支援課長	柘植さや子さん	子育て支援課長	中山好美さん
新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君	都市整備課長	豊田栄二君
学校教育課長	田尻清孝君	指導主事	太田黒保宏君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

9番，平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 皆さん，おはようございます。小さいことからコツコツと，うとしせいの会の平江光輝でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

早速質問に取り掛かりたいと思います。1点目としまして，まずは新庁舎建設工事についてお伺ひいたします。前回定例会時に質問しました宇土市庁舎建設工事3件の請負契約の締結においては，先ほど請負業者が決定したところでございます。この3件につきましては，いずれも入札競争が激しく，落札予定価格を大幅に下回った価格になっているようです。先日，全員協議会でもこの件に関し問題視されておりましたが，その際市長が申されましたとおりで，こちらから価格設定を調整できることではありませんので，最低制限価格で適正にされていることは十分承知しているつもりでございます。しかし，一般的な予想価格からは大きく下回っていることからの問題点があるのではないかと危惧するわけでございまして，是非とも御了承いただきたいというふうに思っております。

そこで，県内他団体の調査建設関連工事の入札結果との比較と今回の見解について，併せて災害復旧事業債の借入額が，これによって予定より5億円ほど浮いてくるわけですが，追加工事等の検討を行っているのか，企画部長にお伺ひいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず，入札結果についてですが，今回の庁舎建設工事は，本体工事，電気設備工事，機械設備工事の3工種に分離して発注をしております。

本体工事におきましては，予定価格2億7,420万円に対し，落札金額が2億5,190万円で，落札率が88.38%になっております。

電気設備工事におきましては，予定価格5億9,774万円に対し，落札金額が4億7,850万円で，落札率が80.05%になっております。

機械設備工事におきましては，予定価格6億4,658万円に対し，落札金額が5億7,420万円で，落札率が88.81%になっているところです。

県内の他自治体との比較につきましては，入札条件等が自治体ごとに違うため，入札結果

については様々ではございますが、本市の庁舎建設工事の入札の参加数は、本体工事が10社、電気設備工事が13社、機械設備工事が6社ございました。このように、建設業者の入札への参加意欲が高く、多くの業者の方が入札に参加し競争原理が働いた結果、落札金額が予定価格を大きく下回ったのではないかと理解しているところです。

次に、予定価格と落札価格との差額についてですが、まず災害復旧事業債につきましては、契約金額を上限として借入れることとなりますので、工事価格が安くなった場合は、当然借入金額が少なくなります。今後、庁舎建設工事の契約内容について変更の必要性が生じた場合、契約変更による契約金額の増減は発生すると思われませんが、予定価格と落札価格の差額である約5億円で新たな追加工事等を発注するという事は考えておりません。

ただし、庁舎建設の関連工事として、庁内ネットワーク、別棟などの解体、駐車場整備などの工事につきましては、別予算で発注することといたしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 今の答弁にありましたように、本市の庁舎建設工事の入札は、かなり異例とも言える競争の激しい結果が出た模様です。落札価格が低いということは、非常に喜ばしいことではありますが、その反面これだけ安くなれば、コスト削減のためどこかに負担のしわ寄せがくるのではないかと思うわけでございます。例えば下請け工事にも影響が及ぼすとなれば、入札要件にある地元業者の参入も期待しているわけでございますが、工事金額を大きくたたかれる恐れがあるように感じております。

そこで、地元業者の下請け状況について、企画部長にどのような見解なのか現状で結構ですのでお尋ねしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

努力義務である地元業者の下請けの状況につきましては、3月2日の開会日において本契約締結の議決をいただいたばかりで、これから元請け業者と下請け業者間で、工事施工の前までに契約や資材発注をされる予定となっております。

しかしながら、新庁舎建設工事の入札要件としまして、入札参加者に対して、より具体的に市内業者の活用を促すため、建設工事共同企業体の構成員になった場合を除き、本体工事は原則5%以上、電気設備工事及び機械設備工事は原則10%以上の金額を市内業者に下請け契約又は資材発注することとする条件を付しているところでございます。

市としましては、建設業法第19条の4の規定などにより、地元業者への下請け発注を必須条件とすることはできませんが、関連法令等を遵守しながら、下請け関連書類等により入札要件として設定した数値の達成状況を確認しながら、元請け業者に対して強く要請してま

いりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 了解いたしました。

次に考えられるのは、低コストによる瑕疵工事の発生、つまり手抜き工事等が行われるのではないかということです。予定価格の10%も安くなるわけですから、人件費や手間、材料費など、品質管理にも影響があると思います。また本市では、以前ありました網津小学校改修工事の際、廊下の不具合が発生いたしておりますが、この件に関しましては、設計側と施工側とのコミュニケーション等に問題があったんじゃないかなというふうに思っているわけですが、このような状況も含めまして、瑕疵工事を防ぐため、また工事の品質確保を今後どのようにチェックしていくつもりなのか、企画部長に再度お尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

本市の新庁舎建設工事は、熊本地震で被災した庁舎の建替え事業であり、熊本地震からの復興のシンボルとなるものであると思っております。このため、いざというときに庁舎が市民の安心・安全の拠点として機能するよう、より高い性能と品質を要求されるものであると思っております。

本市としましても、工事の品質確保は重要課題と認識しており、品質低下防止対策として、工事監理体制を強化することとしております。具体的には、設計を熟知した者が工事監理を行い、品質確保対策を強化したいと思っております。それに加えて、全国各地で庁舎建設に携わった経験があり、技術的な中立性を保ちつつ発注者側に立って業務支援をしていただける、コンストラクションマネジメント業者の活用も行っていくこととしております。

このような取組により、瑕疵工事は未然に防げるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 答弁ありがとうございます。了解いたしました。最後まで抜かりない品質管理をお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

2点目です、職員人事について。昨年12月議会で財政の健全化に対する質問をしましたが、その際本市の人件費がかなり低いと申し上げております。職員数を少なくすることで、義務的経費を抑えて歳出の削減に大変効果をもたらしているわけですが、反面、市民サービスの提供に影響を与えることなどから、定員適正化については慎重に見極めをしなければならないというふうに思っております。

そこで、本市のこれまでの定員適正化計画の経緯と、第6次定員適正化計画の概要につい

て、総務部長にお伺いいたします。その際、計画には各部署への人数割振りまでやってもらえるのか。また、限られた職員数で市民サービスを落とさないようにするには、どのように運営をしていくつもりなのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

本市では、昭和57年度の総職員数が424人であり、それ以降、職員削減計画や定員適正化計画を策定し、民間委託や指定管理、勧奨退職制度の導入及び機構改革などにより、平成26年度までに約40%に当たる166人の削減を行ってまいりました。

平成27年度から平成30年度までの実施期間となる、第5次定員適正化計画におきましては、平成27年4月の総職員数258人を維持するものとしておりましたが、平成28年4月に発生しました熊本地震を機に、計画期間中の平成29年3月に269人とする計画へ見直し、11人の増員を行うこととしました。この目標は、第5次定員適正化計画で達成できなかったため、平成31年度から令和4年度までを実施期間とします、現行の第6次定員適正化計画においてこの目標を引き継いでおります。

また、現行計画の策定時におきましては、様々な要因から先行きが不透明な状況であったため、今年度中に計画を見直すことといたしました。その結果、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など未曾有の事態や269人に満たない現状を鑑み、計画どおりの目標人数を据え置くこととしております。

なお、第6次定員適正化計画では、総職員数で設定しており、部署ごとに目標人数を割り当てるようなことは行っておりません。

今後も市民サービスの低下を招かないよう、複雑・多様化する行政需要に対応できる職員体制を整備していかなければなりません。そこで、増員計画であっても、積極的な民間活力の活用やアウトソーシングの推進とともに、組織機構、事務分掌の見直し及び業務改善などを実施し、限られた人材や財源を最大限に有効活用できる適正な配置を行っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 了解いたしました。今の答弁を改めて振り返りますと、昭和57年頃からおおよそ40年間の間に40%の人員を削減してきた。市民サービスの低下をしないためには民間の活力の活用やアウトソーシングの推進をして、さらに機構改革や業務改善を行い、人材や財源を最大限に有効活用するというところでございました。

ところで、以前は、市民1千人に対しての職員数は10人が適正值だと言われた時代もあったと思います。しかし、財政健全化のために現在どこの自治体でも職員数の削減に励んで

いらっしゃるのが現状ではないでしょうか。ここで改めて総務省が出している平成30年度の決算カードの類似団体比較表で見えてまいりますと、人口1,000人当たり一般職員の割合は類似団体で8.92人となっており、本市の割合はこれよりさらに少ない5.89人となっております。統計上この一般市I-3に属する全国の36団体中、堂々のトップということで、大変名誉なことでもあります。こういった努力が経費の削減という形で表れ、本市の運営においてはこれが扶助費などに変わっていき、市民サービスにつながっているものだというふうに認識いたしているわけでもあります。

しかし、市政運営として本当にそれが妥当な数字なのかというふうに改めて感じているところがございます。今回、市長が開会日に、網田地籍調査誤りの件を謝罪されておりますが、これの以前の話として、現在ではあり得ない話ということで話を続けさせていただきますが、この件を例に挙げますと、検証として、知識・経験が不足している職員が少数で実施していたと報告されております。特に事業課では専門分野が多く、アウトソーシングされる場合も、きちんと事業をされているかチェックするためには、やはり専門の知識や経験を持つておかなければならないと思うわけでもあります。今回総務課で専門職のほうをお伺いしたんですが、必要とする部署の配分がちょっと少ないのではないかと感じております。もっと専門職の職員の枠を入れたほうがいいんじゃないかと指摘したいと思います。今後、地籍調査課のみならず、多くの事業課ではこれに近いようなことがまた起こるかもしれないという不安を持っております。また、近年では市民の要望は大変多岐にわたっており、そしてその声は大変大きく反映する時代となりました。そういった対応だけでも多くの時間を費やす中で、一人問題を抱え込むなどしてメンタルヘルスに問題を抱える職員がいないのか、こういったことも大変危惧するわけでもあります。改めて申し上げますが、このような課題のためには、より積極的な組織づくりや個々の成長をアップさせ、少数精鋭なチームをつくらなければならないと、改めて今回思ったわけでございます。

そこで、少人数で効果的な組織づくりと少人数で精鋭な人材育成をどう考えるかについて、総務部長に再度お伺いしたいと思っております。また、業務の実績や市民の過度な要求により、職員のメンタルヘルスへの影響等も踏まえ、このような配慮や、またモチベーションをどうやって引き上げていくのかといった点についても、併せてお伺いしたいと思っております。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

厳しい行財政環境のもと、限られた人的資源で、行政運営の複雑化、高度化に応え、様々な課題に迅速にかつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、効果的な少数精鋭の組織体制づくりが重要と考えております。

そこで本市では、平成29年に策定しました人材育成基本方針におきまして、「組織を変

える、人を変える、自分が変わる」をテーマに掲げ、互いを意識・尊重し、議論できる組織と幅広い視野を持ち、自らを高める意欲を持つ職員を目指し取り組んでいるところでございます。

このような組織をつくるためには、係内・課内でのミーティングを推奨し、仕事や悩みを共有できる組織づくりに取り組んでいるほか、限られた職員で社会変化に対応し、業務を円滑に進められるよう組織機構や事務分掌の見直しを柔軟に行っております。また、一時的な業務負担に対応できるよう、適宜、部を越えた業務応援体制を敷くなど、機能的で効率的な組織づくりに取り組んでおります。

目指すべき職員の育成におきましては、階層別・目的別の研修の充実、専門的な知識や経験を有する人材の確保及び性別にとらわれない人材育成と役職への登用などを図っております。また、人事評価制度を人材育成のツールと位置づけ、目標管理、個人面談、行動記録、成績評定を日々の業務とリンクさせながら管理・監督職からの指導・助言を積み重ね、職員のスキルアップに取り組んでおります。

組織にとって職員は最大の資産でありますので、職員一人一人の強みを育み、「個」の力を最大限に引き出せるような取組を今後も充実してまいります。

次に、職員のモチベーションアップの手法についての考えを申し上げます。

モチベーションとは、一般的に動機付けと解釈される場合が多く、これは人が目標に向かって行動を起こすための意欲ややる気を指しております。この動機付けには、外発的なものと内発的なものの二つがあると言われております。

一つ目の外発的なものは、業績や能力に応じて昇給や昇格に反映させるといったものなどが考えられます。これは高い効果が見込まれますが、その効果は一時的であり、個人の成長にもつながりにくいと言われております。

本市では、平成18年度から人事評価制度を導入し、評価結果を給与や処遇に反映させていますが、先ほども申し上げましたとおり、本市の人事評価制度は人材育成が目的であり、処遇反映は副次的なものにすぎません。ただ、精一杯努力し頑張っている職員に不利益は生じないものとなっておりますので、一定のモチベーション維持には効果があるものと思えます。

二つ目の内発的なものとしましては、自身の内面にある興味や関心、そこから生まれた意欲ややる気に基づくものと言えます。例えば、自身の仕事にやりがいを感じることでモチベーションは向上し、その効果は持続しやすく、個人の成長にもつながりやすいと言われております。

管理監督職や同僚が、部下や後輩の仕事ぶりを観察し、どのようにしたいと思っているのかを把握することが大切と思えます。何のために、どうなるためにといった部分を明確に持

たせることがモチベーションの維持に有効であると考えております。つまり、職員一人一人と組織のビジョンを共有し、自身の仕事はどう役に立っているのかを理解させることで、仕事に対する目標が明確になり、仕事への魅力を感じ、努力し、成果につながるものと思っております。

この視点を持った取組は、人事評価制度の中で実践しております。組織の目標から個人として何をなすべきかを明確にし、個人目標を設定した上で進捗管理を行い、日頃の指導・助言は当然のことながら、年3回の個人面談で上司からアドバイスを行っております。特に、第2回の面談におきましては、部下職員自ら業績や能力などを分析する自己分析シートと、部下職員自身の境遇、異動希望、部署や人事への意見などを記載する身上報告書も活用することで、より深く部下職員を理解し、寄り添いながら取り組んでいるところでございます。

以上のことから、モチベーションアップにつきましては、長期的に効果のある内発的なものに重きを置いた取組を行っていきたいと考えております。

この手段として、先ほど申しあげました人事評価制度は効果的と考えております。制度運用におきましては、管理職のスキルアップと部下職員の制度理解は必要不可欠でありますので、毎年実施している研修を充実させていくとともに、より効果的な制度となるよう、宇土市の組織風土にあった形で見直しを図っていきたいと考えております。

なお、職員のモチベーションアップにつなげていくための取組としまして、政策の方針を検討するプロジェクトチームへの参加や、職員の能力向上などを目的とした職員表彰制度も実施しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 今回の質問に対しまして、詳しい説明の答弁をいただきまして誠にありがとうございました。

最後に本市では人事に対して人事評価制度を実施しているということでありましたので、またこの評価方法についても追って質問したいと思いますが、まずは職員の成長と少数精鋭の揃う組織づくりに心から期待をいたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ここで、議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午前10時30分から会議を開きます。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番，榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） 皆さんおはようございます。宇土、みらいの榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、SDGsについて伺います。熊本県では、SDGsに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、県内におけるSDGsの取組の裾野を広げるため、これらの企業等を登録する、熊本県SDGs登録制度を創設しております。その内容について、また本市の現状と認識、これまで取組の状況はどうか一括して企画部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

熊本県のSDGs登録制度は、熊本県内の企業や団体等が、自らの活動とSDGsとの関連性を認識するとともに、達成に向けた具体的な取組を推進することにより、SDGsの普及を促進することを目的としております。

来月1日から登録の申請受付が開始され、登録の対象は、国、地方公共団体を除く熊本県内に事業所等を置く法人、団体又は個人事業主などとしてあります。登録の要件としては五つございますが、その主なものとして、一つ目が、国際目標の期限である2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組を明確に示していること。二つ目が、自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていることとなっております。

また、登録のメリットとしましては、一つ目が、SDGsの達成に積極的に取り組む企業・団体等を熊本県SDGs登録事業者として、熊本県がホームページ等で対外的にPRする。二つ目が、登録事業者は、オリジナルロゴマークを名刺等に使用することができる。三つ目が、その他市町村や金融機関等による伴走支援も検討しているとなっております。

次に、SDGsに対する本市の現状認識とこれまでの取組状況についてお答えいたします。

本市においては、人口減少や少子高齢化が進行する中、SDGsが目指す持続可能なまちづくりを進めることが重要であると認識しております。そして、この持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、環境・社会・経済の三つの側面を巡る広範囲な課題に統合的に取り組むことが必要でございます。

このような中、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において「新しい時代の流れを力にする」ということが目標の一つとして設定されました。その中にSDGsの実現も盛り込まれた内容となっております。

本市においても、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に準じ、第2期宇土市ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略においては、国の新たな視点でありますSDGsに関連する取組について検討しました。その結果、各施策がSDGsの様々な目標に結び付いていることを、17の目標アイコンを使用し視覚的に分かりやすく示し、全体として全ての目標につながっていることを確認できるように盛り込んだところでございます。

これから、この総合戦略に基づき、本市の実情に応じた持続可能なまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） 分かりやすい説明をありがとうございます。このSDGsについての質問、世界の国が協力し、貧しさや苦しむ人をなくす、誰もが教育を受けられるようにする、人や国の不平等をなくす、海や陸の自然環境を守るなどの17の目標を実現する。その中の169の課題があり、一つ一つクリアをしていくことと理解させていただきました。何かグローバルすぎて市民の皆様に浸透しづらいのではないかと、そういう中で、今回国と県が独自の登録制度を、地方自治体、会社、市民、団体の取組を、自治体やほかのことで市民に浸透させ、個人や家庭でも食べ物や水を無駄にしない、ごみを減らす、人種差別をなくすといった、身近な課題を考えて行動する人を増やすということが目的で、熊本県SDGs登録制度を創設したかと私は思っております。

今回SDGsの質問のきっかけは、宇土市の東部に位置します標高96メートル五色山という山があります。隣町の宇城市と岡岳と共有する周りを住宅に囲まれた小さな山があるところでございます。かつて地域住民が薪や薬草を採ったり、小学校等の遠足にも利用された里山でございます。生活様式の変化で次第に荒れて、その状況を見かねた地域住民の手によって、遊歩道の整備、木の伐採、草刈りが平成14年から19年間続けてやっております。その結果五色山に自然生育しているオンツツジをはじめとする植物が、182種類生育しております。また伐採した木材は、炭焼き小屋で炭、もくずをつくって販売したりしております。また今まで獣道であった里道も軽トラックが通れる道幅に改善し、イノシシ対策にも効果が出ております。ため池が周辺に数箇所あり、底にたまった泥を有機物に変え、再利用できないかと宇土中学校の科学部に協力をさせていただき、土の成分を調査し肥料にならないかと研究をしており、循環型社会を目指している里山でございます。現在は里山としても価値を高めており、将来は地域の子どもたちが遊んで学ぶ循環型観光自然公園にしたいと夢を持って、ボランティア活動をしている団体「五色山ふれあい会」、また昨年から国の事業、森林・山村多面的機能発揮対策費を生かしまして、「上松山里山保全隊」を結成し、里山整備事業を始めております。この二つの団体から、熊日新聞記事に載った熊本県SDGsの登録制度について相談があったわけでございます。

本市でも窓口を設けて熊本県と連携し、SDGsを積極的に推進していただきたいと思うわけでございます。企画部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

SDGsにつきましては、国連サミットで採択された目標であるため、世界規模での活動をイメージする人は少なくございません。しかし、一般の住民にとっては、自分が住む地域など、身近な存在を持続可能にすることのほうが重要で、関心も高いはずで、SDGsというと難しく感じるかもしれませんが、概念はとても重要で、身近な問題も取り上げております。SDGsと言わずに住み続けられるまちづくりなど、分かりやすい言葉を使って活動を行うことで、市も住民の協力をより得られるようになるのではないかと考えております。

先ほども答弁しましたように、本市においても第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略においてSDGsを盛り込んでおり、住み続けられるまちづくりを推進することは重要であると考えております。

今後は、本市においても熊本県SDGs登録制度を有効活用し、本市の特性を生かした持続可能な地域社会を形成するため、SDGsの考え方を踏まえ、環境・社会・経済の様々な分野において、宇土市を未来につなげていくためにも、住民の皆様が安心して住み続けられるまちをつくっていく取組を全庁的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 樫崎政治君。

○10番（樫崎政治君） ありがとうございます。熊本県SDGsの登録制度を有効活用していただき、市民が安心して住み続けられるまちづくりの取組を進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。宇土市におけるワクチン接種についてお伺いいたします。新型コロナウイルスに対する熊本県独自の緊急事態宣言が、先月17日に解除されております。一部の医療従事者を対象にする先行接種が始まり、新型コロナウイルス感染症対策も新たな局面に入ってきたという感じがしているわけでございます。その中で、少しでも多くの市民に接種を受けてもらいたい、スムーズな接種体制構築のためにも、医療従事者、市の職員を含めて、接種のシミュレーションなどを行っていただきたいと思うわけですが、どのような対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症対策の切り札として期待されているワクチン接種は、予防接種法附則第7条第2項の規定により、臨時接種とみなして実施するものであり、市長は市民に対して接種を勧奨し、市民の接種は努力義務となっております。

す。

まず先月から、一部の医療従事者を対象に先行接種が始まり、副反応等の調査が行われており、今月から一般の医療従事者に接種が行われる予定となっております。その後4月以降に、各自治体の実施主体となる一般市民向け、その中でも最初に65歳以上の高齢者への接種を開始することになっております。今回のワクチン接種事業については、これまでに前例のない事業であるため、国、県からの情報に、日々変更があり、非常に流動的であるため、現時点での本市の状況についてお答えいたします。

今回のワクチンは国が調達し、各都道府県に配分され、その後県から各市町村に配分されることになっております。現時点で、国は6月末までに高齢者全員に2回接種できる量を配分するとしておりますが、あくまでEU・欧州連合の輸出の承認が得られることが前提とされており、数量やスケジュールを明示できない状況であるとのことです。

そのため、各自治体は詳しいスケジュールを立てることができず、大変困惑している状況の中ではありますが、4月にはごく僅かではありますが、県内の全市町村の保健所単位で配分され、現在のところ宇土市には4月19日の週以降、1,950回分約1千人分が配分される予定です。

そのような中、本市では接種体制として、宇土地区医師会と協議を重ね、かかりつけ医で安心して接種を受けることができる個別接種と、一度に多くの接種が可能な集団接種を組み合わせ実施することを決定しております。現在の業務の進捗状況として、市が行う最初の接種対象者である65歳以上の高齢者向けの接種券、予診票、接種の案内文などの通知文の作成に取り掛かっており、発送の準備を行っているところです。また、発送予定の通知文の中に、現段階で本市での接種場所や接種時間等を記載することができないため、これらの情報については市のホームページやSNSでの情報発信に加え、高齢者が情報を得やすい紙媒体として、広報うとへの記事掲載や、新聞へのチラシの折込みなど、状況に応じてお知らせしていくことを考えております。

また本市では、ワクチン接種を希望する方ができるだけスムーズに、安心して受けられる接種体制を構築するために、コールセンターの設置、予約システムの構築、住民への情報提供のほか、実際に集団接種のシミュレーションの実施を検討しております。

冒頭にもお伝えしたとおり、ワクチンの流通がなかなか見通せない中ではありますが、職員一丸となり、手探り状態の中、準備に取り組んでおります。今後、より具体的な内容が決まり次第、議員の皆様にも御支援いただくことになると思いますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。今回のワクチンは国が調達し、各都道府県

に配分され、その後県から各市町村に配分されることになっておりますが、現時点でワクチン流通がなかなか見通せない、そのために詳しいスケジュールが立てることができない状況で大変だと思いますが、ワクチン接種について様々な情報が国から発信されてくると思います。常にアンテナを張っていただき、収集に努めて、宇土市のワクチン接種につないでいただきたいと思いますのでございます。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。介護を取り巻く問題についてお伺いします。

令和3年度の介護報酬改定が行われていると思うわけであります。その3点についてお伺いします。1点目は、介護施設事業者における業務継続計画のBCPガイドラインについて。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するということがありますが、具体的な内容はどのようなものか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 令和3年度の介護報酬改定では、改定率が0.7%の引上げとなり、その中で介護サービス事業者に、感染症対策の強化として、感染症の発生及びまん延に関する取組の徹底が求められることになりました。その一つとして、事業所内で感染対策に係る委員会の開催や指針の整備、職員研修の実施等に加え、シミュレーション訓練の実施等が義務づけられました。また、業務継続に向けた取組の強化としても、計画等の策定や研修の実施、模擬訓練の実施等が義務づけられました。

これらの日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進については、3年間の経過措置が設けられ、令和6年4月1日からの完全実施が義務づけられておりますので、対象となる事業者に対しての周知・指導を行ってまいります。

さらに、近年激甚化する風水害や地震等災害への対応においては、介護施設等と地域との連携を踏まえた計画の策定や関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施等が求められております。また訓練の実施に当たっては、地域住民の参加を得られるよう努めなければならないこととされました。

また、感染症や災害の影響により利用者数が減少した通所介護等の報酬については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、基本報酬の加算や、より報酬額の大きな区分での算定を可能にするといったことにより、一時的な利用者の減少に対応するための特例措置が設けられました。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。令和3年度の介護報酬改定では、改定率が0.7%の引上げとなり、その中で介護サービス事業者に、感染症対策の強化として、感染

症の発生及びまん延に関する取組の徹底が求められたと。また、近年激甚化する風水害や地震等災害への対応においては、介護施設等と地域との連携を踏まえた計画の策定や関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施等が求められております。また訓練の実施に当たっては、地域住民の参加を得られるよう努めなければならないとされております。連携は重要なことであります。利用機関があるわけですから、施設等と地域の連携を踏まえ、計画の策定を行っていただき、連携体制を確保していただき、避難訓練等を行っていただきたいと思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

次に、地域包括ケアシステムの推進による看取りへの対応の充実についてお伺いいたします。

今回、国が策定したガイドラインの取組推進や、施策の評価方法はどのようになっているのか。また、宇土市内で看取りを行っている事業所はあるのか。あるならば、どのようなターミナルケアを希望するか、医師との連携をどのように行うかといった、本人の意思確認などについては、どのようなプロセスになっているのかを伺いたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 日本人の高齢者人口の増加と長寿化に伴い、死亡数は今後2040年まで増加の一途を辿るとされ、人生の終末期の医療的処置や治療の在り方について数々の議論がなされているところです。このような中、平成19年から国が策定してきた「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」は、改定を繰り返しながら、いわゆる看取り期である、人生の終末期の本人の意思決定支援や方針決定の流れを示してきました。

看取りの定義について、公益社団法人全国老人福祉施設協議会は、近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援することとしています。

令和3年度の介護報酬改定においては、介護保険事業所での看取りへの対応の充実を図るため、施設系サービス、居住系サービスの介護報酬の看取りに係る加算が、これまでより手厚く評価されることになっております。これにより、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられよう支援体制が拡充されることになると考えております。本市におきましても、特別養護老人ホームなど複数の介護保険施設で看取りが行われています。

介護施設等での看取りは、医師が医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断した方が対象になります。その旨を御本人や家族等に説明し、その後の療養や介護に関する方針についての合意を得た上で介護サービス計画を立案し、その人らしい最期が迎えられよう支援することを主眼としております。

本市においても、市民向けに、いわゆるエンディングノートを活用した自身の終末期の在り方に係る意思表示や、それを自分の家族等に伝えておくことの必要性について、セミナーなどの開催により周知を図っているところでございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） 分かりやすい説明ありがとうございます。高齢者の住まいが多様化する中で、病院、自宅、介護施設においても、看取りを介護報酬においてもより加算として評価されるようになったと。高齢者施設で最期を迎えられるお年寄りが増えて、私も介護福祉士として看取りのお手伝いを夜間に数回お世話させていただきました。経過観察をしながら担当医との連携も大切であります。熊本県では約4割の方が自宅で最期を迎えたいという方がいらっしゃいます。

しかし、実際には在宅における看取りを阻む幾つかの要因があるわけでございます。介護施設での看取りは増えている状況であるわけですが、そこには、患者、家族及び医療のケア関係者等に満足感を覚える看取りを困難にしている問題があるわけですね。コミュニケーション不足という問題で、終末期のケアにおける医療ケア専門家と本人とのコミュニケーションが重要であります。その中でも、現在十分とはなされておられません。予想される今後の病気の経過などもあり、病後の共通の理解や治療法の選択、それぞれのメリット・デメリットが、さらに治療の無縁性などについてコミュニケーションを十分に行うとか、急変時に24時間体制で対応できる状態であるとかの要件があるわけでございます。

また、看取りをやっている施設なのに、看取り加算を請求しない施設や、看取り加算ができない施設もあるわけでございます。この看取り加算は点数が高いのですが、申請をしないとできない事業所もあるわけでございます。しかし、理由は施設等で変わってくるわけでございますが、国が認めた看取り加算を申請できる施設は、宇土市には認知症対応型共同生活介護事業所で、宇土市は四つの事業所があります。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは宇土市に二つの事業所があります。また、特定施設という施設が1か所。介護老人施設、これは特老でございます、宇土市では1か所の事業所。数多くの介護事業所がある中で、8か所の事業所でしか看取り加算の申請ができないのです。

その中でも申請ができるのに申請をしない事業所も中にはあるわけでございます。一番の理由は、看取り加算を申請するにはたくさんのハードルがあるわけですね。医療連携加算申請をまず取得すること、看護師の確保、数多くのカンファレンスに参加する人材確保ですね。当然ですが、時間も経費も掛かり、規模の小さい事業所ではニーズに合わせて看取りをするなど請求しない、できない施設もあるわけでございます。また、申請外の施設もあるわけですね。介護老人保健施設、小規模多機能型居宅事業所また有料老人ホーム、サービス付き高齢者向けの住宅等、ほかにもありますけど、その中の事業所には看取りを行っている施

設もあります。申請外の事業所であります。高齢化社会のニーズに合わせて看取りを行っている事業所があるわけなんですね。ただ、看取り加算をしない又はできない事業所も、言い方が悪いかもしれませんが、看取りをして点数をもらえない、職員は無償でサービスを行っていると思われても仕方がないと私は思っております。しかし、介護職員は点数が加算されないからと考えると、お年寄りのお世話をするわけではありません。何年間も毎日のようにお世話をしていますと、情、愛情が自然に入ってまいります。当然一生懸命スタッフは恐らくお世話をするわけでありまして。看取り、終末期のときには、夜間などは走り回っているスタッフもいるわけでございます。介護事業所は点数をもらって事業を運営しております。点数には関係ないお世話が aumentando しているのが現実であります。このようなことが介護職員は低賃金なのに、肉体的にも精神的にも重労働になり人材不足の要因になるのではないかと思うわけでございます。体制、制度を今以上に変えなくてはならない、私は切に思うわけでございます。

最後の質問でございます。介護人材確保に向けた介護現場の改革についてお伺いいたします。令和3年度介護報酬の中で、介護人材確保に向けた介護現場の改革として、介護職員の処遇改善や職場環境の改善、書類作成の負担軽減や手続きの効率化による介護現場の負担軽減が、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 厚生労働省の調査による全産業の2019年度平均年収463万4,900円に対し、介護職員の組合が調査した、月給で勤める介護職員の平均年収は359万8千円となっており、その格差は100万円以上に上っております。介護事業者の多数が常に人手不足の状況であるのも、この低収入が要因の一つであるとされております。そのため、令和3年度介護報酬改定では、特定処遇改善加算の配分ルールの柔軟化により、リーダー級の介護職員以外の職員の賃上げを図ることになりました。この処遇改善加算ができる職場環境等の要件としては、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、職員の新規採用やキャリアアップに資する取組、仕事と家庭の両立支援、職場のコミュニケーションの円滑化、各種のハラスメント防止等の実施が求められております。また、全介護職員に占める介護福祉士の割合や勤続年数が長い介護福祉士の割合が高い事業者には、介護報酬が加算されることとなります。

また介護職員の業務において、実際の介護のため利用者に接している時間のほかに、デスクワークとして多くの文書を作成しなければならないことが、更なる負担になっていることが課題とされてきました。それを解決すべく、文書作成の負担軽減や手続きの効率化のため、これまで利用者の署名、押印が求められていた説明や同意に係る文書について、メールなどを用いた電磁的な対応が原則として認められました。また介護サービスの記録の保存、交付

等についても、電子ファイルなどによる電磁的な対応が原則認められます。これらの介護事業所でのICT活用が可能となる事務手続の見直しにより、介護職員の事務的な負担を軽減することになると考えております。

市としましては、例年開催しております各事業所への集団指導において、これらの事務手続の見直しについての周知を行い、各事業所への実地指導におきましても、加算要件を満たしやすくなるような職場環境改善はもとより、介護職員が働きやすい環境を整えていけるよう助言・指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。介護業界の課題の一つに人材・人手不足があります。高齢化に伴い介護の率が高まっているものの、人材が集まらずに苦勞している人は少なくありません。もちろん国も介護業界の人材不足に対して何もしていないわけではないと思います。職員のために職場環境の改善やキャリアアップの取組を行った事業所に対して、賃金アップの補助を行っております。介護職員処遇改善の改定、拡充を実施しております。また多くの業界からAI導入による自動化を検討しているように、介護業界でも介護ロボットなどのテクノロジーを導入している事業所も増えつつあります。これらの取組により、介護の待遇改善や負担軽減が期待されておりますが、当たり前ですが介護の仕事は人が相手の仕事でございます。自動化が難しい領域も多数あるため、検討は慎重に進められているのが現状であろうかと思っております。現場、職場の環境改善はもとより、介護職員の働きやすい環境を整えていけるよう、助言・指導共々、積極的に行っていただきたいと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分ほど休憩をいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時01分休憩

午前11時06分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、宇土市の都市計画について、行政サービスの費用対効果について質問させていただき

ます。

最初の件は、都市計画です。そこでまず、都市計画とは何かを整理するために、1968年施行された都市計画法について、どんな目的をもって、いつ頃始まったかについて御説明ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

まず、現在の都市計画法が制定された背景についてですが、昭和30年代からの高度経済成長の過程において、人口、産業の都市集中と著しい都市の拡大が急激に発生し、都市機能を支える都市施設の整備が追いつかず、農地や山林など虫食いの的に宅地化する無秩序なスプロール現象が発生しました。

このような状況から、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、計画的な土地利用、都市施設の整備、秩序ある開発等に関する計画を定め、機能的な都市生活や効率的な都市活動の増進、環境の保護等に寄与することを目的として、昭和43年に都市計画法が公布され、昭和44年に施行されたところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私の最近知った資料とは微妙に違いますが、都市の利用制限で健全なまちづくりをする目的は同じ考えです。

次に、宇土市の都市計画の取組時期と計画の内容、さらにこれまで見直し等を含め、御説明ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

本市の都市計画は、旧都市計画法に基づき、宇土町時代の昭和16年に都市計画法の指定を受け、都市計画区域の決定を行っております。

その後、昭和33年の市町村合併で宇土市となり、昭和41年に現在の都市計画区域に拡大し、平成13年に旧富合町の編入、平成24年に旧富合町の除外を行い、現在、都市計画区域の面積は1,832ヘクタールとなっております。

また、宇土都市計画区域内には、市街地の土地利用の誘導や混在等を防ぐことを目的として、住居系、商業系、工業系の10種類の用途地域を定めております。

用途地域指定の状況につきましては、昭和41年に491ヘクタールを指定し、その後、現在の宇土シティや市営入地団地、松原町の一部などの地域を追加し、現在、用途地域の面積は505ヘクタールとなっております。

また、最近の用途の見直しにつきましては、平成19年に宇土駅の東側において、本市の

玄関口にふさわしい土地利用を図るため、工業地域から商業地域、近隣商業地域、準工業地域などに用途の変更を行っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。建築士として確認の意味で聞きます。

今の報告を聞き、そもそも都市計画法の目的は何だったか。都市計画を中心的にまとめられた宮澤美智雄氏の意見を参考にすると、昭和30年代後半から昭和40年代初めは、全国的に都市爆発にどう対応するのか、政府として土地対策の問題であり、土地利用計画がなければ進まないと語っています。21世紀になり日本の人口は2010年1億2,805万人をピークに減少しました。しかし、地方では2000年頃に減少に転じた地域もあります。

そこで、皆さんに見てもらいたい資料は、私が後の質問の答弁で報告のある宇土の開発許可と農地転用の許可件数から、戸数を拾い出した各10年間の1千平米以上の今の許可された各年の数量と、ゼンリンの地図で場所を特定し、1千平米以上の戸建て住宅と共同住宅の位置を青いシールでポイントした都市計画図です。1千平米以上の開発は、平成22年から令和元年の戸建て住宅580戸、共同住宅は506戸。建設の増加は平成25年頃始まり、平成28年から戸建てばかりではなく共同住宅も急増してきます。1千平米以下の農地転用は、平成23年から令和2年の戸建て住宅232戸、共同住宅48戸増加しています。1年のずれはありますが、二つを合わせると戸建て住宅812戸、共同住宅は554戸で、総数1,366戸となります。

この中で許可された内容が共同住宅用地とか、分譲用地とか、戸数が明記されていない許可物件は、他と比較して土地面積から戸数を割り出していますので、実際の建物とは微妙に異なりますので、御了承ください。戸建て住宅世帯を3人、共同住宅を2人として計算すると、増加人数は3年後約44人となります。このデータを基にして次からの質問をします。

次の質問は、宇土市の都市計画区域内で、工業地域、工業専用地域を除く用途地域内の10年ごとの人口と人口密度について報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

用途地域内の人口と人口密度につきましては、国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を基に申し上げます。

なお、都市計画基礎調査結果については、平成7年分以降しか残っていないため、平成7年から平成27年までの期間について、10年ごとでお答えします。また、宇土都市計画の用途地域内の人口につきましては、工業・準工業分を合わせたところでの数値でお答えさせていただきます。

まず、宇土都市計画の用途地域内の人口につきましては、平成7年が1万3,018人、平成17年が1万4,049人、平成27年が1万5,860人となっており、平成17年、平成27年いずれも10年前より増加しております。

次に、用途地域内の人口密度につきましては、1ヘクタール当たりの人数が、平成7年が25.98人、平成17年が27.82人、平成27年が31.41人となっており、人口密度につきましても、平成17年、平成27年いずれも10年前より高くなっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。なぜ人口密度の変化を確認するかといいますと、都市計画後の施行当時と現在を比較すると、1970年の全国の総世帯数2,685万のうち、4人世帯は685万で25.5%で一番多く、2人世帯が415万で15.5%、1人世帯が288万で10.8%、5人以上の世帯が767万で28.6%でした。これに対し2010年は、総世帯数5,184万で、一人世帯が1,675万で32.4%、2人世帯が1,412万で27.2%、4人世帯は760万で14.4%、40年間で人口も増えていますが、世帯数は1.93倍になり、うち1人世帯と2人世帯で全世帯数の59.7%、6割を占めています。このデータを基に次の質問をします。

元松市政になって人口増加策が打ち出されました。そこで、市が把握している都市計画区域内の人口変化と開発状況を検証し、報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

都市計画区域内の人口につきましても、国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を基に申し上げます。また、人口変化の期間につきましては、第1期の市長マニフェストが公表された平成22年から、国勢調査の結果が公表されている平成27年までの期間で、お答えさせていただきます。

都市計画区域内の人口は、平成22年が2万4,544人、平成27年が2万5,606人となっており、5年間で1,062人増加しております。

開発状況につきましては、平成22年度から令和元年度までの10年間について、宇土市人為による災害の防止等に関する条例に基づき、面積が1千平方メートル以上の開発等の行為を行う土地の届出があった件数で申し上げます。

宇土市全域での届出は全部で135件あり、そのうち、分譲住宅、アパート等の住居系が97件、農産物加工場や自動車整備工場などの工業系が5件、複合施設やコンビニ等の商業系が10件、そのほか駐車場や資材置場等が23件となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告にあった後の5年間の私の各年度表から、開発年数と件数も人口も増えています。また、宇土市の魅力の一つが、人の多さだけではなく建物の集積が必要だと思います。都市計画の図の青いシールの位置から熊本地震後、市街地中央部で古い住宅が解体されたにもかかわらず、新しい住宅は市街地以外で広がる傾向です。また、用途地域の規制や農地規制で、既存住宅地や集落の周辺に張り付くように、ミニ開発や農地転用が増えています。

そこで次の質問は、都市計画区域内外の特徴的なエリアの人口の10年ごとの変化を知るために、本町、境目町、花園台町、高柳町の高齢化率を報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

本町、高柳町、境目町、花園台町の高齢化率について、国勢調査の結果を基に、平成7年から平成27年までの期間で申し上げます。

まず、本町1丁目から6丁目までは、平成7年が28.1%、平成17年が30.6%、平成27年が39.2%となっております。

高柳町は、平成7年が12.1%、平成17年が7.8%、平成27年が9.2%となっております。

境目町は、平成7年が10.4%、平成17年が15.7%、平成27年が24.8%となっております。

花園台町は、平成16年4月に町が誕生したため、平成17年以降についてお答えします。平成17年が0.6%、平成27年が7.9%となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告から、旧市街の高齢化が顕著になり、古い住宅団地も高齢化に転じ、逆に住宅開発の進む地域は若者世代が中心と理解できます。最近の建築学会の研究で、広さ100ヘクタールの市街を維持するために、市街地内に4千人、周囲に5千人以上の人口が必要となります。現在の地方都市は一世帯当たりの人員が減少すると反比例し、世帯数は増加し、宅地は市街地外で拡大し続け、中心部が空洞化する状況で、中心市街地の衰退を危惧しています。今回、市街地人口密度を確認したかったのですが、出せるデータが無いということ高齢化率でまちの若さを確認しました。

次の質問に移ります。市街地内外の人口集積を知るために、用途地域内外の10年ごとの人口変化を分かる範囲でいいので報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

用途地域内と用途を指定していない用途地域外の人口につきましても，国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を基に，平成7年から平成27年の期間で申し上げます。

用途地域内の人口は，先ほどお答えしましたとおり，平成7年が1万3,018人，平成17年が1万4,049人，平成27年が1万5,860人となっており，平成17年，平成27年いずれも10年前の人口より増加しております。

次に，用途地域外の人口は，平成7年が8,004人，平成17年が1万126人，平成27年が9,746人となっており，平成7年から平成17年までは増加していますが，平成17年から平成27年までは減少しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。市街地内外の4千人対5千人の比率については，最近の都市計画の議論などと，市には用途地域指定内のほかしか人口データがないので，私なりに解釈すると，市街地形成に必要な周辺人口は日常的に市街地の施設を利用している都市計画区域外の花園台，布古閑，さらに走潟校区，緑川校区の周辺人口を加えると，現在の必要人口は足りているのではと考えています。

次に，交通と人口増に関して二つの質問をします。

まず，コミュニティバスのコース内エリアに，開発を誘導することが必要と思っておりますが，どんな開発目標と規制をするのか考えをお聞きします。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

まず，コンパクトシティとは，人口減少・少子高齢化が進行する中，都市の持続性を確保するため，中心部に居住者や福祉・医療・商業などの都市機能を誘導・集積し，拡散した市街地をコンパクト化するものです。

コミュニティバスのコースは，市役所や宇土駅周辺の市街地から宇土シティ，トライアル，クロス21を通るルートとなっておりますが，宇土シティ東側には，まとまった農地があり，この土地に新たに用途地域を指定し市街地を形成することは，コンパクトシティの考え方からすると好ましくないと思われま。

しかし，先ほどお答えしましたとおり，用途地域内については人口が増加しており，新たに宅地を提供するための対策は必要であると考えおります。

そのため，昨年の国勢調査を基に，今後行う都市計画基礎調査の結果や，現在，熊本県において見直しが行われている宇土都市計画区域マスタープランの状況を見ながら，コミュニ

ティバス周回コース内の土地も含め、今後の土地利用を検討していきたいと思います。

また、土地利用に関する制限等につきましても、併せて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。次の質問も交通関連なので、その後に考えを述べます。

次は、都市計画地区の南に位置するウキウキロードと鹿児島本線が交差する跨線橋下に、新駅を提案していますが、ゆるい規制では、周辺が無秩序に開発される危険性があり、良好な市街地を形成するため、規制が必要と思います。また、跨線橋の西南エリアも同等と思うので、開発と規制の考え方をお聞きします。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

議員が御提案されている新駅周辺の都市計画用途地域は、JR鹿児島本線を境に東側は工業地域や準工業地域となっており、西側は西南エリアも含め用途地域外となっております。

これらの地域は、都市計画法に基づいた開発許可制度や建ぺい率や容積率といった建築物の制限などの規制が行われています。

また、新駅の西南エリアは、下松山地区の農地の多くが都市計画の規制に加え、農地を保全するための農振農用地区域に指定がされており、開発を行う場合は、農振除外の手続きが必要となりますが、このエリアは一体的な優良農地であり、農振除外は難しいと思われま

す。さらに、新たに開発規制を行うことは、個人、事業者等の財産に制約を加えることになり、土地所有者の理解を得る必要があります。そのため、具体的な新駅やその周辺の開発計画がない中で、開発の規制は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。二つの質問をなぜここですかといいますと、先ほど樫崎議員が取り上げられた、現在SDGsの取組の大きな目的の一つが地球温暖化対策と考えています。SDGsの先進地ヨーロッパでは、自家用車を抑制し、公共交通への転換が進められています。それと今後も宇土市は熊本都市圏のベットタウンとして発展していくには、熊本市中心部までにつながる公共交通の充実が必要と思います。

そこで、公共交通を活用する開発についての提案の意味も込めて、次の質問をします。

コンパクトシティの視点から、コミュニティバスの路線沿いに住宅地を形成する開発誘導と規制について考えをお聞きします。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

まず、国が進めるコンパクトシティには、公共交通サービスを充実することで、過度な自動車への依存が抑制されて、省エネルギーや二酸化炭素排出量の削減による環境面での効果も期待されます。

新駅やコミュニティバス路線沿いにも用途地域などを指定し、住宅地を誘導させ、多くの居住者が公共交通機関を利用することで、国が求める機能的でコンパクトな市街地形成が図られることが想定されます。

しかし、現在、コミュニティバスが周回する路線沿いには、その地域にあった様々な用途地域を指定しており、ウキウキロードや都市計画道路北段原線の一部のエリアにおいては、農地を保全するための農振農用地区域に指定されております。

そのため、農振農用地区域で宅地等の開発を行う場合は、農振除外の手続きが必要であり、令和2年9月の園田議員の一般質問でも答弁しましたとおり、新たな農振除外には、具体的な計画がないと難しく、現状では、新駅やコミュニティバス路線沿いにおける新たな住宅地の形成は厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 同じ内容の質問をしましたが、なぜこれをするかといいますと、2017年に建築学会が出版した「都市縮小時代の土地利用計画」に、市街地の課題解決に以前よりもまして市街地活性化再開発の事業支援が提案されています。それと市街の住宅地は、地震後に新陳代謝がなかなか進まない、今後進むと思われるのが、用途地域の市街地の近い場所に交通を絡めた団地を誘致する。例えば大津町でのJRによる住宅開発の取組が各地で起こると考えています。提案内容を含めてこの質問をしました。

次の質問は、都市計画に関するまとめとしてお聞きします。全国では1997年から2009年、13年間に都市計画地区を新設33県、拡大77県設定されました。この原因は、一世帯当たりの人員が50年前の半分以下になり、住宅地が拡大傾向にあります。宇土市は熊本都市圏のベッドタウン化が進んでいることから、虫食い状態の開発にならないように、新しい市街の将来ビジョンが必要と思うので、都市計画の見直し等も含め市の考えをお聞きします。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） お答えします。

本市の都市計画の状況としては、福祉や医療、商業施設などの都市的機能は、ほぼ市街地に集中しており、人口については、市全体では平成17年をピークに減少傾向にある中、都市計画区域内においては、平成17年からの10年間で、用途地域では1,811人が増加

している状況です。また、用途地域外では380人が減少していることから、用途地域内に人口が集中している状況となっております。

今後の都市計画の見直しについては、国の方針として、全国的に市街地の集約が進められているところですが、本市の都市計画については、ある程度、都市機能が集約できており、用途区域内の人口も増加していることから、定住人口の拡大に向けた宅地の確保など、土地利用の見直しを行っていきたいと考えております。

なお、都市計画の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後行う都市計画基礎調査の結果や、現在、熊本県において行われている宇土都市計画区域マスタープランの見直しの内容を踏まえ、検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。前向きな考えは、今賛同するところですが、人口は減っています。人口減少社会なので、安易に規制緩和するのではなく、宇土市が目指す市街地の将来像に基づき、用途地域の拡充制度の有効性を評価しながら進めるべきだと思います。

これは一つの例ですが、佐賀市が2020年に都市計画の定期見直しで、人口減少傾向と市街地のスプロール化から、新しく広げる市街地の人口確保ができないと判断し、市街化区域を拡大しませんでした。佐賀市の例から、市街地を広げずに中心部をもっと人が集まるように意欲的にしていけば、例えば滞在時間を長くするインスタ映えするような風景や施設ができると、さらに人口の集積は可能と考えています。

そこで、最後に都市計画関連の質問のまとめとして、市長に、少子高齢化、コロナ後の社会変化を踏まえ、これからの市街地と都市計画、市の目指すビジョンについてお聞きします。市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

近年の人口減少、少子高齢化、経済成長の鈍化、大規模災害の頻発、さらには今なお続いております新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、我が国を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化をしております。そのような中、都市づくりも新たな時代への対応が求められていると考えております。

本市の中心部には、商店街や住宅、工業団地などがあり、都市化の動向に合わせ用途区域を指定し、JR宇土駅及び周辺施設の整備、あるいは駅東側への商業施設等の誘致、入地ニュータウンの整備など計画的な都市開発を進めてきたところでございます。その結果、国道沿いを中心に大型商業施設が進出するなど、土地の利用形態や生活基盤などの変化が見られ

ております。

本市は、平成31年4月に「復興から発展へ未来へ輝くふるさと宇土」を目指して、第6次宇土市総合計画を策定しており、都市計画においては、限られた土地を有効活用し、自然と調和した安全で快適な都市開発の目標として、今後も計画的な土地利用及び市街地の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

本市の都市計画区域は、熊本市に隣接し、県内の主要道路や鉄道が集中しており、通勤・通学や買い物など日常生活において利便性が高く、まちとしてのポテンシャルは非常に高いものだと考えております。

現在、全国的には、コンパクトシティが進められているところですが、地区の特性に応じたまちづくりを図り、利便性が高い地域での住宅地や商業地の開発を進めていくことは、持続可能な地域の形成に必要なだと考えております。

野口議員の質問にもありました、コミュニティバスのコースの一部とも重なりますが、私が第3期のマニフェストに掲げております、県道14号からウキウキロード沿線エリア一帯の土地については、幹線道路に面し、周りには商業施設もあり、宇土市の新たな土地利用を図っていく上で、適した場所であると認識しておりますし、この場所をいかに生かすかが宇土市の将来にかかっているのかなという認識は変わっておりません。

しかし、先ほど、建設部長の答弁でもありましたように、用途地域を拡大しようということで私たちもいろいろ研究しながら進めているわけですが、どうしても具体的な計画を示す必要があるということ、これからは逃げられないということでございます。かといって、行政が都市開発事業等をするのも本当に大きな財源を必要とする中で、どうしても民間開発を何としても誘致するというような形が非常に重要で、それによっていわゆる具体的な計画に変える、それを用途地域の変更に結び付けていくという部分が必要ではないかなと考えております。

本町等に関しましては、先ほどありましたように高齢化が非常に進んでおります。もともと商業地であって、商業の店舗兼住宅であったところが、今は多くが住宅になっております。また、昔の城下町の名残もありまして、土地形状が非常に細長い土地形状で、間口が非常に狭い形状となっております。空洞になっている宅地ももちろんあるわけですが、そこらの開発がものすごくしにくいという、非常にマイナスな、開発にとっては状況としては余り良くない傾向となっております。ただ、もともとの宇土市の本町通り、中心街でもございます。空家も増えておりますので、空家対策も何とかやりたいということで、現在、実態調査や所有者への意向調査を行っております。令和3年度に、利活用を含めた空家対策の計画を策定する予定としております。

今後、未来につながる住みよいまちを形成していくために、定住人口の拡大に向けた宅地

の確保あるいは用途地域の見直し、地域資源を生かした交流人口の拡大など、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した都市化の進展に対応できる、新たなまちづくりを考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 御意見、将来の展望をお聞きし、私も宇土市の用途地域内の特色づくり、特に市街地の魅力創出のため先進地を調査し、人口集積と活性化に取り組みたいと考えています。

次のテーマに移ります。昨年、決算委員会の中でコンビニ交付サービスの費用対効果が問題になりました。サービスが始まって5年ほどになります。そこで確認したいのが、国の助成があった時期の年間経費は幾らか。それと国の助成がなくなった後の年間経費は幾らか。加えて国の助成があるときにはそれを含めた年間経費を、助成がなくなった後は市が負担している年間経費を毎年の利用者数で割った1回当たりの単価は幾らになるか報告ください。市民環境部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

本市は、コンビニ交付サービスを平成29年3月1日から導入しております。まず、年間経費は、初年度の平成28年度は、システム構築のための初期投資費として3,689万1千円、翌年度からは維持管理費として平成29年度が531万円、平成30年度が548万7千円、令和元年度は基幹系システムの更新に伴う経費分を含め1,358万円となっております。導入年度である平成28年度から平成30年度までの3年間は、対象経費の2分の1が特別交付税の対象となっております。

次に、各年度の利用件数、利用単価について、平成29年度から令和元年度までの数値を申し上げます。なお、利用単価については平成29年度及び平成30年度につきましては、全体の経費から特別交付税措置分を差し引いて算出しております。

平成29年度が利用件数346件、利用単価7,477円、平成30年度が利用件数594件、利用単価が4,420円、令和元年度が利用件数738件、利用単価が1万8,199円です。令和元年度の利用単価が上がった要因としましては、歳入において特別交付税措置がなくなったこと、また、歳出において機器更改に伴うシステム構築委託料の支出があったことが挙げられます。

なお、コンビニ交付サービスの利用拡大のため、広報うとでのお知らせや、ポスターを市内のコンビニ店舗や公共施設での掲示を行うなど周知に努めております。今年度の利用件数は、1月末現在で1,294件と前年度全体の738件と比較すると大幅に増加しております。

す。今後、マイナンバーカードの交付率が高まれば、コンビニでの交付枚数が増え、それに伴い利用単価も下がるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告を聞きながら、新しく便利なサービスとはすごい経費が掛かると思いました。また、今、市の財政は厳しいと言いながら、こんな高額な経費を使ってよいのか。私は社会環境が整い、利用しやすくなってからやるべきと思います。民間事業者の既製品が無くなったら中止になるはずです。なぜ今この質問をしたかという、政府はデジタル庁を設置すると、自治体に新たなICT化、デジタル行政を要求してくると思うので、一つの例として検証してみました。

そこで、市長にお尋ねします。国や県及び市民から要望される新しい行政サービスが始まる時、例えば今聞いたコンビニサービスや今後増えるであろうインターネット活用の新たなサービス、議会でネットを利用する広報活動等の経費についてです。新しい行政サービス導入における費用対効果の検証から、維持する、維持しないの判断について、市長の見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

まず、コンビニ交付サービスの継続実施に関する見解についてでございます。

コンビニ交付サービスは、住民の利便性が上がることで、住民サービスが向上する事業でございます。さらに、国が推進する行政のデジタル化の取組の一つであるマイナンバーカードの普及促進に関して、カードの付加価値を上げることによって、国民のカード取得を促進する役割を担っているとされており、先ほどの市民環境部長の答弁にありましたように、費用対効果は決して高いとは言えないというよりも、低いというのが正直なところだと思います。しかしながら、マイナンバーカードに関しては、市が提供する数少ないサービスの一つでございまして、国全体が目指すデジタル化社会への推進という意味においては、未来への先行投資であると思います。この国が推進するということの意味で言いますと、やはり国際的な競争に日本は今遅れつつあるということ、これに国は今追いつこうとしているということも非常に重要なことであろうと思います。インターネットの普及等が日本で進んだときに、日本は大分進んだなと思いましたが、韓国などはもっともっと先を行っておりました。これが今、差が出てきているところです。そういう意味で、国も一生懸命になっているのではないかと思います。それが、コンビニ交付サービスの継続の理由です。

次に、市の事業継続の判断についてお答えをいたします。

市の事業については、事務事業評価を毎年度実施し、コスト面も含めて客観的に評価する

ことで、改善と発展が図られるよう事業の見直しにつながっているところです。これにより、効率的で効果的な行政運営の確保を図っているところでございます。

行政サービスの継続につきましては、住民サービスの向上につながるのかどうか、住民の利便性・必要性にマッチしているのか、時代にマッチしているのかということも非常に重要だと思いますが、事務の効率性はどうか、さらに費用等を考慮した上で、一つずつ検証して、総合的に判断する必要があります。先ほどのコンビニ交付サービスのように、費用対効果のみではどうしても判断できない面もあることを、是非御理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、事業等の実施・継続・廃止等の判断については、住民サービスの向上あるいは利便性の向上が第一であろうと考えております。これを中心に今後も判断をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく答弁ありがとうございます。今の意見を基にして、私も行政サービスの費用対効果について今後研究していきたいと思います。

まだ少し時間があるので、今の市長の答弁からですけれども、これは会派内の意見ですが、議会の活動をインターネットを使い広報する時期と思っております。一昨日の新聞に、熊本市議会は、常任委員会をYouTubeで配信することを近々決定するとありました。私は常任委員会だけでなく、委員会研修や視察等の活動も配信していくことが議会の見える化につながると考えています。市長の言われた市民の利便性の視点から、ネット利用の議会活動報告の取組が提案されるときは、是非賛同いただけますように最後お願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分間ほど休憩いたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時47分休憩

午前11時51分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

13番、藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 無所属の藤井慶峰です。早速質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの影響で倒産、経営不振による解雇、雇止め等によって、経済的に困窮している市民が多くなっております。自助・共助ではどうにもなくなり、生活保護申

請をせざるを得ない方たちも増えてくるものと考えられますが、生活保護申請の状況と支給決定について、健康福祉部長にお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、生活保護の申請状況についてお答えいたします。

生活保護の申請状況については、今年度の4月から1月末までの申請件数は42件と昨年度より10件減少し、決定件数は41件と昨年度より1件増加しており、昨年度と比較すると申請件数は減少、決定件数は横ばいとなっております。

また、生活保護が決定した41件のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた収入減少による申請は、1月末時点で3件であり、保護件数が大幅に増加しているという状況ではありません。

これは、昨年、全世帯に対する世帯員一人当たり10万円の特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、低所得者のひとり親世帯に対する臨時特例給付金が支給されたこと、また、市独自の支援策として、子育て世帯への経済対策商品券、全世帯へのくらし応援商品券等の交付を行ったことに加え、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の支給要件の大幅な緩和等が要因ではないかと考えております。

ただ、これらの支援は一時的なものであるため、今後、感染拡大による経済への影響が長期化すれば、生活保護の申請者が急増する可能性もあります。

今後も生活保護の申請窓口においては、これまで同様に懇切丁寧な説明を行い、保護申請の要件を満たす場合には、申請権が阻害されないよう適切に対応し、速やかな保護決定を行ってまいります。

また、保護の申請や決定に至らなかった方についても、必要があれば生活困窮者自立支援制度の窓口である宇土市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援制度の活用により相談者の生活の安定を図る等、相談者に寄り添った対応を心がけてまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。昨日の熊本日日新聞の朝刊に、昨年生活保護申請が増加したことが掲載されておりました。その原因は、コロナで雇用が悪化したことだと伝えてありました。生活保護は困窮する国民にとっては、最後の命綱と思います。保護を受けやすくしていただきたいと思うところであります。

新型コロナウイルスが陽性になっても、入院できない、県が用意したホテルに入れずにおります。合志市に住む知人Aさんが陽性と判断されましたが、入院もホテル待機もできない、しかも長年勤めていた会社もコロナ不況で倒産して、退職金も給料ももらえなかったために、借りていたアパートの家賃も払えず追い出されて、行くところがなくなってしまい

ました。そのため、20日以上知人からお金を借りて、菊池市内のホテルにお願いして、1泊1万5千円の宿泊費を2週間分前払いすることを条件にお世話になり、待機しておりました。しかしながら、なかなか入院させてもらえないために資金が無くなって、一緒に生活すれば感染させる可能性が大きくなることは分かっていますが、友人Bさんのアパートに同居してかろうじて命をつないでいました。県が用意したホテルは無料ですが、空きがないために仕方なく自腹で払わなければならなかったわけであります。しかし、お金が続かない。助けてくれる人も負担が大きくなりすぎて無理だということになって、友人Bさん宅に身を寄せたわけであります。ひと月ほど待たされて、やっと入院させてもらうことができました。ところが助けてくれた友人Bさんも感染してしまい、働くことができなくなって大変な状況に置かれております。頼る人がいなければ路上生活を強いられることにもなります。また、このように人を頼れば感染拡大にもつながり、感染者を増やすことになってしまいます。路上生活をすれば、本人の命も危険にさらされるだけでなく、周辺の人に感染させる危険性もあるわけであります。

このような厳しい現実があります。私はこのことを自分のブログとFacebookに、県は早急に病院と待機ホテルを確保すべきだということで書きました。そうしましたら、それを見た人が知事への直行便で、蒲島知事のところへ送ってくれました。たまたまかどうかわかりませんが、その翌日知事は、新たな病院と待機ホテルを確保したと発表されました。陽性になれば、保健所の指示で動くしかないわけでありますが、市と保健所とは連携して対応しておられると思いますので、我が宇土市にはこのような人がいないかお伺いしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 熊本県内においても、今年1月の新型コロナウイルスの感染者の急増に伴いまして、専用病床の稼働率が逼迫し、陽性と判明したものの、入院先や療養先が決まらず、一時的に自宅待機を余儀なくされる方がおられたと聞いております。

本市におきましては、これまで45名の方の感染が確認されておりますが、全て入院治療又は宿泊療養施設における経過観察となっており、自宅待機となった方はおられません。

県においては、新型コロナウイルス感染症の流行のいわゆる第4波に備え、入院患者の専用病床を11月以前の400床から473床、宿泊療養施設を60室から230室に増やし、患者の受け皿が拡大されております。しかしながら、医療逼迫を防ぐために最も有効であるのは、感染者を増やさないことです。今後、市民の皆様の御理解、御協力を得ながら、引き続き感染予防に取り組んでまいります。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 先ほどの知人のように、倒産や雇止めなどによって失業し、収入源

を断たれた人も多くおります。また、いまだに入院もホテル待機もできない人がいることも事実であります。1月30日に熊本市で、学生に対する食料配布会が民間ボランティア団体の主催で行われました。当初150人から200人の予定が、370人の学生が集まりました。2月21日も同じく学生への食料配布会が行われ、300名を超える学生が集まりました。今、学生も一般人も経済的困難に直面している人たちが多くおります。昨年、8月の自殺者は1,849人で、前年に比べて249人と大幅に増加しています。特に若い世代の自殺者が増加しております。また、去年1年間に自殺した小中学生と高校生は合わせて479人、前の年から1.4倍に増加し、これまで国の調査において過去最多となったことが分かりました。特に、高校生の女子が大幅に増加しております。それだけ新型コロナウイルスによる大きな影響を受けていると思います。

菅総理が言われる自助・共助は、既に限界を超えているものと思います。これまで、国・県の救済策もあり、宇土市独自の支援策も実施されてきましたが、更なる本市独自の救済策が実施できないか。生活保護を受けやすくするのも一つの方法だと思いますが、学生、ひとり親世帯、低所得世帯、失業して生活に困窮している人たちの新たな救済施策を実施できないか、市長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症における、経済的困難に直面する市民生活の更なる支援についてということでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療関連への負担のみならず、多くの人に多大な影響を与えております。緊急事態宣言発令による店舗等の営業自粛や、不要不急の外出自粛要請、イベントの開催制限などは、人々の消費行動に影を落とし、営業収入の激減や事業の廃業、従業員の解雇、失業者の増加等につながっているとされておりまして。日本で最初の感染者が発生してから、1年以上が経過しましたが、依然として収束の兆しが見えておりません。長期化していることが更なる追い打ちをかけている状態だと認識しております。

本市におきましてはこれまでに、学生については、地方創生臨時交付金を活用し、国の学生支援緊急給付金の対象となった方々に、上乘せとして5万円の給付金を支給させていただきました。最終的に受給者は47人となりました。支給時点では、必要な支援ができたものと思っております。

また、低所得のひとり親世帯に対しては、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、国のひとり親世帯臨時特別給付金をはじめ、県の生活支援給付金、市独自でも商品券交付などの支援を行ってきたところでございます。

次に、低所得者世帯や失業して生活に困窮した方のために、緊急小口資金や生活福祉資金

の特例貸付、住居確保給付金などの制度がございます。これは社協のほうが窓口になっておりますが、感染流行の長期化に鑑み、支給条件の緩和や申請期限の延長がなされたところでございます。緊急小口資金に関しましては、熊本地震のときにもございましたが、現時点でこのコロナ禍における貸付が熊本地震を上回ったという、口数では上回った、貸付数で上回ったという状況でございます。また、住宅確保給付金等も含めて、多くの方が利用されておられます。生活保護の認定申請が少ないというのは、ここで救われている方が結構いらっしゃるということです。ただ、これも限度がありますので、いっぱいいっぱいになっているというのが、あと数箇月したらまた厳しい状況になっているという状況だと思います。

これまで様々な支援策を実施しております。国においても、新たな生活困窮者向けの追加対策の必要性が議論されているということでございますが、具体的な事業として実施する動きは現時点ではなっておりません。ただ、この長引いていることは、確かに大きな影響となっておりまして、今すぐには影響がなくても、今後大きく影響してくる。例えば学生さん、去年までは助かったけれども、今年も厳しい状況が続いている場合もあろうかと思えます。そういう意味で本市におきましても、更なる独自の支援策として何が市民の皆様にとって有効なものとなり得るのか、協議検討を行っているところであります。是非市内でこういう形で困っている方がおられるということ、例えば、酒屋さんが非常に困っておられると、飲み屋さんに卸していた酒が卸せなくて、非常に困っておられるという情報も、議員の皆様からいただきました。こういう業種あるいはこういう人たちがこういう困り方をされているんだよということを御存じならば、是非市のほうにも情報を提供していただきたいと思えます。情報を合わせた上で、どこに手を打つべきかというところもしっかりと考えさせていただきたいと思っております。そういった課題が明らかになってきたら、そのことに対しては、市もやりますけれども、市だけではどうしても財源的にも厳しく大きなことはできません。そういう意味で、国や県に対して、新たな支援策を要望することも考えていきたいと思っております。

いずれにせよ、感染症が長期化をしております。今後、国においても追加の経済対策等が実施されるとは思いますが、そういった財源、あるいは市でどれだけできるか分かりませんが、できる限りの財源の捻出をしまして、限られた財源を有効的に活用しながら、市独自の支援策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 市長、積極的な答弁ありがとうございました。財政が厳しいことは承知しております。しかし、助けるべきときに助けないと、更なる困難を来すこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。この問題については、市内のいろんなところにごみの不法投棄、犬のふんの放置禁止、ごみの投げ捨て禁止等の看板が立てられておりますが、なかなかこれが守られていない実態があります。山の中にテレビや冷蔵庫などの家電を捨てに行く無法者もおります。このことは野口議員もたびたびSNSで発信しておられます。本来なら市民の道徳観念、公德心によって守られるべきものだと思いますが、これが守られないのが現実であります。幹線道路の道路沿いは特にひどいものでありまして、私の家の近くでは、田んぼや畑にペットボトルや空き缶、空きびん、弁当の食べかすを袋のまま投げ捨ててあります。農家の方がトラクターや耕うん機で耕されるときに、ビンが割れたり、機械にからまったりして危険な度に、手で拾い集めておられるのを見ると、お気の毒で仕方がないのであります。

そこで、ポイ捨てを禁止する一つの方法として、宇土市ポイ捨て禁止条例を制定できないか、市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

ごみのポイ捨てなどの不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において明確に禁止されており、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処すると定められております。しかし、投棄者は、夜間やひと気のない場所などで投棄を行っているため、摘発が難しいのが現状です。

そのため、一部の自治体では独自に、いわゆるポイ捨て禁止条例を制定しています。これらの条例では、実効性を確保するために過料を科してありますが、実際に過料を科すためには、規制の範囲や取締りの方法、取締りに関する費用面など、その他運用上の様々な課題が多くあると思われれます。そのため、大きな自治体でも繁華街の一部を対象とするにとどまっております。田畑などは対象となっていないのが現状であります。

本市におきましても、ポイ捨て禁止条例を制定する場合は、この実効性の確保が課題となると考えております。

なお、現在、本市では、宇土市環境基本条例及び宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例を制定し、ごみの適正な処理を、市、事業者、そして市民の方々にも義務づけております。

また、これらの条例や法律に基づき、不法投棄禁止警告看板の設置や不法投棄巡回パトロールなどの不法投棄防止の対策を行っているところです。

今後、本市の課題等を整理し、他自治体の条例についても調査研究を行うとともに、条例以外でも実効性のある不法投棄対策の調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。ただいまの答弁にありました廃棄物の処理及び清掃に関する法律，宇土市環境基本条例及び宇土市廃棄物等の減量化，再資源化及び適正処理等に関する条例を制定し，ごみの適正な処理を，市，事業者，そして市民にも義務化しておられます。しかしながらそれを守らない。ごみを捨てるとか廃棄物を捨てると思っていない市民が多いのだらうと思います。だから，平気でポイと捨てるんだと思います。それで，なかなか義務化しても守らない人がいるのが現実であります。ポイ捨てや不法投棄をしてはならないことは，社会の常識であります。それが守れない。ポイ捨てや不法投棄を悪いと思わない人間がいるから環境が汚されます。この問題については，議員発議をするのも一つの方法ではありますが，議会でこのような議論をすることも，一つの市民に対する啓発になるのだらうと思っておりますので，このような質問をさせていただきました。

今回の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 以上で，本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は，8日月曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時14分散会

第 4 号

3 月 8 日 (月)

# 令和3年3月宇土市議会定例会会議録 第4号

3月8日（月）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1 芥川幸子議員

- 1 避難行動要支援者の個別計画について
- 2 ウィズコロナ時代に対応した、妊産婦へやさしいまちづくりについて
- 3 新しい時代の学びの環境の整備について

2 村田宣雄議員

- 1 温暖化防止に農業で貢献
- 2 水田リノベーション事業への対応

3 福田慧一議員

- 1 第3次臨時給付金で暮らしと営業を守る支援策について
- 2 子育て世代の支援策について
- 3 後期高齢者医療保険の窓口2割負担に反対を
- 4 特別障害者手当制度について

4 西田和徳議員

- 1 住吉漁港について
- 2 網津地区の湛水防除事業について

日程第2 常任委員会に付託（議案第4号から議案第34号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君

11番 野口修一君  
13番 藤井慶峰君  
15番 山村保夫君  
17番 村田宣雄君

12番 中口俊宏君  
14番 芥川幸子さん  
16番 杉本信一君  
18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 頭君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君	市民保険課長	山口るみさん
福祉課長	松下修也君	子育て支援課長	中山好美さん
健康づくり課長	西山祐一君	農林水産課長	湯野淳也君
商工観光課長	淵上真行君	学校教育課長	田尻清孝君
指導主事	太田黒保宏君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

14番，芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） おはようございます。公明党の芥川でございます。今回は，避難行動要支援者の個別計画についてなど，3点につきまして質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては，前向きな御答弁をいただきますよう，よろしく願いいたします。それでは，通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

最初に，避難行動要支援者の個別支援計画につきましてお伺いをさせていただきます。

近年激甚化する自然災害では，高齢者や障がい者などの災害弱者が逃げ遅れ，犠牲になるケースが後を絶ちません。災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者の方は，避難行動要支援者と言われております。このような要支援者の方たち一人一人の避難方法や避難先，手助けする人など，事前に決めて明記しておく個別支援計画があります。市区町村が民生委員，自治会，福祉関係者などの協力を得ながら作成を進めます。円滑な避難に有効なことから，内閣府は2013年に個別計画を策定することが望まれるとの指針を示しました。しかし，余り進んでいないのが現状のようでございます。消防庁によれば2019年6月時点で，要支援者の名簿を作成した市区町村は全体の98.9%に達してはおりますが，個別支援計画を作成済みの市区町村は12.1%，一部作成中は50.1%で，未作成は37.8%と4割近くに上るとのことでございます。

まずは，本市での避難行動要支援者の個別支援計画の作成状況につきまして，お伺いをいたします。

次に，避難所等へ避難した際の要支援者への配慮につきましてお伺いをいたします。

災害が発生した際には，避難所などでは混雑・混乱することもあります。そのような避難所において，移動時や物資の供給時などに視覚や聴覚に障がいをお持ちの方などが，周囲の人やスタッフの方に認識をしていただき，配慮を受けやすくするためのツールとして，例えば「目が不自由です」「配慮してください」などのメッセージが入った防災ベストや防災スカーフを導入している自治体があります。また，避難行動要支援者が車いすの場合に，平時は舗装された平坦な道であれば自力でも移動は可能でございますが，災害時は平坦な路面ではなくなると考えられます。ぬかるみやがれき等の悪路の中，支援者の方は車いすを押して

移動することは大変な作業となります。支援者はおのずと限られ、女性や子どものみの場合に避難は遅れてしまいます。そのようなとき、避難がスムーズに行える牽引式の車いす移動補助装置を導入している自治体もあります。女性や小学生でもハンドルを持ち上げることで、車いすに乗れる体格であれば体重の重い人でもある程度運べるそうでございます。このように、災害時に要支援者の方が支援を受けやすいように配慮ができないかと思えます。健康福祉部長に避難行動要支援者の個別支援計画の作成状況、そして避難時に配慮できる支援につきましてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。まず、本市の避難行動要支援者の個別支援計画の作成状況についてお答えします。

本市におきましては、避難行動要支援者ネットワーク台帳の中に個別支援計画を盛り込み、この台帳に登録する際に、同時に個別支援計画を作成することになっております。2月24日現在で、831名の避難行動要支援者が登録されております。

この個別支援計画の情報には、御本人の持病の情報等のほか、緊急連絡先や避難先などが登録されており、毎年1月から3月にかけて民生委員の協力を得て、更新作業を行っております。更新作業終了後、行政区長、民生委員、市で情報を共有し、さらに名簿については宇城警察署、宇城広域連合消防本部にも提供を行っております。

なお、現在年1回実施している総合防災訓練において、この台帳を活用した安否確認訓練を行っており、平成28年の熊本地震の際には、この訓練の経験が非常に役立ちました。また、今月策定が完了いたします第4期地域福祉計画の中でも、避難行動要支援者の支援体制づくりについて記載しております。今後は、本計画に沿った事業に取り組んでいくことで、災害時に自力で避難することが困難な方に配慮した、支援体制の構築を目指してまいります。

次に、避難所における要支援者への配慮についてお答えします。要支援者が避難所において、特定のバンダナや腕章を身に着けることで、周囲の人やスタッフが、その方は配慮が必要な方であると認識できる仕組みを取り入れている自治体もありますが、現在、本市ではこのような取組は行っておりません。この方法については避難された要支援者御本人の意思確認が必要になると思われるため、導入する際には当事者への聞き取りなど、慎重な対応が必要であると考えます。ほかに、要支援者が手伝ってほしい内容などを記載し、身に付けておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードといったものを、避難所で活用する自治体もあります。このヘルプカードは熊本県でも作成しており、市の窓口にも備えておりますので、このカードの普及促進を図り、避難時にも有効活用する方法等を検討してまいります。

また、現在、要支援者の安全な避難や移動に配慮され、また介助しやすい車いすの補助装

置や牽引機器等、多種多様な器具が開発されています。これらの情報を常に収集しながら、避難所で要支援者に配慮した体制が整えられるよう、今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。災害時に一人一人に合った個別支援計画を策定することにより、災害時のみならず、平常時の地域福祉の強化につながりますし、在宅の方々が増える中、この取組は不可欠だと痛感をしているところでございます。今回のコロナのような危機のときも生かせるのではないかと思いますので、支援体制の構築をよろしく願いいたします。また、避難所等へ避難した際の要支援者への配慮につきましても、市の窓口に備えてあるヘルプカードを活用することは、私も大賛成であります。このヘルプカードについては、私も過去の質問の中で普及促進を図っていただくようお願いした経緯もありますので、避難時にも有効活用する方法等を検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は、withコロナ時代に対応した、妊産婦へやさしいまちづくりにつきましてお伺いをいたします。

国は、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を確保し、誰一人取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援する体制を整備しています。その支援サービスの一つに、産婦健康診査事業があります。この産婦健診は、産後1か月など出産後間もない時期のお母さんの心身の健康状態や赤ちゃんの成長を見るため、お母さんと赤ちゃんの両方に対して行われる健康診査でございます。出産後のお母さんは、育児への不安や重圧によって、精神的に不安定になる産後うつを発症しやすい状態にあります。産婦健診を受けることで、産後のお母さんの心身の不調に気づき、早く対処することができます。また、赤ちゃんの健全な発達を促すこともできます。産後の初期段階における母子に対する支援に、産婦健診2回分を公費助成している自治体が、令和元年度は684市町村において実施をされています。国も引き続き予算を組んでおりますので、本市でも是非実施に向けて検討をお願いしたいと思います。また、産婦健診の結果、支援が必要と判断されるお母さんに対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援をする産後ケア事業を実施することとなっておりますが、この事業の進捗状況につきましてもお伺いをさせていただきたいと思います。

次に、双子や三つ子といった多胎妊産婦への支援の強化につきましてお伺いをいたします。

多胎妊産婦への支援につきましては、既存の事業として多胎児の育児経験者家族との交流会等や多胎児経験者による相談支援を実施する多胎ピアサポート事業、多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や日常の育児に関する介助を行う、多胎妊

産婦サポーター等事業があります。令和3年度の国の補助事業として、多胎妊産婦サポーター事業の拡充、そして新規事業として多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業があります。多胎妊娠は単胎妊娠に比べて妊娠高血圧症候群や早産等の妊娠中のリスクが高く、その管理が極めて重要であり、通常14回程度の妊婦健診よりも追加で受診する必要があります。その費用を補助することで、多胎妊産婦さんへの負担軽減を図るとしております。この事業に対しまして、本市での見解をお伺いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症流行のために、里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られない妊産婦さんがいらっしゃいます。こういった方に対する育児等支援サービスの提供につきましても、健康福祉部長にまとめてお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 産婦健康診査は、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等を行う健康診査です。産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後の初期段階における母子に対する支援は大変重要です。健康診査に係る公費助成については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制整備の一つとして、年間出生状況等を把握しながら検討してまいります。

また、産後の母子への心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業の進捗につきましては、母子保健法の一部を改正する法律が来月1日に施行されるため、本市においても、同月からの事業開始に向けて準備を進めております。

対象となる方は、市内に住所を有する産後4か月以内のお母さんと赤ちゃんで、具体的な事業としては、一つ目に、市から依頼した助産師が自宅に訪問し支援を行う訪問ケア、二つ目に、産婦人科医院に通所するデイケア、三つ目に、産婦人科医院に宿泊するショートステイ等があり、お産と育児で身体的・精神的に疲れている等、不安を抱えられている方々の支援を行うこととしております。

次に、多胎妊産婦への支援につきましては、本市では、令和元年度に3組、今年度はこれまで2組の双子さんが誕生していますが、昨年7月に、多胎児家族の交流会を開催したところ、3組の御家族が参加され、日常生活における不安や悩みなどを話し合う有意義な会となりました。

また多胎妊産婦は、孤立しやすく、産前・産後に育児等の負担が多いことから、育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う、多胎妊産婦サポーター等事業として国の補助事業がありますので、本市においても多胎妊産婦のニーズ等を把握することから検討してまいりたいと考えております。

また、多胎妊婦の健康診査支援事業につきましては、多胎妊娠は単胎妊娠に比べて、妊娠高血圧症候群や早産等のリスクが高く、その管理が極めて重要であり、これらについては、経済的な負担軽減もありますので、国の動向を注視し、本市における導入について検討してまいります。

最後に、里帰り出産が困難な妊産婦への育児支援サービスについてお答えします。本市では、現在、育児支援サービスとして、出産後の体調不良や多胎児出産により、家事や育児が大きな負担になっている家庭に対して、産後支援ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う産後ママサポート事業を行っております。本年度の実績としては、12月までで5の方が登録され、2の方が延べ11回利用されております。

新型コロナウイルスの流行下では、感染拡大防止のため、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を受けられず、不安を抱える妊産婦が今後増加する可能性がありますので、引き続き、安心して出産・子育てができる環境整備に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、不安を抱えていらっしゃる妊産婦の方がおられると思います。本市における様々な支援をさらに活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境に整えていただくことができます。多胎児家庭をはじめ、困難を抱えている御家庭に寄り添う支援をしていただくことを強く求めます。よろしく願いいたします。

最後に、新しい時代の学びの環境整備につきまして、小学校における「35人学級」への移行についてお伺いをいたします。

政府は令和3年2月2日、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする、義務教育標準法改正案を閣議決定いたしました。現行は、小学1年生のみが35人で、小学2年生から小学6年生は40人です。小学校全体での学級人数の引下げは、45人から40人に引き下げられた1980年度以来、約40年ぶりでございます。改正案の附則では、2021年度に小学2年生を35人とし、その後学年ごとに順次引き下げ、5年かけて35人学級を実現していただくことを規定しました。また、35人学級化による教育効果を検証し、教員免許制度の在り方や教員の資質向上策を検討することを盛り込んでおります。一方政府は、35人学級を実施するに当たり、生徒指導担当教員などの配置充実も図るとしております。こうした措置を各自治体がどう生かすかが大事になってくると思います。

そこで、本市での小学校における35人学級への移行につきまして、3点お伺いしたいと思います。1点目は、市内小中学校の学級編制の状況について、2点目は、今後の学級数の推移について、3点目は、今後の課題と対応につきまして、教育部長にお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず，小中学校の学級編制の現状についてお答えいたします。

現在，熊本県では，義務教育標準法の定める上限人数について，県独自の取組として，小学校2学年を35人学級と定めております。

本市の現状としましては，国や県の方針に従い学級を編制しているため，小学校1学年及び2学年については35人，小学校3学年から中学校3学年については40人となっております。市内小中学校で，この上限人数を超え複数学級となる学校は，宇土小学校，花園小学校，宇土東小学校，鶴城中学校，住吉中学校の5校となっております。

次に，今後の学級数の推移についてですが，熊本県は，今回の国の閣議決定を受け，独自の取組として，中学校1学年を35人学級とすることとしています。

国及び県の方針に従い学級編制を行った場合，市内小中学校において，令和3年度以降の向こう5年間で，鶴城中学校を除き大幅な学級数の変動はないと現状では考えられます。しかし，学級数は，特別支援学級の新設等によっても増減が考えられるため，その点については注意を要します。

最後に，今後の課題と対応についてお答えいたします。

35人学級の導入に当たっては，教員の確保の問題や特別支援学級を含めた教室数の不足に伴う施設整備についての課題がございます。

市教育委員会といたしましては，該当する学校と協議を重ねながら，課題の解決に向けた取組を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

今回の質問は，孤立になりやすい高齢者・障がい者・妊産婦の方，そして子どもたちに関する質問をさせていただきました。元松市長におかれましては，誰もが安心して暮らすことのできる社会，宇土市になることをお願いいたしまして，今回の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして，ここで5分ほど休憩をいたします。議場の換気を行いますので，御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時20分休憩

午前10時23分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

17番，村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） おはようございます。今回質問いたしますのは、温暖化防止対策の農業関係について質問をいたします。

まず、温室効果ガスである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を農業で減らす取組について。御案内のとおりで、農業は農業機械やハウスなどのプラスチック資材等の利用などで、温室効果ガスを排出する一方で、作物の品質劣化や減収、災害など温暖化の被害を受けやすい産業であります。政府は、2050年度までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすると宣言をいたしましたところであります。排出量世界第5位の日本が、ようやくフランスやドイツ各国と歩調を合わせたことにもなります。このような中、農水省は2030年度までの農林水産分野での目標計画を示し、土壌吸収源対策の炭素貯留で減らすとしています。

そこで、炭素貯留についてどのように理解されているか御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

近年、温室効果ガスである二酸化炭素の排出増加により地球温暖化が進み、世界各地で異常気象による豪雨災害等が起きています。

この地球温暖化の防止につながる方法の一つが土壌の炭素貯留です。

土壌の炭素貯留は、堆肥などを増やし、有機物として炭素を土に蓄えさせ、空気中に放出される二酸化炭素を減少させる方法をいい、その手法は、家畜排せつ物や緑肥の投入、草生栽培、不耕起栽培、牧草管理など、農業で行っているものが多数ございます。

二酸化炭素の吸収源として農地の炭素貯留は、各国の排出量から控除でき、政府の地球温暖化対策計画では、2030年度の農林水産分野での削減目標を国全体の1割に当たる最大4,063万トンと設定しています。このうち2割相当の696万トンから890万トンを農地土壌吸収源対策で減らすとしています。

この推進策として農林水産省は、環境保全型農業直接支払交付金を設け、堆肥施用やカバー作物の実践農家を支援してきましたが、実施面積は4万ヘクタール前後と国内農地の1%程度に伸び悩んでいます。

農業は、農業用機械やハウスの暖房、プラスチック資材の利用などで温室効果ガスを排出する一方、議員の御意見のとおり、その影響により、作物の品質劣化や減収など地球温暖化の被害を受けやすいと認識しております。二酸化炭素の吸収源として農地への炭素貯留は、多くの農家が実践できる上、地球温暖化防止と地力維持・増進に役立つ一石二鳥の技術であると理解しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 繰り返す質疑は最後にしますので、次に入っていきます。

土づくりの土壌の定期診断体制の現状、課題についてお尋ねをいたします。

農作物の安定生産には土壌分析による土づくりが何よりも重要であり、地力の低下は生育障害や病害発生を招き収入減に直結をいたします。人が健康診断を受けるように、農地にも土壌診断と処方せんによる地力改善が欠かせません。自分の農地は健康か否か定期診断が必要と思います。

農水省の調査によりますと、土壌診断に取り組む全国の農家は、4割にとどまっています。以前は公的機関・普及所を中心に担ってきたという体制が縮小されております。また、JAの土壌診断への関心も年々薄らいできております。また、土づくりを指導できる人材も少なくなっております。行政においては土づくりの必要性について、農家への周知徹底が欠如している感じがいたします。例を挙げますと、宇土市の水田活用産地交付金における土壌診断助成の利用状況は、令和2年で3名であります。認定農業者は約200人で、土壌分析利用は1.5%。また基幹的農業従事者の農家戸数は591戸であります。その土壌診断の利用率は0.5%でほとんど広がっていないという数字にあります。

そこで、宇土市に関する土づくりの土壌診断体制と普及所・JA・行政の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

土づくりのための土壌診断は科学的に分析し、健康状態を数値化することで何が不足し、何が過剰であるかが分かり、定期的に診断することで、地力低下を防ぐことにつながるとても重要な検査であると考えます。

しかしながら、農林水産省の調査によると、土壌診断に取り組む農家は全国で約4割にとどまっているという状況でございます。

宇城管内における診断の実施状況について、JA熊本うきに確認したところ、1ほ場につき1か所2,200円で診断を行っていますが、宇土市内の実施者は、今年度は17人で41か所と、例年同数程度の実施者で推移しており、また、宇城地域振興局農林部局では、業務上必要な場合を除き、個別の土壌診断は行っていないという状況でした。

このように、土づくりに関しての意識が薄れてきたのと同時に、公的機関の関わりが少なくなったことにより、土づくりを指導できる人材が少なくなっているのが実情でございます。

このようなことから、まず、生産現場において土づくりの重要性を再認識してもらい、定期的な土壌診断を行うこと、また、土づくりを指導できる専門家の育成が今後の課題である

と考えます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 農業の土壌診断の利用者は17名ということですが、先ほど言いました産地交付金の補助を受けられたのは3名であります。何が原因なのかをよく調査される必要があるかと思えます。

次に、土づくり対策の強化と支援について伺いをいたします。

土づくりに関心のある農家がおられますが、総じて非常に低位であります。畑作・果樹等は、窒素、リン酸、カリウムを中心に資材を連用し、土壌に過剰蓄積をし、生育障害や病気の発生が増えております。水稻は、稲が健全に育つために必要なケイ酸カリが不足している水田が全国で8割と言われております。また施設園芸、たばこのほ場の土壌環境は、連作障害が見られることから、土壌分析と施肥改善が必要になっております。

御案内のとおりで、土壌分析とはそれぞれの作物が好む土壌環境をつくり出す手法であり、農業の基本であろうかというふうに思います。

そこで、土壌診断の無料化、堆肥や有機肥料、資材への助成の拡充、土づくり相談員の設置についての考え方について伺います。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

生育障害や病害発生を招く地力低下を防ぎ農作物の安定生産には、定期的な土壌診断及び土づくりが重要であることから、それに伴う支援強化は必須であると考えます。

現在、本市では、土壌診断への支援として、農家への無料化は行っておりませんが、水田活用の直接支払交付金である産地交付金のメニューとして一部助成を行っております。この助成は10アール当たりの単価が千円で、今年度では申請者が3人、助成面積が237アールの活用がっております。

また、産地交付金のメニュー内で堆肥散布への助成も行っております。助成内容は、加工用米、麦、大豆、高収益作物を対象とし、10アール当たり2トン又は4立方メートル以上堆肥を散布した場合に助成するもので、10アール当たりの単価が4千円で、今年度では、申請者が4人、助成面積が118アールの活用がっております。さらに、飼料用米、WCS、飼料作物を対象とし、耕畜連携により堆肥散布を行う場合に助成するものがあり、10アール当たりの単価が1万1千円で、今年度では、申請者が36人、助成面積が3,445アールの活用がっております。

今後は、これらメニューの活用者増加につながるように、JA熊本うきの広報紙を利用する等、まずはJA熊本うきと連携を図り、土壌診断及び土づくりの重要性について農家への

周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、堆肥散布等への助成につきましては、例えば、10アールのほ場において堆肥散布を実施し助成を受ける場合、要件として2トン以上の堆肥が必要であることから、JA熊本うきが販売する堆肥の価格が2トンで約1万7千円の費用が掛かりますので、助成額4千円との差額1万3千円が自己負担となります。さらに、耕畜連携により堆肥散布をした場合の助成単価1万1千円とも格差が生じておりますので、公平性を図るためにも、助成金単価の見直しを検討したいと考えております。

最後に、土づくり相談員の設置につきましては、農林水産省のホームページ上において、農家の相談に応じる土づくり専門家のリストを各県で公表しておりますので、活用に向けた周知徹底を図っていくとともに、農林水産課内の会計年度任用職員である農業経営アドバイザーの活用を視野に入れて、JA熊本うきと県と連携し、設置に向けて検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 今の答弁を整理いたしますと、堆肥助成、米、麦、大豆、園芸作物、果樹等については堆肥だけの助成は4千円、耕畜連携では1万1千円、差額が7千円あります。したがって、行政としては公平性を担保するために、米をはじめとした4千円を耕畜連携並みに見直しを是非していただきたいと思っております。

それと、いろいろ作物の土壌の改良については、先ほども申し上げておりますけれども、現在、昨年12月に改正肥料取締法が施行されております。その中で肥料メーカー各社は新しい肥料の開発をいたしております。御紹介申し上げますと、米ぬかや堆肥等の特殊肥料と化学肥料と混ぜ合わせた混合肥料の開発、さらには牛ふん堆肥を使って指定の混合肥料、さらに野菜全般に使える苦土石灰入りの濃縮堆肥、水稻向けのケイ酸を配合した肥料、園芸作物の元肥肥料等の開発が進められているわけでありまして、先ほど申し上げました宇土市の土壌環境からいきましても、これらの開発されます肥料は的を得ているような感じがいたしますので、これらも合わせて御検討を賜りたいというふうに思います。

この件で市長にお伺いいたしますが、農業の基本は土壌診断による土づくりであると思っておりますが、その見解と、土づくり対策の強化支援、土壌分析の無料化、堆肥や有機資材への助成の拡充、土づくり相談員の設置等についてのお考えなどをお伺いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

村田議員御指摘のとおり、農産物の安定生産には土づくりが何より重要でございます。知力の低下は農産物の生育障害や病害発生を招く恐れがあることから、農業者の収入減に直結

する問題であると考えております。

昨年、農林水産省は、施策の中で産地生産基盤パワーアップ事業において、全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を活用した取組を推進することとしているように、農業者にとりまして、土壌分析をはじめ、施肥改善、堆肥や有機肥料の施用など一貫した土づくりを行うことが必要であると考えております。現在、宇土市では宇土市農業再生協議会を通しまして、産地交付金のメニュー内で、土壌診断や堆肥散布等を実施した農業者に対して、国からの一部助成を行っております。特に、土壌診断に関する助成については平成30年第1回市議会定例会の一般質問で、村田議員から「安全・安心な良質の農作物づくりには土づくりが重要である。そのためには関係機関の支援が必要である。」との御指摘をいただきました。それを基に協議を行いまして、平成30年度に産地交付金のメニューとして制度化した経緯がございます。この土壌診断の助成については、県内の自治体の中で宇土市が唯一の措置であると聞いております。しかし、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、今年度の土壌分析の助成申請者については3人、堆肥散布の助成申請者は4人とメニューの活用が少ないのが現状でございます。この土壌診断に関しては、特に実際に取り組みされた方が17人ということでしたが、そのうちの3人しか申請があっていないということでございます。いかにもアピール不足というその感は否めないところです。

今後これらのメニューの活用増加につながるよう、JA熊本うきと連携を図りながら、土壌診断と土づくりの重要性について農業者への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また助成金の単価についてでございますが、こちらも県内のいろんな自治体のやつも見せていただきました。宇土市の今の支援の状況がどうであるかというところも今見たところでございますけれども、メニューごとにばらつきや堆肥販売額の格差が実際生じておりますので、今後精査して対応したいと考えております。

次に、土づくり相談員の設置につきましては、土づくりに対する意識の希薄化や市・県・JA等の関わりが少なくなったことから、土づくりを指導できる人材が不足しているということが現状であると考えております。まず、農業者の生産現場において土づくりの重要性を再認識してもらうために、定期的な土壌診断を行う体制の構築に努めるとともに、土づくりを指導できる専門家の育成及び人材確保について、県やJAと連携して支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 宇土市の再生協議会の事務局は、農林水産課だというふうに思いますが、答弁いただきました内容を十分精査し、整理をして、再生協議会に提案をしていただ

き、達成できますようお願いを申し上げます。

それと、最後になります水田リノベーション事業について伺います。

農水省は、米価の維持安定のために、2021年産米の需給均衡には、20年産米に6万7千ヘクタールの転作が必要とみて、リノベーション事業を4月から取り組むわけでございます。これらにはいろいろな要件等があります。15項目要件から11項目要件までであったというふうに思いますけれども、その要件の中で三つクリアすれば、10アール当たり4万円の補助金が出るわけであります。これは特に稲作農家にとっては非常にありがたい話でありますし、主食用米が過剰気味で余っておりますので、加工用米等への転換、小麦・大豆等への転換等を促進する必要があるかというふうに思います。このリノベーション事業についても、市においてはそれぞれ農家のアンケート調査をされていると聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、基幹的農業従事者の農家戸数は591戸であります。したがってそれらを含めた意向調査を再度行われることが必要であると思っております。二、三日前、農業者二、三人と話す機会がありましたけれども、土壌診断の千円の補助があるわけですが、こういうのは知っているのかと聞きますと、知らないという話ですよ。要するにPRと申しますか、そういう補助制度の周知がどうかという感じがいたしておりますので、そこら辺りも再生協議会の中で十分議論をしていただいで、認定農業者は200人程度でしたけれども、兼業農家、稲作兼業農家を含めると約600はありますので、その人たちも対象に入れていろいろ整理をされた方がいいと思っております。

そういうことで、10アール4万円を有効に活用するための取組、事業の内容と行政が今現在どう取り組んでいるのかの御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

水田リノベーション事業は、農林水産省が令和2年度第3次補正予算に盛り込んだ転作支援策となっております。

本事業は、水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、新市場開拓用米や加工用米、麦・大豆、野菜等の高収益作物について、生産者と食品製造事業者や輸出事業者等の実需者との連携に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等を支援する事業でございます。

対象品目は令和3年産基幹作の新市場開拓用米、加工用米、麦・大豆、野菜等の高収益作物でありまして、品目に応じて取り組む項目が指定されております。

まず、新市場開拓用米と加工用米では直播栽培など15項目、麦では重要病害虫の防除など10項目、大豆では難防除雑草対策など14項目、野菜等の高収益作物では11項目で、その内容は生物農薬の導入、農薬によらない病害虫対策、農薬によらない土壌消毒、農薬の

ドリフト対策，化学肥料の使用量削減，化学農薬の使用量削減，土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり，新品種の導入，排水対策，農業機械の共同利用，スマート農業機器の活用となっております。

なお，いずれの対象品目も各項目のうち三つ以上取り組むことで，10アール当たり4万円が交付されます。

要件は，地域農業再生協議会が策定する，水田リノベーション産地・実需協働プランに位置づけられていることや，農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が，実需者と販売契約を締結すること又はその計画を有していることとなっております。

本市では，現在，この事業の要望調査を認定農業者及び認定新規就農者189人を対象に行っており，今後も，事業の活用を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） ありがとうございます。今この条件の紹介があったわけですが，答弁してみられて分かりますとおり，土壌診断をし，施肥改良をし，減農薬をすれば対象者になるわけでありまして，関連性がありますので是非リノベーション利用も効果が上がるように取り組んでいただきますようお願い申し上げます。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして，ここで5分ほど休憩をいたします。議場の換気を行いますので，御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時53分休憩

午前10時57分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。今回は4点について質問いたします。

まず第1点の第3次の臨時給付金でくらしと営業を守る支援策について質問をいたします。昨年からのコロナ感染が広がり，熊本県は全国的にも人口比では高い数字にあります。感染が広がる中，安心して経済活動ができない厳しい状況が続く中，地元商店をはじめ多くの中小業者は営業を続けようと必死に頑張っておりますが，感染が長期化する中で存続ができるかどうか危機的な状況にあると思います。このままでは多くの業者が廃業に追い込まれ，雇用が

失われ、地域経済にも大きな影響が出ることは避けられないと思うわけであります。こうした中、県は独自の緊急事態宣言を出し、時短要請協力店には一日当たり4万円の協力金を支給し、取引業者に対しては1月、2月の売上げが前年に比べ50%以上減少している業者に対し、法人で40万円、個人で20万円の支給を決定しましたが、これでは少ないと思えますし、取引業者に対し、市独自の支援をお願いいたします。同時に、これまでの国や市などの持続化給付金の対象にならなかった業者に対しても、売上げの減少に応じて複数の基準を設けるなどして、幅広い支援が必要であります。農林漁業においても大きな影響が出ているところもありますし、同様の支援が必要だと思いますが、1、2を合わせまして経済部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、飲食店等への支援についてですが、新型コロナウイルス対策費として9,950万円を、先月9日付けで専決処分を行わせていただいております。

その概要について、給付金事業である宇土市小規模経営支援給付金から説明いたします。

給付金の対象者の要件としましては、市内に事業所を有し、令和元年中の売上高が200万円以上あり、常時雇用者数が5人以下の小規模経営の事業者としています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる、飲食業、宿泊業、タクシー業、運転代行業、卸売業、小売業については、常時雇用者数を20人以下に緩和しております。

次に、給付額については、対象となる事業者の令和2年中の売上高が令和元年中の売上高と比較し、25%以上40%未満の減収となった場合に30万円、40%以上の減収となった場合に60万円を給付することとしております。

また、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛の影響により、熊本県の事業継続・再開支援一時金事業の給付を受けた者については、別途30万円を加算することとしております。

さらに、この給付金を受給された事業者に対して、感染症対策や事業転換など新たな設備投資等を行う際に活用できる助成金事業として、宇土市コロナ危機脱却助成金も併せて実施いたします。

こちらは、助成率が対象経費の5分の4で上限を50万円としております。感染症の影響で収入が大幅に減少した事業者が、給付金を活用して感染症対策やテイクアウト対応などの設備投資が可能なことから、給付金を受給された小規模経営の事業者幅広く活用していただきたいと考えております。

続きまして、農林漁業者に対する支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策費として4,050万円を、先月9日付けで専決処分を行わせて

いただいております。

その概要については、農林漁業者の事業継続対策として、宇土市農林漁業者事業継続対策給付金を創設いたしました。

この給付金の対象者の要件としましては、農林漁業収入を主とし、令和元年中の事業売上高が200万円以上ある市内在住の農林漁業者としております。また、市内農業法人も給付の対象としております。

次に、給付額については、対象となる農林漁業者の令和2年中の売上高が令和元年中の売上高と比較し、25%以上40%未満の減収となった場合に30万円、40%以上の減収となった場合に60万円を給付することとしております。

新型コロナウイルス感染症の脅威は現在に至っても衰えず、特に小規模経営の事業者や関連する農林漁業者にとって、消費を中心とした内外需要の縮小による企業活動への影響は大きくなっています。

また、今後も先行きが不透明な状況が続くと思われることから、引き続き、感染症の状況を注視しながら、新たな支援策についても適切かつ迅速に検討していくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 前年の売上げの25%減少まで支援の基準を下げ、さらに40%以上の基準を設け、農林漁業も同じような基準で支援するのは、県内では初めてではないかと思ひますし、こうした力強い支援は多くの事業者や経営者を大変元気づけると思ひますし、こうした市政に対して、心から感謝を申し上げたいと思ひます。

次に、コロナの感染が拡大する中で、解雇や雇止めなどにより、ひとり親世帯や学生など、生活困窮者に対する支援について質問いたします。

昨年の第1次の補正予算の支援では、ひとり親世帯や学生、生活困窮者に対する多くの支援策が取られてきましたが、今回の第3次の補正予算では、住居確保の給付金や生活福祉資金貸付の延長や継続の対策が取られておりますが、ひとり親世帯や学生、生活困窮者に対する支援などの対策はありません。コロナ感染が長期化する中でこれまでの支援金は使い切り、手元にはほとんどなく、生活はより厳しくなっているのが実態だと思います。これまでされてきたこうした支援策を国に求めるべきだと思いますが、健康福祉部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大予防のための緊急事態宣言発令などにより、多くの人々の生活に影響を及ぼし、経済的支援のため、これまで多くの支援事業を展開してきたところです。先日の藤井議員の御質問に対する市長答弁と重複する点もございますが、御了承ください。

低所得のひとり親世帯に対しては、子育てにかかる負担の増加や収入の減少などに対応するための支援を行っております。

まず、国の事業として、計2回にわたり、ひとり親世帯臨時特別給付金を1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給し、家計急変者については5万円を追加支給しております。

次に、県の事業として、ひとり親世帯への生活支援給付金として、昨年8月から支給された国のひとり親世帯臨時特別給付金に2万円を上乗せして支給しております。

次に、本市独自の事業として、18歳以下の子どもがいる子育て世帯を対象に、宇土市新型コロナウイルス経済対策商品券を1世帯につき1万円分を配布し、児童扶養手当受給世帯主又は就学援助認定世帯主に対しては、これに2万円分の加算を行い、1世帯当たり3万円分の商品券の配布を行っております。

これらの支援により、15歳以下の子どもが2人いるひとり親世帯を例にとると、感染症対策関連で、今年度支給された金額は、特別定額給付金30万円、臨時特別給付金16万円、県からの給付金2万円、児童手当特別給付2万円、商品券として4万5千円分、合計54万5千円となります。

学生については、地方創生臨時交付金を活用し、国の学生支援緊急給付金の対象となった方々に、上乗せとして47人に5万円の給付金を支給しました。

また、低所得者世帯や失業して生活に困窮した方を対象とした緊急小口資金や生活福祉資金の特例貸付、住居確保給付金の制度があり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて収入が減少し、経済的に困窮した方の利用が増加しているところです。これらの制度も、感染流行の長期化に鑑み、償還期間の延長や、再貸付の実施、支給条件の緩和や申請期限の延長がなされましたので、実際に困窮している方に支援が届くよう、周知を図っていきたいと考えております。

このように、これまで様々な支援策を実施してきましたが、依然として感染収束が見通せず、雇用や所得状況の改善がいつになるのか、不透明な状況は続いております。現在国において、新たな生活困窮者向けの追加対策の必要性が議論されているようですが、具体的な事業として実施する動きはなく、本市においても、独自の支援策について、協議検討を行っている段階でございます。今後、新型コロナウイルス感染症の長期化により、困窮の度合いを増す市民も増えてくるものと予測されますので、先日も、市長が答弁しましたとおり、新た

な経済支援策の実施について市長会等を通じ、国、県に要望してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 生活が苦しい学生に対し、市独自の給付金が一人当たり5万円、120名を助成し、600万円の予算が計上されておりましたが、国の基準に合わせるということで、47名の支出になっております。困窮している学生は多いと思いますし、今後は市独自の基準などを設定し、より多くの学生が支援を受けられるように改善をお願いしておきます。

次に、子育て世代の支援策について質問をいたします。

子どもを育てる世帯を支援するため、県内の多くの自治体でこども医療費の無料化を、中学生さらには高校生まで拡大をしております。県内の無料化の状況はどうなっているのか、中学生や高校生まで無料としている自治体が多いと思います。本市でも小学生、中学生の一部負担を無くして、無料として子育て世代の負担軽減を図るべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） こども医療費の無料化についてお答えいたします。

県内45市町村のうち、中学生又は高校生等までの医療費の自己負担額を無料としている市町村は40市町村、14市の中では10市ございます。本市では、小学校1年生から中学校3年生までの医療費について、外来診療は、1医療機関当たり月1千円、入院は、1医療機関当たり月2千円の自己負担をお願いしているところです。

今回、議員からの御質問については、この医療費の自己負担分を無料にしてはどうかとの趣旨であろうと思いますが、無料化に伴う過剰な受診や薬の処方といった医療機関の適正受診の観点及び医療を受ける方と受けない方との均衡などを鑑みると、医療を受ける方には、一定の御負担をお願いすることが適当ではないかという考えに基づいて実施しているものでございます。

また、国の医療保険制度におきましても、医療保険の被保険者の原則3割の窓口負担割合について、現在、小学校就学前までは、2割に引き下げられております。子どもの医療費については、このように国の制度の中で負担軽減を図るよう検討すべきではないかと考えておりますので、この点について、国、県などに対し市長会を通じ要望を行いながら、本件については、今後も慎重に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 県内の45市町村のうち、既に40市町村が中学生までか高校生ま

での医療費負担を無料としているとのことであります。しかし、市長の考えは、無料としない理由の一つとして、無料化に伴い過剰な受診や薬の処方といった医療機関の適正受診の観点から問題がある、一部負担を求めるということであります。しかし、私は過剰受診について聞いたことがありませんし、過剰受診はないと思います。無料だからといって受診の必要がない程度の体の具合で、小学生や中学生が学校を休んで受診するとは思えませんし、既に無料化しております40市町村で過剰受診が問題となっているのか、具体的な例はどういうことなのか、市長にお聞きいたします。

また、本市においても未就学には無料でありますし、受診した場合全てのレセプトは点検され、問題があれば改善の指導があると思います。未就学で過剰受診があったのか、併せて市長の答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

具体的に過剰受診があったというわけでは、当然ございません。ただ、考え方としてですね、そういうことが私はあるのではないかということをお話ししたつもりでございます。これに関しては、以前からもいろんな議論があっております。私は基本一部負担、これは1千円が例えば500円になってもいいし、一部負担については、私は必要ではないかなという考え方に立っているわけですが、今後、今の議員の御指摘もありましたとおり、具体的なそういう事例があっているわけでもございませんので、慎重に検討させていただいて、今後改善できるかどうか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 是非検討していただきまして、無料化し、子どもを育てておられる世代の負担軽減にさせていただきたいとこのように思います。

次に、国民健康保険の子ども均等割負担軽減について質問いたします。

国民健康保険の保険税は、受益者負担の均等割があり、全く収入がない子どもも一人当たり医療分として2万2千円、後期高齢者医療支援分として7,200円、併せて2万9,200円の負担があります。そのため、子どもが多ければ多いほど保険税が高くなる。子どもがいる世帯にとっては重い負担となっております。こうした均等割に対し、改善を求める声が全国的にも広がり、国は来年4月から未就学児を対象に、5割軽減をする方針を出しました。本市での対象者数や軽減費用はどうなるのか、また対象外となっております小学生から高校生までの人数と費用はどうなっているのか、この負担について、市独自の負担軽減ができないか、市民環境部長にお願いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

国保被保険者のうち、未就学児にかかる国保税の医療給付費分及び後期高齢者支援金分の均等割を5割軽減する制度が、令和4年度から導入される予定となっており、その軽減費用を国2分の1，県4分の1，市4分の1で負担することとなっています。7割・5割・2割軽減の法定軽減世帯については、法定軽減後の均等割部分について5割軽減となります。

本市における対象者数は、令和2年6月1日現在で272人となっており、うち法定軽減の該当者は7割軽減が49人，5割軽減が76人，2割軽減が38人，軽減なしが109人となっており、軽減費用は総額約280万円となり、本市の負担は約70万円程度になります。

同様に、小学生から高校生までを市独自で対象とした場合の対象者数は612人となっており、うち法定軽減の該当者は7割軽減が113人，5割軽減が191人，2割軽減が99人，軽減なしが209人です。軽減費用は総額約610万円となり、全額本市が負担することとなります。先ほど申し上げました未就学児分と合わせると、毎年680万円程度の市負担が発生します。対象者を拡大し、市独自で負担軽減を行うとなると、どこに財源を求めるかという問題が生じます。

子育て世代の負担軽減につきましては、少子化社会に対応するためにも重要であると認識しております。本市におきましても、国保特別会計もさることながら、一般会計も厳しい財政状況の中、一人当たりの医療費が増加傾向にあることや、現在適用されている激変緩和措置が経過措置であることを考えると、今後、国保財政はさらに厳しくなることが予想されます。

また、平成30年度から始まった国保制度の都道府県単位化は、県が国保財政の運営主体となり、県と県内各市町村が一体となって、国保財政を安定的に運営するもので、被保険者の負担の公平性から、将来的には保険税水準の統一を目指しています。そのような中、市独自の負担軽減を実施することは、将来にわたっての国保財政の安定的な運営を考えますと、現時点では難しいと考えております。

ただし、市単独での実施は難しくとも国においては、更なる子育て世帯の負担軽減のための制度の構築を図っていただきたいと考えております。そのため、まず熊本県市長会提案議題として、子どもに係る国保税の均等割を軽減する支援制度の対象者を、未就学児に限定せず拡充するよう本市から提出しているところです。今後も、その動向を注視するとともに、引き続き本市においても国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 国民健康保険は、中小企業の労働者が加入しております協会けんぽ

より、保険料は同じ条件で2倍近く高くなっております。均等割の解決を含め、公的支援を増やさなければならないと思います。今後も負担軽減のため取り組んでいきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療保険の窓口2割負担について質問いたします。

政府は、2022年10月より、後期高齢者医療費の窓口負担を2割に引き上げる準備を進めております。75歳以上の後期高齢者は、コロナに感染しないように外出を控えて、大変努力されております。コロナに感染すれば重症化し、死亡率も高くなっておりますし、窓口負担を2割に引き上げれば、今後より一層受診抑制など、健康悪化が心配になります。2割負担の対象者は、本市にどのくらいおられるのか、負担額は年間どのくらい増えるのか。市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

国は、令和4年度後半から導入を予定している後期高齢者の窓口負担割合を1割から2割に引き上げる対象者として、単身世帯の場合は年収200万円以上かつ課税所得28万円以上の方、複数世帯の場合は年収合計320万円以上の方としています。

まず、対象者数についてお答えいたします。熊本県後期高齢者医療広域連合の試算によると、本市において、窓口負担が2割に変更になる方は、令和2年9月30日現在で1割負担である被保険者5,742人のうち、12.87%に当たる739人となっております。

次に、どのくらいの負担になるかについてお答えいたします。厚生労働省によると2割負担の対象となる方の一人当たりの負担は、現在の年間平均約8万3千円から約3万4千円増加すると試算されています。ただし、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、ひと月分の負担増を最大でも3千円に収まるような措置が設けられる予定となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 国は医療負担引上げの理由として、現役世代の負担軽減と負担の公平化を上げております。2割に増えることにより後期高齢者医療費の給付額は全体としてどのくらい減るのか、現役世代の負担軽減というが、現役世代の一人当たり年間幾らぐらい減るのか、政府などの公的負担は幾ら減るか、明らかにしていただきたいと思っております。市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

はじめに、後期高齢者医療制度における窓口負担を除いた医療給付費の財源内訳について御説明いたします。

まず後期高齢者の保険料が1割、現役世代が負担する後期高齢者支援金分が4割、国、都道府県、市町村で負担する公費負担が6割となっています。公費負担は、国が6分の4、都道府県が6分の1、市町村が6分の1の割合で負担しているところです。

今回、窓口負担が2割となることによる後期高齢者支援金分の影響についてお答えいたします。厚生労働省による令和4年度を満年度分とした試算では、医療給付費が1,880億円の減となり、その内訳は後期高齢者保険料が180億円の減、現役世代が負担する後期高齢者支援金が720億円の減、公費負担が980億円の減となります。公費負担の内訳としましては、国費630億円の減、地方費350億円の減となっています。また、現役世代からの後期高齢者支援金の負担は一人当たり約700円の減となります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長が答弁されたように、高齢者の2割負担の引上げによって医療費の給付額は1,880億円の減であります。その内訳は、現役世代の負担が720億円減、加入者一人当たりになりますと年間700円、事業主と折半ですから年間350円、月々30円の負担減であります。一番大きいのは公費負担額が国が630億円、地方350億円減ということであります。現役世代は月々僅か30円の負担減であり、国と地方は980億円も減るわけであります。国と地方の負担を減らすために2割に引き上げたと言わなければなりません。社会保障だと言って2019年10月には消費税が8%から10%に引き上げられました。しかし社会保障にはほとんどまわっておりません。長寿を祝うどころか長生きを罰するような仕打ちは許さないと思うわけであります。こういう高齢者医療に対し、市長はどう考えておられるか、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

令和4年から団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になりはじめ、令和7年には全て後期高齢者となるということで、今後、医療給付費や介護給付費が急速に増加していくと考えられています。今回の2割負担は、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、現役世代の負担上昇を緩和するために、給付と負担を見直すものとなっていると言われておりますが、今議員から御指摘がありましたとおり、実際の現役世代の負担は大きく軽減をされません。どちらかという御指摘のとおり、国あるいは地方の財政負担を軽くするというような部分が多いのかなと思えるところでございます。

一方で、高齢者になるほど毎月診療を受けている方も多くて、複数の病院にかかる方も非常に多い。収入がある程度ある方のみが対象となりますけれども、1割から2割の変更に伴う窓口負担増の影響は大きいのではないかなと認識はしております。国におきましては、こ

の負担増を抑制するために、激変緩和措置を行うこととしておりますが、市としましては、今回増額の対象となる被保険者を含む高齢者の皆様にできるだけ寄り添わなければならないと思っておりますし、高齢者の実態あるいは要望等を含めまして、国へ伝えていきたいと考えております。

また、病気にならない、早期発見・早期治療を推進する健康長寿及び疾病予防の対策を充実させて、高齢者の方が健康で生き生きとした生活が送れるよう、市としても取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 医療費の窓口での負担を2割に引き上げれば、必ず受診抑制が起きると思っておりますし、高齢者の健康悪化、重症化が心配であります。この問題では引き続き2割負担を中止するように求めていきたいと思っております。

次に、障害者手当制度について質問いたします。

重い障がいの人の暮らしに対し、負担の軽減の一助として月2万7,350円、年間32万8,200円の手当が出る制度があります。余り知られておらず、この制度の対象者で利用できていない人がいるのではないかと思います。この制度は、身体障害者の1級の手帳を持たなくても、介護で4から5の認定を受けている人で、寝たきりの人など要件を満たせばこの制度を利用できるとされております。介護支援ではケアマネジャーなどを通じて、制度の周知徹底をし、利用促進を図る必要があると思っております。

本市での受給状況と制度の周知等はどうなっているか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、特別障害者手当の制度について御説明いたします。

この手当は、精神又は身体に著しく重度の障がいをもつ、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に対し、重度の障がいのため必要となる精神的、物理的な特別の負担軽減の一助として、障がい者の福祉向上を図ることを目的として支給しており、支給額は月額2万7,350円でございます。

手当の支給要件は、一つ目に、障害者支援施設など厚生労働省令に定められた施設に入所していないこと、二つ目に、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院していないこと、三つ目に、毎年の所得が基準以下であること、四つ目に、障がいの程度が政令で定める基準を満たしていることとなっており、障害者手帳の交付を受けていなくても、重度の障がい重複している状態など、専門医による専用の診断書の提出により、認定基準に該当すれば支給対象となります。

なお、本市の過去3年間の受給者数は、平成29年度末で43人、平成30年度末で41

人、令和元年度末で42人、直近の本年1月末現在では43人となっており、受給者は、ほぼ横ばいの状況であります。また、現在の受給者は、全員障害者手帳所持者となっております。

現在、手当の支給要件等については、市のホームページや広報うと、生活便利ブック等へ掲載しており、また、障害者手帳申請者で手当の受給対象となる可能性がある方に対しては、手帳交付時に、窓口で制度を説明するなど、幅広く周知しているところであります。

今後も周知を継続するとともに、宇土市包括支援センター等の高齢者支援に関わる関係機関にも周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） この制度の周知が十分でないと思います。障害者1級の手帳を持たなくても、この制度に該当する人は受給できるように一層の努力をお願いいたしまして、今回の一般質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分ほど休憩いたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、西田和徳君。

○4番（西田和徳君） 皆さんこんにちは。宇土市政研「志」の西田でございます。今回最後の一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、漁業者の立場から1点だけ質問の前に、海苔の生産状況について報告をいたします。

昨年は、網田漁協においては約8,900万枚、住吉漁協においては5,500万枚。今年は網田漁協が8,700万枚、住吉漁協が約4,800万枚。枚数を平均にしてパーセントで網田漁協が98%、住吉漁協が88%、金額にして網田漁協が80%、住吉漁協が70%と報告を受けております。このコロナ禍の状態で、1枚のコストが非常に安かったというように聞いております。それと、今年は1月、2月が強風注意報がよくかかっておりました。非常に住吉漁協においては干満の差が激しく、3日も続けて行けないという状況が続いたところが何日もございました。1月は生産日数が一桁台だった、それくらい非常に厳しかった今年度ではなかったかと思えます。あとはまだ3月もありますが、生産は非常に厳しい状況で、

もう終わりに近いのではなかろうかという報告を受けました。

それでは、質問に入ります。1点目は住吉漁港について。2点目は網津地区湛水防除事業について、2点を質問させていただきます。

まずは、漁港の整備について。元松市長の施政方針の中にありましたが、今年度、長部田の浚渫事業をしていただきましたが、港内の約半分の浚渫でした。そこで次年度の浚渫事業の予定がどれくらいなのか。

また、当港のリニューアル化の問題ですが、大潮のときは潮が満ちるのが早く、現在の荷揚場では二、三隻しか荷が下ろせず、非常に効率が悪い状況が続いています。そこで、スムーズに荷揚げができるように荷揚場の嵩上げ延長をお願いしたいのですが、今後の計画の予定をお願いします。

また、住吉漁港についてですが、当港は住吉自然公園に隣接しており、現在は台風の避難港として利用していますが、近年では公園の法面から落石が続き、約20隻が係留できない状況です。台風時はやむを得ず港以外の場所に係留するしかございません。是非、浚渫整備をお願いしたいのですが、そこで質問ですが、長部田港の浚渫事業と嵩上げ延長事業について、また、住吉港の浚渫整備について一括して経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

住吉漁港には国道57号線沿いにある長部田港と網津川河口にある住吉港の二つがあり、港の整備等については、本市が策定しました機能保全計画を基に順次実施することとしております。

まず、長部田港の整備については、国庫補助事業である水産物供給機能保全事業を活用し、今年度に約2,500立方メートルの浚渫工事を実施しており、令和3年度についても約2,300立方メートルの浚渫工事を予定しています。また、港内の荷揚場が満潮時に利用できず、荷揚作業に支障を来しているため、嵩上げ工事も計画しております。こちらは、国庫補助事業である農山漁村地域整備交付金事業を活用し、令和3年度に実施設計を行い、令和4年度以降に工事に着手する見込みとなっております。

次に、住吉港の整備については、令和5年度に港内の浚渫工事を実施する予定としておりますが、住吉港は、住吉自然公園に隣接しており、公園法面からの落石が港内の底面に多量に堆積しているため、施工時には、落石の撤去も併せて実施することとしております。また、住吉港は、台風時等における避難港としても利用されており、有事の際には漁船同士が混雑している状況であるので、スムーズに係留することができるよう対策を講じたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 西田和徳君。

○4番（西田和徳君） ありがとうございます。長部田港整備について令和3年に2,300立方メートルの浚渫工事予定ですが、前年度半分の浚渫をしましたが、やはり浚渫されると、高いところが残るとやはり低いところに流れて、どうしても埋まるのが早くなる、そういう状態が続いておりますので、できれば、一度に浚渫ができるような、予算の関係もあると思いますが、どうか一度にできるようにお願いをしたいと思います。

また、嵩上げ延長についてですが、令和3年度に実施設計を行い、令和4年度以降に着工予定ということですが、嵩上げができれば今以上にスムーズに生産者の時間短縮になると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、住吉港の整備についてですが、台風時は長部田港と住吉港しかありません。浚渫整備していただければ、何とかその二つの港で対応できるようになると思いますので、できれば一年でも早く実施をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に入ります。網津第二排水機場について。近年では台風も大型化し、梅雨時期には局地的な集中豪雨による災害も続いております。そこで、当排水機場は昭和53年に整備され、約42年が経過し、当時に比べたら農地から宅地化が進み、今では宅地が結構増えております。毎年梅雨時期になると、そのところはほとんど浸水してしまいます。住民の方々に「梅雨の時期はどうされていますか。」とお聞きしますと、「もうほとんどが避難しています。」と、避難されていない方は、「車が置けず、高台まで持っていっているという状況です。」というふうにおっしゃられました。私も毎年見に行くんですが、道路か水路か分からないというような状態です。排水機場も24時間回っておりますが、ほとんど減っていない状況です。水の減りが遅いです。これでは、住民の方たちが大変な思いをされている。

そこで質問ですが、今後どのような計画があるのか、経済部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

現在の網津第二排水機場は、昭和53年に熊本県営湛水防除事業により整備されたもので、建設当時と比べ農地の宅地化が進んだことや、近年の局地的な集中豪雨の影響もあり、既存施設のポンプ能力では対応できていない状況になっております。

このようなことから、平成29年度に当該地区における排水対策検討業務により、既設水路の排水能力の検討や農地等の湛水状況を把握しております。また、令和元年度には、農林水産省所管の国庫補助事業の採択に当たり、事業メニューの検討や費用対効果等の検証を行っております。その後、県と事業化へ向けた協議を進めてきた結果、事業採択前には、排水ポンプの能力や形式も含め決定しておく必要があるとのことから、令和3年度に基本設計を

市単独費で発注する計画としております。

その結果を踏まえ、令和4年度から国庫補助事業として申請し、取り組む計画であります  
が、事業実施期間としては、おおむね測量及び実施設計から工事完了まで3か年程度かかる  
見通しで、供用開始は令和7年度からを予定しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 西田和徳君。

○4番（西田和徳君） ありがとうございます。令和4年度取組計画、そして供用開始が令  
和7年度の予定であるということで、大変うれしく思います。できれば、湛水防除だけでは  
なく水路土砂の撤去、維持管理が必要だと思います。これは建設部になると思いますが、今  
後協議をしながら、市民の生命と財産を守るため、一年でも早くできるようにお願いをいた  
します。

少し時間が余りましたので、嶋本議員の代表質問にありましたが、アサリ貝の質問でござ  
いました。今、市や県や国、一生懸命努力をして事業をしていただいております。そこで漁  
業者としての立場から一言だけ、アサリ貝は元松市長が今年度はゼロと言われました。私も  
海に実際入ってアサリ貝がどこにいるか、少し生まれているかどうか確認をしています。今  
年も7月、8月、9月非常に生まれていました。米粒二つ分ぐらいの大きさです。それが1  
0月に入るとぱたりと無くなる。これが毎年続いています。何とかこれが改善できればと思  
います。それだけ一応報告します。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一  
般質問を終結いたします。

-----○-----

#### 日程第2 常任委員会に付託（議案第4号から議案第34号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2、市長提出議案第4号から議案第34号までの31件につ  
きましては、本日配布の令和3年3月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、そ  
れぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（中口俊宏君） 日程第3、請願・陳情につきましては、配布の請願・陳情文書表のと  
おり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、9日文教厚生常任委員会、10日総務市民常任委員会、11日経済  
建設常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、17日水曜日午前10時から会議を開きます。  
本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時56分散会

## 令和3年3月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

議案第 4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

議案第 5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第4号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について

議案第 7号 宇土市長の給料の減額に関する条例について

議案第 8号 宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第20号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について

議案第21号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

議案第23号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第26号 令和3年度宇土市一般会計予算について

議案第27号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

議案第31号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

### 経済建設常任委員会

議案第 4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

議案第 5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第4号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について

議案第 6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

議案第14号 宇土市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例について

議案第15号 宇土市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定支援基金条例について

議案第18号 宇土市道路線の廃止について

議案第19号 宇土市道路線の認定について

議案第20号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について

- 議案第 2 5 号 令和 2 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度宇土市一般会計予算について
- 議案第 2 8 号 令和 3 年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第 3 0 号 令和 3 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 議案第 3 3 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計予算について
- 議案第 3 4 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計予算について

## 文 教 厚 生 常 任 委 員 会

- 議案第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
  - 専決第 2 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 4 号）について
- 議案第 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
  - 専決第 4 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 5 号）について
- 議案第 1 1 号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 宇土市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 宇土市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 武家屋敷（旧高月邸）条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 6 号）について
- 議案第 2 1 号 令和 2 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 2 2 号 令和 2 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 4 号 令和 2 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度宇土市一般会計予算について
- 議案第 2 7 号 令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 令和 3 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 議案第 3 2 号 令和 3 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和3年3月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

\*陳情\*

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 3年 1	R2.11.26	地方たばこ税を活用した分 煙環境整備に関する陳情書	宇城市不知火町松合121-10 松橋たばこ販売組合 代表 坂本 順三	総務市民

第 5 号

3月17日 (水)

## 令和3年3月宇土市議会定例会会議録 第5号

3月17日（水）午前10時00分開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
（質疑・討論）
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- （質疑・討論・採決）
- 日程第3 請願・陳情について  
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
（採決）

### 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
（質疑・討論）
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- （質疑・討論・採決）
- 日程第3 請願・陳情について  
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
（採決）
- （追加日程）
- 日程第5 発議第1号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

### 3. 出席議員（18人）

1 番 佐美三 洋 君	2 番 小 崎 憲 一 君
3 番 今 中 真之助 君	4 番 西 田 和 徳 君
5 番 園 田 茂 君	6 番 宮 原 雄 一 君
7 番 嶋 本 圭 人 君	8 番 柴 田 正 樹 君
9 番 平 江 光 輝 君	10 番 檜 崎 政 治 君
11 番 野 口 修 一 君	12 番 中 口 俊 宏 君
13 番 藤 井 慶 峰 君	14 番 芥 川 幸 子 さん
15 番 山 村 保 夫 君	16 番 杉 本 信 一 君
17 番 村 田 宣 雄 君	18 番 福 田 慧 一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 杉 本 裕 治 君
企 画 部 長 石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長 小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 山 口 裕 一 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 宮 田 裕 三 君
総 務 課 長 光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長 東 頭 君
財 政 課 長 上 木 淳 司 君	企 画 課 長 宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長 加 藤 敬 一 郎 君	

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長 牧 本 誠 君
議 事 係 参 事 永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事 松 本 浩 典 君

午前10時40分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

去る3月3日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路における予算配分，用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。

事業内容といたしましては，令和3年度事業の調査設計において，令和3年度宇土道路外水文調査業務で入札に伴う公告が行われております。この業務は，熊本・宇土道路及び宇土道路の周辺井戸の水位観測，水量調査，水質検査等を令和2年度から引き続き行うための業務となっております。

次に，宇土道路における用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。

令和2年度予算につきましては，当初予算額11億4千万円に対し15億円を増額する補正が行われております。

事業内容といたしましては，契約期間が延長された業務，また入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，平成31年度繰越事業について，調査設計では，国道57号宇土道路網津長浜トンネル修正設計業務で工期の延長が行われております。

次に，令和2年度事業について，工事では，新たに熊本57号城塚地区改良8期工事及び9期外工事，熊本57号城塚地区函渠外工事，熊本57号上網田地区改良3期工事～6期工事などの7件で，入札に伴う公告が行われております。これらの工事は，城塚インター及び網田インター付近の地盤改良工事などであります。また，そのほか，熊本57号城塚地区改良7期工事で工期の延長，熊本57号笹原トンネル新設工事で契約締結がなされております。

次に、用地補償関係では、令和2年度国道57号宇土道路網津地区外用地調査等業務で契約期間の延長が行われております。

次に、熊本天草幹線道路の宇土―三角間の整備ルートにつきましては、2月18日に開催された九州地方小委員会において、宇土半島の南側を通るルートに決定しました。現在、新規事業採択時評価の手続きが開始されており、今後は、新規事業化に向け、費用対効果や事業の妥当性について審議される予定であります。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

委員から「笹原トンネル新設工事の今後の計画はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「トンネル工事に着工する前に、坑口まで工事車両を通すための仮設道路の築造工事が行われるため、トンネル工事本体の着工は令和3年末頃になるかと思われる。なお、工期については令和5年1月31日までとなっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「旧熊本市民病院の解体工事は、振動と騒音の影響で、近隣住民が心身の不調を訴えており、工事が昨年10月から中断している。全ての工事に共通することだが、施工する前には、地元区長や住民へ丁寧な説明を行ってほしい。」との要望がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（中口俊宏君） 日程第2、去る3月8日の本会議におきまして、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第4号から議案第34号までの31件並びに請願・陳情につきましては、その審査の経過と結果について、それぞれ報告がっておりますのでこれを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから，総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして，去る3月10日，本委員会を開催し審査を行いましたので，その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は，条例関係4議案，予算関係6議案，専決処分の報告及び承認2議案と陳情1件であります。

まず，議案第4号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では，新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）として167万2千円，ふるさと宇土応援基金経費として9億1,870万円を増額するものであります。

次に，議案第5号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第4号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では，電子納品管理システム導入事業（新型コロナウイルス対策分）として311万5千円，新型コロナウイルス感染症対策事業（企画課分）として300万円を増額するものであります。

次に，議案第7号，宇土市長の給料の減額に関する条例について。これは，市長の給料の月額を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間について減額するため，条例を制定するものであります。

次に，議案第8号，宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について。これは，宇土市消防団員の定員を変更するため，条例を改正するものであります。

次に，議案第9号，特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは，宇土市消防団員の年額報酬を引き上げ及び機関員として業務に従事する団員の年額報酬を加算するため，条例を改正するものであります。

次に，議案第10号，宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは，新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い，条例を改正するものであります。

次に，議案第20号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず，総務費では，震災対策事業（総務課派遣職員分）2,275万円を減額するものであります。

次に、民生費では、国保会計繰出金経費 3,460万8千円を減額するものであります。

次に、衛生費では、浄化槽設置事業経費 2,372万8千円を減額するものであります。

次に、消防費では、消防団経費 330万円を減額するものであります。

また、光ブロードバンド基盤整備事業（新型コロナウイルス対策分）については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債及び継続費の補正を行っております。

次に、議案第21号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。補正額は1,999万2千円を減額するもので、補正後の総額は44億5,245万6千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第23号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。補正額は376万円を減額するもので、補正後の総額は4億8,593万円であります。これは、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金の確定及び保険料収納見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費 1億3,555万1千円。

次に、総務費では、地方バス路線維持対策事業経費 5,029万4千円、庁舎建設事業経費 25億1,573万3千円、ふるさと宇土応援基金経費 7億9,852万円、情報管理費一般経費 8,289万2千円、賦課徴収一般経費 6,782万8千円、網田コミュニティセンター建設事業 7,309万2千円。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金 3億7,612万1千円、後期高齢者医療広域連合負担金 4億9,118万6千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 1億5,877万2千円。

次に、衛生費では、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター） 1億6,294万9千円、清掃収集業務経費 9,811万3千円、廃棄物減量化対策経費 8,304万5千円。

次に、消防費では、宇城広域連合負担金（消防費） 4億6,024万3千円、消防団経費 4,935万2千円。

次に、災害復旧費では、震災対策事業（財政課分） 2,619万4千円等であります。

また、市長選挙費については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、広報うとの印刷製本に要する経費など6事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第27号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出総額は45億2,654万8千円となっており、対前年度比で1億3,799万3千円の増額と

なっております。

次に、議案第31号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出総額は5億769万3千円となっており、対前年度比で1,798万1千円の増額となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第20号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について。委員から「今定例会に、分煙環境整備に関する陳情書が上程されている。また、庁舎建設事業として継続費補正が行われているが、新庁舎に喫煙所を整備する計画はあるのか。」との質疑に対し、執行部から「新庁舎の屋上部分に喫煙スペースを設ける予定であるが、来庁者向けの喫煙所を屋外に整備することも考えており、設置場所等の検討を行っている状況である。」との答弁がありました。

次に、議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。委員から「二の丸墓園を整備する計画があるが、これまでのように個別墓をつくる予定はあるのか。」との質疑があり、執行部から「個別墓をつくる予定はない。複数の納骨スペースを設けた納骨堂と、共同で埋葬できる合葬墓を整備する計画である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「生活スタイルの変化や少子化等の影響で、お墓を管理できず墓じまいをされる家が増えている。時代に合ったお墓の整備、運用を進めてほしい。」との意見がありました。

次に、網田コミュニティセンター建設事業計画について、委員から「今回、造成工事費が計上されているが、今後の予算執行の計画は。」との質疑に対し、執行部から「予算的に最も大きい建築費等を令和4年度から5年度に計上する予定である。」との答弁がありました。また、別の委員から「現在、実施されている造成設計ができ次第、地元に対して、造成後の土地の形状や天端の面積等、十分な説明を行ってほしい。また、網田コミュニティセンターまでのアクセス道路についても、拡幅の検討を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、網田地区デマンドバス実証実験について、委員から「令和2年10月から令和3年2月にかけて、デマンドバスの実証実験が実施されたが、どういった目的で利用された方が多かったのか。」との質疑があり、執行部から「通院や買い物が最も多かった。」との答弁がありました。それに対して、委員から「1月に利用者が減少している理由は何か。」との質疑があり、執行部から「1月に熊本県独自の緊急事態宣言が出されたことと、寒さの影響もあり、利用者が減少したと考えられる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「高齢者の方たちがデマンドバスを利用されるようになるまでには、もう少し時間がかかると思う。しかし、継続して実施していくことで、デマンドバスの良さが住民へ浸透して行くと思うので、今後も継続してほしい。」との意見がありました。

次に、議案第8号、宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。委員から「今回、消防団に関する団員の定員と報酬の改正が行われているが、併せて、団員報酬等が個人への直接支給に変更されると聞いている。各地区の分団長からは、分団や班運営が厳しくなるとの相談を受けているが、話し合いは充分できているのか。」との質疑があり、執行部から「2月の幹部会議の中で、分団及び班運営に支障を来すような場合は、市としてもできる限りの対応をするので相談してくださいとの旨伝えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「各分団がスムーズに運営できるよう、今後も話し合いを続けてほしい。」との意見がありました。また、別の委員から「定員が減員となっているが、地域の消防力に影響はないか。」との質疑があり、執行部から「来年度から団員報酬等を個人振込とすることに伴い、各分団に不活動団員を精査していただき、その報告数を減員しているので、団活動に影響はないと考えている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「地域防災の核として活動している消防団については、定員割れが生じるなど消防団運営が危惧されているところである。今後、市民の安心・安全を守るためにも、消防団運営に支障が出るような場合は、改善策について協議を行い、市として迅速な対応をお願いしたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第26号、27号、31号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和3年陳情第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」については、継続審査といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月11日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係7議案、専決処分の報告及

び承認3議案，その他2議案であります。

まず，議案第4号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

農林水産業費では，新型コロナウイルス感染症対策事業（農林水産課分）1,200万円を増額するものであります。

次に，議案第5号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第4号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

農林水産業費では，農林漁業者への事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）計4,050万円を増額するものであります。また，新型コロナウイルス感染症対策事業（農林水産課分）105万8千円を増額するものであります。

商工費では，小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）1億円を増額するものであります。また，新型コロナウイルス感染症対策事業（商工観光課分）1,032万円を増額するものであります。

土木費では，急傾斜地崩壊防止対策事業（国の3次補正分）700万円，社会資本整備総合交付金事業（修繕・国の3次補正分）1億7,900万円，橋梁長寿命化事業経費（国の3次補正分）1,450万円，中央公園整備事業（新型コロナウイルス対策分）722万1千円を増額するものであります。

また，社会資本整備総合交付金事業（道路）（国の3次補正分）など9事業については，年度内の事業完了が困難であることから，繰越明許費の設定を行っております。

そのほか，必要な財源措置としまして，地方債の補正を行っております。

次に，議案第6号，専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第5号，令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。これは，ストックマネジメント改築実施設計業務委託料2,100万円を増額するものであります。

そのほか，必要な財源措置としまして，地方債の補正を行っております。

次に，議案第14号，宇土市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例について及び議案第15号，宇土市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定支援基金条例について。これは，新型コロナウイルス感染症の影響による経営安定貸付に対する利子補給金の交付に要する経費と，農林漁業者が農林漁業経営安定資金を活用した場合に実施する利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源を確保するため，基金条例を制定するものであります。

次に，議案第18号，宇土市道路線の廃止について。これは，市道の路線を廃止する必要があるため，道路法第10条第3項の規定により，議会の議決を求めるものであります。

次に，議案第19号，宇土市道路線の認定について。これは，市道の路線を認定する必要があるため，道路法第8条第2項の規定により，議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、果樹園芸振興一般経費5,346万2千円、担い手育成支援経費4,500万円を減額するものであります。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工観光課分）7,957万2千円を増額するものであります。

土木費では、辺地道路整備事業経費1,138万4千円、社会資本整備総合交付金事業（修繕）1,496万3千円、住宅・建築物安全ストック形成事業1,125万5千円を減額するものであります。

また、緊急自然災害防止対策事業（林地崩壊防止事業）など7事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第25号、令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。これは、消費税及び地方消費税600万円を増額し、基盤強化支援業務委託料1,000万円を減額するものであります。

次に、議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、担い手育成支援経費2,795万7千円、有害鳥獣対策経費2,517万5千円、農業水路等長寿命化・防災減災事業8,857万5千円、網田地区地籍調査事業8,200万4千円。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響による経営安定貸付に対する利子補給金2,343万7千円、干潟景勝地展望広場整備事業1,148万9千円。

次に、土木費では、辺地道路整備事業経費5,567万5千円、都市計画道路整備事業4,522万6千円、準用河川改修事業経費6,400万円、また道路の使用に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第28号、令和3年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千円となっており、前年度と同額であります。

次に、議案第30号、令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について。歳入歳出の総額は3,189万7千円となっており、対前年度比で21.0%の減額となっております。

次に、議案第33号、令和3年度宇土市水道事業会計予算について。収益的支出額は6億6,213万6千円、資本的支出額は2億8,138万2千円となっております。

次に、議案第34号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計予算について。収益的支出額

は9億9,052万8千円、資本的支出額は8億3,672万5千円となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第5号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第4号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について。委員から「中央線の改良工事について、着工はいつか。」との質疑があり、執行部より「鶴城中学校前の道路が非常に傷んでいるので、改良を計画している。2月に補正予算が確定したため、今から積算して、県の設計審査を受け、できる限り早期に発注したいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「近隣住民から、車両が通行する際にかなり振動を感じるとの声がある。早期着工をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。委員から「空家等対策事業について、令和2年度予算が約590万円で、令和3年度は約30万円と大幅に減っているが、事業が縮小されたということか。」との質疑があり、執行部より「令和2年度は、市内全域の空家の数、状態、また、持ち主の意向調査を業者に委託する費用を計上していた。令和3年度は、この調査を基に空家の利活用等に関する計画書の策定を行うため、有識者等で構成する対策協議会の委員報酬等を予算計上した。そのため、予算が大幅に減額となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第33号、令和3年度宇土市水道事業会計予算について。委員から「上天草・宇城水道企業団から水を例年5,000立方メートル購入しており、来年度は100立方メートル追加購入する予定との説明だったが、企業団の供給水量に余裕はあるのか。」との質疑があり、執行部より「企業団からは、現状の供給水量には余裕がないと聞いている。来年度100立方メートル追加購入する分については、上天草市の余裕分を譲ってもらう形で購入する。」との答弁がありました。それに対して、委員から「花園地区等では人口が増えており、それに伴って使用水量も増えている。今後、宇土市の人口を増やすためには供給水量の問題がどうしても出てくるので、供給不足を起こさないような計画をお願いする。」との意見がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので報告します。

「今年度の誤り修正対象区域である、平成23年度調査区域の14字及び平成24年度調査区域の7字の再調査については、2月末までに全ての立会いと測量を終了しており、現在は県の検査を受けている。検査後は来年度のできるだけ早い時期に閲覧を実施できるよう準備を進めていく。また、令和元年度再調査分の成果については、現在、国県へ認証請求を行っている段階であり、認証承認後に法務局へ送付する予定である。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、

全会一致で、原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月9日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係5議案、予算関係8議案、専決処分の報告及び承認2議案の合計15議案であります。

まず、議案第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第2号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について。当委員会所管のものについて申し上げます。

民生費で、児童扶養手当経費207万7千円を増額するものであります。

次に、議案第5号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第4号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症PCR検査事業3,000万円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ほか、ワクチン接種事業に係る経費として9,562万9千円を増額するものであります。

教育費では、学校ICT環境整備事業（地方創生臨時交付金事業分）3,910万5千円を増額するものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など15事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第11号、宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について。これは、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの新たな介護保険料を定めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第12号、宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に

ついて。これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第13号、宇土市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について。これは、本市における健康の増進及び食育に関する施策を一体的に推進するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第16号、宇土市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について。これは、本基金を財源とし、ジュニアスポーツに対する応援を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第17号、武家屋敷（旧高月邸）条例の一部を改正する条例について。これは、武家屋敷（旧高月邸）の円滑な運営を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第20号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第16号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、特別定額給付金事業（新型コロナウイルス対策分）2,029万8千円、乳幼児等医療費助成事業経費3,422万7千円を減額するものであります。

衛生費では、風しん対策事業（追加対策分）1,300万円を減額するものであります。

教育費では、中学校外壁等改修事業1億1,052万8千円、給食センター施設管理費1,173万7千円を減額するものであります。

また、中学校外壁等改修事業など4事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第21号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。当委員会所管のものとしましては、事業の実績見込みにより、特定健診委託料1,500万円、人間ドック委託料120万円を減額するものであります。

次に、議案第22号、令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は6,868万6千円を増額するもので、補正後の総額は38億9,438万8千円です。これは、事業の実績見込みによる減額及び介護保険基金積立金の増額補正であります。

次に、議案第24号、令和2年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は45万1千円を減額するもので、補正後の総額は87万1千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、生活保護扶助経費 6 億 5,036 万円、障害者福祉サービス事業経費 8 億 6,772 万 9 千円、子どものための教育・保育給付事業経費 15 億 7,570 万 3 千円。

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業経費 8,953 万 9 千円、がん検診等各種健診事業経費 3,970 万 9 千円。

次に、教育費では、学校一般経費（ICT 関連経費）7,928 万 6 千円、特別支援教育事業経費 8,130 万 7 千円、給食センター施設管理費 1 億 2,750 万 3 千円等であります。

次に、議案第 27 号、令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

特定健康診査等事業費 4,367 万 8 千円、人間ドック委託料 170 万円等であります。

次に、議案第 29 号、令和 3 年度宇土市介護保険特別会計予算について。歳入歳出総額は 37 億 8,464 万円となっており、対前年度比で 153 万 2 千円の減額となっております。

次に、議案第 32 号、令和 3 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について。歳入歳出総額は 132 万 2 千円で、前年度と同額であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、開会日に議決しました議案第 35 号、鶴城中学校外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結についてに関連して、委員から「中学校の外壁にアスベストが含まれていた件については、全員協議会でも指摘があったが、今後、アスベストが関係する事案が発生した場合は、議会に対して迅速に報告を行うように。」との要望がありました。

次に、議案第 17 号、武家屋敷（旧高月邸）条例の一部を改正する条例について。委員から「旧高月邸の入館者数はどれくらいか。」との質疑があり、執行部から「今年度は新型コロナウイルスの影響で、昨年度と比較して大幅に減って 30 人ほどとなっている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「旧高月邸が市にとって重要な文化財であるということは理解しているが、入館を予約制にして必要なときだけ開けるようにすれば経費の削減につながるのではないか。」との意見がありました。

次に、議案第 22 号、令和 2 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。委員から「介護保険基金は現在幾らあるのか。」との質疑があり、執行部から「今回、8,200 万円の積立てを行うと、基金残高は 5 億円を超える。」との答弁がありました。これに対して、委員から「基金を積み増すのではなく保険料を減額することについて、市の見解は。」との質疑があり、執行部から「保険料については、これまでの 3 年ごとの見直しでは毎回増額していたが、今回初めて据え置くことにした。試算では、基金の一部を取り崩すことで、今後 3 年間の据え置きが可能となっている。保険料を減額した場合、3 年後には増額しなければならない可能性が高く、減らしたり増やしたりというのは望ましくない。また、

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年問題、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題も見据えた財政設計が必要であり、基金の長期的・効率的な運用、激変緩和のための安定的な財政運営を行うためにも、今回、保険料は据え置くという判断に至ったものである。」との答弁がありました。

次に、議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算について。委員から「健康福祉館の指定管理委託料が700万円増額になっている理由は何か。」との質疑があり、執行部から「あじさいの湯は源泉の温度が低いためボイラーで沸かしているが、この燃料費がかなり掛かっており、過去5年間の実績を見ると、年間700万円から800万円の赤字となっている。次の指定管理者を決める段階で、施設運営を行うために必要な委託料の額に見直しを行ったものである。」との答弁がありました。これに対して、委員から「ボイラーで燃料を燃やすと、二酸化炭素が排出される。環境面を考えると、国の補助等を活用して木質バイオマスへの転換が望ましいと思う。」との意見があり、執行部から「老朽化により交換する時期が来たら検討したい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 提案されております33議案の中で、4議案に反対をいたします。

議案第26号、令和3年度宇土市一般会計予算についてであります。業務量は増えているのに職員を大幅に削減し、非正規の職員は逆に教育委員会を含め220名と大幅に増やして、人件費を抑えてきました。しかし今後正職員を増やし大規模災害等に備えるなど、業務量に応じた職員の適正配置が必要であると思います。有給休暇も適正に取れるようにすべきであります。ストレスがたまり心の病で長期に休みを取らなければならない職員も増えております。このような状況は解消しなければなりません。正職員を増やし、市民サービスに力を入れるべきとの立場から反対をいたします。

議案第27号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険加入者は、年金生活者やパートなどで働く所得の少ない労働者が増えております。しかし、所得が少ないのに中小企業の労働者が加入している協会けんぽよりも国保税は2倍近く高くなっております。そのため、滞納も増えております。収入の全くない子どもにも1人当たり2万9,200円の均等割が課税され問題であります。全国知事会も国に対し、財政支援を増やすよう要望し、協会けんぽ並みの保険料にすべきとしています。公的支援を増やして加入者の負担軽減を図ることが必要だとの立場から反対をいたします。

次に、議案第29号、令和3年度宇土市介護保険特別会計予算についてであります。高齢化が進み、介護を必要とする人は増えておりますが、介護認定は厳しくなっておりますし、改善が必要であります。介護報酬の引き下げやコロナの影響で介護施設の運営はより厳しくなり、廃業するところも出ております。介護職員の賃金も安く、職員の確保ができない状況にあります。第8期の介護事業計画では、介護報酬の引き上げと職員の待遇改善が必要ですが、事業計画では不十分だと言わなければなりません。公的支援を増やし、安心して介護が受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第31号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。75歳になれば、これまで加入していた保険から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面からも保険料の面からも差別するような制度は廃止をし、もとの制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者は安心して医療が受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号から議案第25号までの22件についてを一括して採決したいと思っております。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。委員長報告のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第25号までの22件については、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第26号について採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決

することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第27号について採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第28号について採決いたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第29号について採決いたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第30号について採決いたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第31号について採決いたします。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第32号から議案第34号までの3件についてを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第34号までの3件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 請願・陳情について

○議長(中口俊宏君) 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、総務市民常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和3年陳情第1号については、ただいまの総務市民常任委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます

よって、令和3年陳情第1号については、委員長報告のとおり継続審査と決定いたしました。

-----○-----

### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(中口俊宏君) 日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に，日程についてお諮りいたします。

本日，議員提出として発議第1号が新たに追加上程されております。

この際，本日の日程に追加し，議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，日程に追加し，議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 発議第1号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（中口俊宏君） 日程第5，発議第1号，宇土市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

まず，議案を事務局長に朗読させます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 発議第1号，宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について。

地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により，別紙のとおり議案を提出する。

令和3年3月17日提出。

提出者，宇土市議会議員，樫崎政治，野口修一，杉本信一，藤井慶峰，平江光輝，宮原雄一。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下，議案書につきましては，議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，発議第1号については，会議規則第36条第3項の規定により，委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年3月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時44分閉会

○議長（中口俊宏君） ここで、私のほうから御挨拶を申し上げます。

私、執行部は、是は是、非は非として取り組んでおりますが、本日は執行部に感謝の言葉を申し上げます。それは、市長の施政方針にありましたけれども、ふるさと宇土応援寄附金についてであります。この金額は本年は昨年と比較して約5倍となり、1月現在では11億円を超えているということでもあります。特に、本市へ11億円を超える寄附金があっており、貴重な財源となっているということでもあります。

二つ目に、返礼品として本市の特産品を全国へ発送しており、今日の経済の活性化に大きく寄与しているところであります。これらのことにつきまして、担当部署の職員の企画力、行動力等々、平素からの努力の成果であり、私は高く評価をすべきと思っております。私からも感謝の気持ちをお伝えさせていただきました。

改めまして、閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る3月2日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長からの御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

さて、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市議会並びに議員の皆様におかれましては、引き続き代表質問並びに一般質問の時間短縮について、特段の御配慮を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

また、令和3年度予算案をはじめ多数の重要案件を御提案しましたが、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

さて、東京オリンピックの聖火リレーがいよいよ今月25日、福島県からスタートいたします。その後、聖火は全国各地を駆け巡り、本市では5月5日の夕刻から聖火リレーが実施され、市独自のイベントとして、ミニセレブレーションを開催することとしております。

これに先駆けまして、今週15日から明後日19日にかけて、熊本県の主催によりまして、ecowin宇土アリーナにおいて、実際に聖火リレーで使用される予定のトーチの巡回展示が実施されております。

このトーチは、日本人になじみが深い花であります、桜の花をモチーフにしてデザインされたもので、その素材には、震災から10年の節目を迎えております、東日本大震災の仮設住宅のアルミ廃材が一部利用されるなど、復興への願いを込めたものとなっております。

展示会には、このトーチを一目見ようと、初日から多くの市民の皆様が来場され、間近でこの桜ゴールドに輝くトーチをじっくり観覧されるなど、その多くの方々が、実際に聖火ランナーが聖火を掲げ、市内を笑顔で走る姿を思い描かれたのではないかと思います。市民の皆様、議員の皆様におかれましても、あと二日しかございませんが、お時間が許すようでしたら、是非一度会場に足を運んで実際に御覧いただきたいと思うところでございます。

本市の聖火ランナーにつきましては、先の代表質問の中でも申し上げましたとおり、本市出身の正代関が、新型コロナウイルス感染症対策そして5月場所の日程等の都合により、辞退をされました。

私自身、昨年9月場所での優勝祝賀パレードを、新型コロナウイルス感染症の影響により実施することができず、聖火リレーこそは何とか走ってもらいたいと思っていたところでございますが、今の状況を考えると今回の辞退は致し方ないものと考えております。

しかしながら、57年ぶりとなります我が国での夏季のオリンピック開催で、県内では13市町村しか実施されないこの聖火リレーを本市で実施できることは、大変意義あることだと思います。

熊本地震からの復興に向け、着実に前進している元気な宇土市の姿と、全国各地からいただいた様々な御支援に対する感謝の気持ちを、全国に発信するべく聖火リレーを盛り上げてまいりたいと考えております。

市民の皆様そして議員の皆様におかれましては、当日の聖火リレーでは、是非、このトーチにも注目していただき、聖火ランナーへの拍手による応援をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、このところ、冷え込みが幾分和らいでおります。暖かい季節も間近と思われます。今しばらくの間、議員の皆様におかれましては、寒暖定まらぬ時期でございますので、体調管理に留意をされ、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

**○議長（中口俊宏君）** ここで、3月末日をもちまして定年退職される職員の方が議場にいらっしやいます。せっかくの機会でありますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

教育部長、宮田裕三君。

**○教育部長（宮田裕三君）** 本日市議会の議場におきまして退職の御挨拶の機会を与えていただき、中口議長をはじめ議員の皆様には心から御礼を申し上げます。

私は、昭和54年に入庁いたしまして、当時の下水道課を皮切りに税務課、総務課、議会事務局、学校教育課など7課、そして最後は教育部長として42年間の長きにわたり勤務させていただきました。特に議会事務局には、平成15年度から6年間と平成27年度から3年間の通算9年間在籍させていただき、議会だより創刊号の発行や、議会中継の導入に携わったことが今懐かしく思い出されます。その間、至らぬ点が少なからずあったかと存じますが、議員の皆様には寛大に接していただき、また数々の御教授をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

振り返ってみますと、私が入庁しまもなくして日本経済がバブル景気となり、その後バブル崩壊、先行き不透明な現代へと移行しております。一方、社会情勢は少子高齢化やグローバル化、高度情報化の進展、地球環境問題の深刻化など、大きくしかも加速度的に変化し、今日では新型コロナウイルス感染症といった新たな危機に直面しております。このような時代潮流の中、本市では、これまで「文化的田園工業都市」を目指した第1次の総合計画以降、現在の第6次にわたり、様々な施策の取組がなされ、さらに行財政改革では、「身近な行革」と題し、庁内から無駄の洗い出しをした第1次行財政改革以降、現在の第8次にわたり、様々な改革が行われております。そして令和3年度からは、「カイゼン」をキーワードとした新たな行財政改革大綱の第9次がスタートすることになります。市職員として、この総合計画、行財政改革を基に業務に携わってきた中で、いろんなことを経験させていただきました。

たが、その仕事一つ一つが時代を映したものであり、歴史を生きてきたんだなというふうに感慨もひとしおでございます。

この度、3月31日をもって人生の大きな節目であります定年退職を迎えるに当たり、これまでお世話になった議員の皆様方や、市長をはじめ多くの職員の皆様方に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

最後になりましたが、宇土市の更なる発展と議員の皆様方のこれからのますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、退職に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中口俊宏君） 私のほうから、議会を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。退職される皆様におかれましては、長い間本当に御苦勞様でした。豊富な行政経験をお持ちでございますので、退職されても我々市議会に対しまして、御意見・御指導をよろしくお願い申し上げます。今後の御健康とますますの御活躍を御祈念申し上げまして、御挨拶といたします。

これをもちまして終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時55分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 西 田 和 徳

宇土市議会議員 山 村 保 夫